

宮城県国土強靱化地域計画（第3期）

（素案）



令和7年3月

宮 城 県

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 本計画の対象想定災害	3
5 計画の推進	3
第2章 目標と脆弱性評価	4
1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
4 施策分野の設定	7
5 脆弱性評価の手順	7
第3章 国土強靱化施策（リスクシナリオ別）の脆弱性評価結果・推進方針	9
第4章 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針	100
《資料編》	
別紙1 国土強靱化関連県計画等一覧	136
別紙2 指標（KPI）一覧	138
別紙3 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害	144

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生したマグニチュード9.0の巨大地震は大津波を引き起こし、本県においては1万人を超える人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害をもたらした。

国においてはこの東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害に備えて、必要な事前防災及び迅速な復旧復興を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、平成30年12月の基本計画の変更の後、令和5年6月に基本法が改正され、同年7月には基本計画のさらなる見直しが行われるなど、国土強靱化の取組の強化が図られている。

本県では、平成29年4月に「宮城県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）の策定後、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、令和3年3月に令和7年3月までに4年間を計画期間とする第2期地域計画を策定し、事前防災及び減災に係る様々な対策を進めてきた。この間、これまで以上に頻発するようになった大規模自然災害やデジタル化の進展による社会情勢の変化が著しく、特に、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓や、新たな基本計画に掲げられたデジタル活用及び地域力の発揮については、今後の災害対応に活かすべき課題となっている。

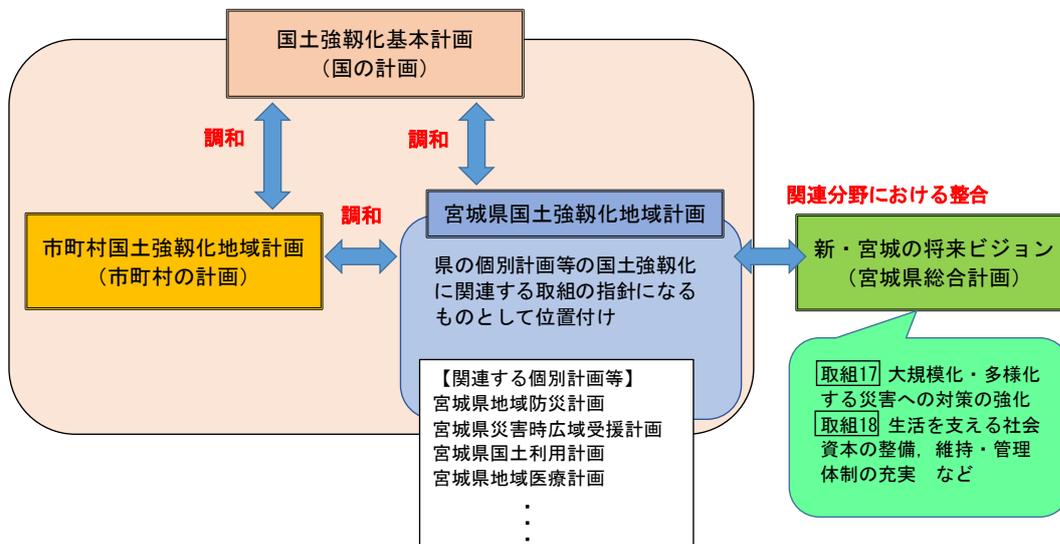
こうした背景を踏まえ、今回、第3期「宮城県国土強靱化地域計画」を策定した。第3期地域計画では、令和3年度を始期とする宮城県総合計画「新・宮城の将来ビジョン」との整合性を図りつつ、能登半島地震の教訓や国の新たな基本計画を反映し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた、安全・安心な県土と地域社会の構築を目指している。

【参考】これまでの国土強靱化計画に関する動向

時期	主体	国土強靱化計画に関する動向
平成 25 年 12 月	国	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行
平成 26 年 6 月	国	国土強靱化基本計画 閣議決定
平成 29 年 4 月	県	宮城県国土強靱化地域計画 策定 (計画期間：平成 29 年度～令和 2 年度)
平成 30 年 12 月	国	国土強靱化基本計画の変更 閣議決定
令和 2 年 12 月	県	新・宮城の将来ビジョン 策定 (計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度)
令和 3 年 3 月	県	第 2 期宮城県国土強靱化地域計画 策定 (計画期間：令和 3 年度～令和 6 年度)
令和 5 年 6 月	国	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正 公布・施行
令和 5 年 7 月	国	新たな国土強靱化基本計画の策定 閣議決定

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定している。策定に当たっては国の基本計画や市町村国土強靱化地域計画と調和を保ちながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる施策との整合性を図り、各施策分野における県の個別計画等の国土強靱化に関連する取組の指針となるものとして位置付けている。



3 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間とする。

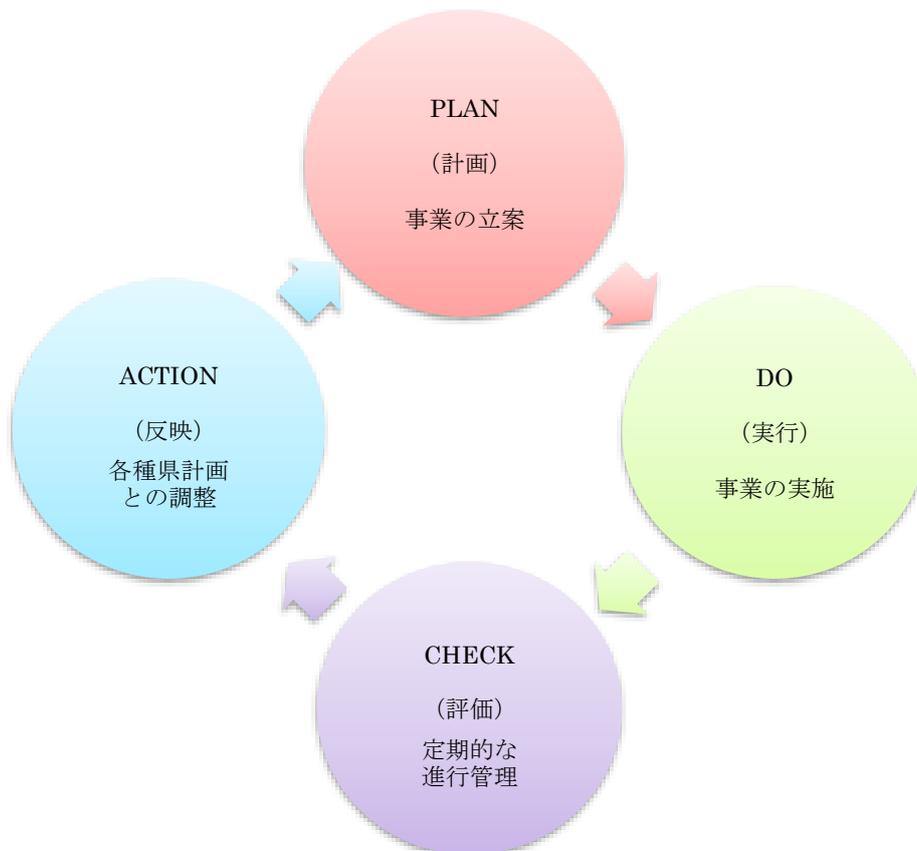
4 本計画の対象想定災害

ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

5 計画の推進

この計画の取組は、知事を本部長とする「宮城県国土強靱化推進本部」において推進することとし、事業の立案（PLAN）、事業の実施（DO）、定期的な進行管理（CHECK）、各種県計画との調整（ACTION）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行う。

なお、社会情勢の大きな変化等があった場合には、適宜必要な見直しを行う。



第2章 目標と脆弱性評価

いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土、地域、経済社会を構築するため、本計画の目標と脆弱性評価の手順等を次のとおり定める。

1 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4つを基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の6つを事前に備えるべき目標とする。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標を妨げる事態として、国の基本計画における35のリスクシナリオを基本として、本県における過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、27のリスクシナリオを設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	2	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
	3	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
	4	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	5	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	6	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	7	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	8	2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
	9	2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	10	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	11	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	12	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	13	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	14	4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	15	4-3 食料等の安定供給の停滞
	16	4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（孤立地域の早期解消を含む）	17	5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）
	18	5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	19	5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	20	5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	21	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	22	6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	23	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	24	6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	25	6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
	26	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	27	6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による県経済への甚大な影響

4 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の基本計画における施策分野に基づき、第2章の目標と脆弱性評価を踏まえ、10の個別施策分野及び1の横断的分野を設定した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能・情報通信等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 農林水産
- (6) 産業構造
- (7) 交通・物流
- (8) 県土保全
- (9) 土地利用
- (10) リスクコミュニケーション・地域づくり

【横断的分野】

デジタル活用

5 脆弱性評価の手順

大規模自然災害に対してリスクシナリオを設定し、脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を実施していく上で必要なプロセスであり、国の基本計画においても脆弱性評価をもとに施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国の脆弱性評価手法を踏まえ、以下の手順により評価結果と施策の推進方針を定めるものとする。





【参考】各リスクシナリオと個別施策分野の対応一覧

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	個別施策分野								
		行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療・福祉	環境	農林水産	産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防く	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	○	○							
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生	○	○					○	○	○
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生	○	○			○		○		○
	1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生							○	○	○
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生							○		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防く	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○								
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			○						
	2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	○		○	○					
	2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		○				○			
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	○								
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				○					
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○								
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下					○	○			
	4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	○			○		○			
	4-3 食料等の安定供給の停滞					○	○			
	4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				○	○		○		
5 情報通信サービス、電力供給ネットワーク、上下水道施設、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる(孤立地域の早期解消を含む)	5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大(情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態)	○								
	5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止		○							
	5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止		○				○			
	5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止						○			
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		○	○	○	○				○
	6-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○		○						○
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				○					
	6-4 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○						○	
	6-5 長期にわたる孤立地域の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態		○	○						○
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○		○					
	6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による県経済への甚大な影響						○			

第3章 国土強靱化施策(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

本章は第2章に定めた27のリスクシナリオ別に脆弱性評価結果と推進方針をまとめたものである。この推進方針をもとに、所管する部局等において国土強靱化に関する取組を進め、関連するKPI等をもとにその進捗を図っていく。

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- これまで、昭和53年の宮城県沖地震を契機とした地震被害想定調査(第一次～第四次)の結果をもとに、地震に強い地域づくりを進めてきたが、東日本大震災からの復興の進展により、前回調査時から沿岸市町の社会環境が大きく変化していることなどから、今後の防災体制の整備に向け、改めて第五次地震被害想定調査を実施し、令和5年11月にその最終報告を行った。
- 今後は、当該調査内で設定し、県の目標として宮城県地域防災計画内でも正式に位置付けた今後10年の減災目標(「最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を今後10年間でおおむね8割減少させる」、「宮城県沖地震(連動型)により想定される死者数を今後10年間でおおむね半減させる」)について、その達成に向けた取組を行う必要がある。

住宅・都市

【住宅の耐震化・長寿命化等】

- 住宅の耐震化率は、平成30年10月時点で92%となっている。旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅はいまだ数多く残っているが、近年、東日本大震災にも耐えたという安心感や所有者の高齢化・後継者の欠如などから、耐震診断・耐震改修の助成件数が低調となっている。また、老朽化した公営住宅を効率的かつ円滑に改修することが課題となっている。

【学校の耐震化・長寿命化等】

- 公立学校施設は災害発生時における避難所機能をもつことから、改築や改修、維持補修を計画的に行う必要がある。
- 公立学校の校舎等の構造体の耐震化率は、令和6年4月時点で100.0%(全国平均99.8%)であるが、非構造部材の耐震対策実施率は76.1%(全国平均67.8%)である。公立学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時は地域住



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

民の避難所となるなど重要な役割を担っていることから、早期の対策完了が必要である。

- 私立学校の校舎等の構造体の耐震化率は令和5年4月1日時点で91.6%（全国平均92.9%）であるが、非構造部材の耐震対策は、44.5%（全国平均41.9%）である。東日本大震災の教訓を踏まえ、幼児児童生徒の安全確保の観点から、構造体の耐震化及び非構造部材の耐震対策を進めていく必要があるが、事業費の目途が立たないこと等の理由により、設置者が耐震化について具体的に検討していない状況にある。

【文化財の耐震化・長寿命化等】

- 文化財として公開活用される建造物・土木構造物・工作物、博物館等に展示される有形文化財等は、災害時において被害を最小限に抑えることはもちろんのこと、利活用者にも被害が及ばないように対策を講じなければならない。文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた耐震化や転倒防止、防災設備整備等、各種対策を推進する必要がある。
- 急傾斜を有する史跡、延焼の危険性のある木造建造物、枝折れ・倒木が懸念される天然記念物（植物）等、災害時に文化財が社会的な危険因子とならぬよう、文化財の価値を理解した上で日常管理や有事対策を検討する必要がある。

【多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等】

- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は令和6年4月現在97.6%となっている。旧耐震基準で建築された多数の者が利用する建築物は構造体の耐用年数が残っているため今後も活用は可能であるが、東日本大震災の復旧費用に係る支出などにより耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由で改修計画が具体化されていない。県有建築物は、平成25年度に耐震化を完了している。
- 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策では、建築基準法第12条に規定する定期報告の提出を求めているが、未報告のものもあることから、今後も周知等を図り、定期調査の実施と報告を促すことが重要である。
- 県内の災害拠点病院については16病院全てが耐震化されており、減災対策が着実に進められた。一方、災害拠点病院以外の医療施設については耐震化を今後も進めていかなければならない。
- 障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設は、多くが災害時に支援が必要な入所者が利用しており、また、被災した障害のある人の受入れを求められる事が想定される。耐震化は国庫補助事業等により整備が進んでいるが、災害時の停電・断水時に備えて非常用自家発電設備や給水設備などの整備等を進める必要がある。
- 高齢福祉施設の耐震化率は、99.1%（令和4年3月時点）であり、耐震化診断又は耐震化改修が必要な施設が残っている。
- 県では保育施設に対して、監査などを通じて児童・施設の安全確認を行っており、今後も

継続していく必要がある。

- 児童養護施設等のうち旧耐震基準で建設した中規模以上の施設については耐震化工事を終えているが、自立援助ホームやファミリーホームなどの小規模な施設を含めると、賃貸物件もあり、建築年数や構造物の状況に応じた対策が求められる。また、自家発電機が未設置の施設も多い。
- 一部の児童養護施設等は老朽化が進んでおり、修繕・改修費用の平準化等を図るための長寿命化計画の作成を促す必要がある。
- 自然公園施設として整備されたレストハウス、避難小屋、公衆トイレ、展望施設等については、多くの登山者や観光客等に利用されているが、自然環境が厳しい標高の高い場所や海岸沿いに立地する施設も多く、老朽化が進行し易い状況にあり、地震等災害発生時を含めた利用者の安全確保対策を進める必要がある。

【危険物施設における火災対策】

- 県内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、災害に起因する破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられることから、自主保安体制の充実・強化を図る必要がある。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】(復興・危機管理部)

- 減災目標の達成に向けて、住民の津波避難意識の向上と、耐震化率のさらなる向上及び初期消火成功率の上昇のため、普及啓発パンフレットの作成や感震ブレーカーのモデル地区への設置事業等の様々な取組を、継続的に実施していく。

住宅・都市

【住宅の耐震化・長寿命化等】(土木部)

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅等について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、パンフレットの配布、広報誌やラジオなど多様な手段により普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。また、市町村に対して、対象木造戸建て住宅の台帳を整備するように促す。
- 旧耐震基準で建築された住宅等の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- 公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【学校の耐震化・長寿命化等】（総務部、教育庁）

- 県立学校施設については、学校施設管理者による日常点検のほか、3年に一度の県有建築物保全点検等を実施し、適時適切な維持修繕等を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化に取り組む。また、市町村立学校施設については、長寿命化や非構造部材の耐震対策に取り組む市町村に対して、国庫補助事業等の積極的な活用を働きかけ、早期の対策完了を促していく。
- 私立学校については、構造体の耐震化及び非構造部材の耐震対策の必要性を周知していくとともに、園舎・校舎の耐震化の際に利用できる補助制度等についても詳細に説明し、私立学校の耐震対策を支援していく。また、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された園舎・校舎を有する設置者に対しては、毎年実施している私立学校のヒアリング等の際に、耐震改修を行うことを促していく。

【文化財の耐震化・長寿命化等】（教育庁）

- 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進する。
- 博物館における展示方法・収蔵方法等について、定期的な点検を推進する。また、博物館施設・設備として受変電設備や非常用発電機の修繕等を計画的に進め、長寿命化を図る。

【多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等】（保健福祉部、経済商工観光部、土木部）

- 県有建築物の耐震化は完了していることから、今後は耐震改修促進計画に基づき、市町村に対して市町村所有の公共建築物の耐震改修等を促していく。また、民間建築物については文書通知や訪問などを通して耐震化の指導・助言を行う。
- 民間大規模特定建築物の耐震補強設計・耐震改修補助事業や、指定避難所の耐震診断事業を実施する市町村に対して支援を行う。
- 特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、引き続き通知等により所有者等への周知を図るとともに、未報告のものについては報告を促す。
- 災害拠点病院以外の医療施設については、耐震化に係る一層の状況把握に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の必要性について機会を捉えて周知していく。
- 障害福祉サービス事業所等に対しては、災害対策として防火・耐震化や非常用自家発電設備や給水設備などの整備等に要する費用の一部を補助する。
- 高齢福祉施設に対しては、耐震化診断又は耐震改修が必要な施設を把握するとともに、実施に向けた働きかけを行う。また、サービス付き高齢者向け住宅についても必要に応じて国の補助事業等に関する情報提供を行うなど事業者へ耐震化を働きかける。
- 認可外保育施設は賃貸物件の施設も多く、建築年数や構造物の状況に応じた対策が必要であることから、県では認可外保育施設に対して、認可化を促す事業を展開しており、その中

で施設の耐震化等を促していく。

- 国の補助制度等を活用して、児童養護施設等の耐震化、非常用発電機の設置等を促進する。また、老朽化した児童養護施設等については、長寿命化計画の作成を促していく。
- 耐用年数の経過、県有建築物保全点検等の結果を踏まえ、自然公園施設の耐震化・長寿命化・再整備等を含めた老朽化対策を計画的に進めるほか、避難確保施設及び避難小屋等の防災設備や備蓄品の維持管理、避難体制の確保など、登山者や観光客等の安全な利用に配慮した受入環境を整備する。

【危険物施設における火災対策】(復興・危機管理部)

- 危険物事業所の管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等の安全管理の向上に向けて、保安教育や危険物施設の設計基準に関する指導を行うとともに、事業所における自衛消防組織等の育成や火災対策に関する広報・啓発を推進する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
住宅の耐震化率	94.6% (令和6年度)	96.6% (令和9年度)	県	
市町村立小中学校施設における非構造部材の耐震対策実施率	73.6% (令和6年度)	100% (令和10年度)	市町村	
私立学校校舎等の耐震化率	91.6% (令和5年度)	100% (令和10年度)	私立学校	
私立学校の非構造部材の耐震化率	44.5% (令和5年度)	50% (令和10年度)	私立学校	
文化財建造物における耐震性能把握あるいは地震時の対処方針策定の着手率	41% (令和5年度)	60% (令和8年度)	所有者等	
病院の耐震化率	91% (令和5年度)	91% (令和11年度)	事業者	



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 平成 25 年 2 月に宮城県地域防災計画(津波災害対策編)を策定し、毎年度修正している。大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から県民の命を守るためには、起こり得る災害及び被害を的確に想定して可能な限りの備えを行うとともに、災害対策本部の強化や活動拠点の整備など、様々な事態に柔軟に対応できる体制が必要である。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、発災後に自治体等の人的支援を受け入れる体制や手続きをまとめた「宮城県災害時広域受援計画」を令和元年 5 月に策定したが、一層の人的応援受入の円滑化のため、受入体制の運用方法を整理する必要がある。
- 東日本大震災時における救助・救急・消火活動では、緊急消防援助隊(消防)や広域緊急援助隊(警察)、自衛隊等の広域支援部隊が、発災後早期に県内に入ったものの、初動期の情報不足等により集結場所が定まらず、被災地へ効率的に人員を投入することが困難であった。そのため、市町村を支援するための拠点として広域防災拠点の整備を進めるとともに、整備が完了するまでの間は、災害発生時の状況に応じて圏域内の市町村を支援する役割を持つ圏域防災拠点において広域的な支援の役割を補完しながら、大規模災害時における円滑な開設や運営体制の構築を図る必要がある。

【総合防災情報システム等の機能拡充】

- 県では、地震、大雨、土砂災害等の災害時における迅速な情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。防災・避難体制に万全を期すため、情報伝達の更なる多様化・高速化を図る必要がある。また、広域災害時においても災害対応が可能となるよう、国の総合防災情報システム(SOBOWEB)等との連携構築を検討する。

【地域住民等に対する通信手段の整備】

- 近年の災害を踏まえ、市町村防災行政無線が鮮明に聞こえない難聴地域への対策をはじめ

として、住民への災害情報伝達手段の多様化の推進が非常に重要である。

- 令和6年3月現在、県内で携帯電話が1社もつながらない「不感地域」の世帯割合は0.001%で、4市2町(14世帯)の不感地域が存在するほか、トンネル内や山間部などラジオ等が通じにくい地点もあるため、災害時に備えて不感地域の解消を進める必要がある。また、避難時にも避難者が必要な情報通信を行えるよう、避難所等における通信手段を充実させる必要がある。

住宅・都市

【公園の整備・施設管理等】

- 災害発生時の避難場所や防災拠点となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮して長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。

県土保全

【海岸管理施設の整備等】

- 漁港海岸(県管理58地区、約44.1km、市町管理87地区、約34.5km)については、令和5年度末時点で県管理55地区、約40.3km、市町管理86地区、約34.3kmが完成しており、引き続き災害に強いまちづくりを推進するため、防潮堤の整備を進める必要がある。
- 港湾海岸(県管理37地区、約52.6km)については、令和4年度までに全箇所の整備が完了した。
- 建設海岸(県管理66地区、約61.9km)については、令和3年度までに全箇所の整備が完了した。

土地利用

【防災まちづくりへの対応】

- 大規模化・多様化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる必要がある。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【震災の記録と伝承】

- 東日本大震災からの時間の経過に伴い、県民の震災に関する記憶・関心が薄れていることや、震災を経験していない県民が増えていること、震災当時の経験や記憶を伝える語り部等の高齢化が進んでいることなどにより、震災の記憶の風化が進むことが懸念される。

【学校防災体制・防災教育】

- 学校防災体制の確立では、全国初の取組として、県内全ての公立学校に「防災主任」を配置し、地域拠点校に「安全担当主幹教諭」を配置した。実効性ある防災教育を推進するためには、防災主任、安全担当主幹教諭の一層の資質向上を図る必要がある。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

- 東日本大震災の教訓を踏まえた「みやぎ学校安全基本指針」を策定したほか、各学校においては「学校防災マニュアル」をもとに、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施して評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいる。一方で、災害発生時の対応を確認する防災訓練等の機会が十分ではない地域もあることから、PTAや自治会、防災部局等の関係機関と連携した学校防災体制の構築が必要となっている。
- 令和元年10月の石巻市立大川小学校の事故に関する最高裁判所の決定により確定した控訴審判決を受け、教育現場において高い専門性に基づく防災教育の充実と学校防災体制の再構築が必要である。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】(復興・危機管理部、土木部)

- 総合防災訓練を通じて、自衛隊、警察、消防、海保等との災害時の対応確認、課題抽出、連携強化を図る。また、災害時に備え、現地への関係職員の派遣、資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携(要員、装備、資機材等に関する広域応援)について協議する。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、必要に応じて災害ごとの対応計画の見直しを行うとともに、必要な資機材を十分に備える。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練を実施する。
- 被災した地方公共団体等だけで災害応急対策を実施することが困難な場合に備え、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時から大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練を実施する。また、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入窓口を明確化するなど、受入可能な体制を整備する。
- 広域防災拠点の整備を進めるとともに、圏域防災拠点では圏域毎の防災訓練等を通じ、整備した運営マニュアル等の実効性を高めていく。また、いずれの拠点でも、支援部隊の一時集結・宿営、支援物資の搬入出など、目的毎に使用エリアを設定しているが、エリア毎の動線を整理するとともに訓練等を通じ、部隊等の円滑な受入についても実効性を高めていく。

- 広域防災拠点や圏域防災拠点のほか、圏域防災拠点が持つ機能を補う拠点として「防災道の駅」を選定し、必要な機能、施設、体制を整備するための検討を進める。
- 複数県にまたがるような広域災害発生時において、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、東北エリアを対象とする中核的な広域防災拠点の本県内への整備を国に要望していく。

【総合防災情報システム等の機能拡充】(復興・危機管理部)

- 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。さらにMIDORIの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種の防災情報システムを運用する。

【地域住民等に対する通信手段の整備】(復興・危機管理部、企画部)

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS、各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段・体制の整備・充実を図る。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、住民に対してダイレクトに避難の呼びかけを行い、速やかな避難行動に繋げる。
- 市町村防災行政無線の難聴地域における住民への情報伝達手段を確保するため、戸別受信機の整備をはじめとした国の助成事業等の情報を市町村へ提供する。
- 携帯電話のエリア整備は、利用者のニーズに応じる形で事業者が自ら整備することが原則であるが、今後解消を必要とする不感地域を把握したときは、市町村と連携して携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、国の携帯電話等エリア整備事業などを活用して必要な支援を行う。また、ラジオ等が通じにくい地点についても、市町村や事業者に対して国庫補助事業の活用を促すなど、通信手段の確保を進める。



住宅・都市

【公園の整備・施設管理等】(経済商工観光部、土木部)

- 公園について、毎日の巡回点検や月2回の日常点検、年2回の定期点検及び年1回の健全度調査を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の状態を確認する。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者が管理する県立都市公園については、その管理状況を把握し、適宜、指定管理者への指導・助言を行い、施設の安全性の確保や長寿命化を図る。

県土保全

【海岸管理施設の整備等】(水産林政部、土木部)

- 漁港海岸については、海岸保全施設整備連携事業及び農山漁村地域整備交付金等を活用し、日門漁港海岸(日門地区)等で防潮堤の整備を進める。
- 港湾海岸については、長寿命化計画に基づき計画的な施設点検を行い、予防保全型を基本とする老朽化対策を推進する。
- 建設海岸については、長寿命化計画に基づき計画的な施設点検を行い、予防保全型を基本とする維持管理を推進する。

土地利用

【防災まちづくりへの対応】(土木部)

- 地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件などの特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、安全な地域づくりを行う。また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【震災の記録と伝承】(復興・危機管理部、土木部、教育庁)

- 東日本大震災の個々の記憶や経験、教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、広報誌や SNS などの各種媒体を活用し継続的に情報を発信する必要がある。また、県庁 18 階の県政広報展示室に震災復興・伝承のコーナーを設け、情報発信を行うことで、東日本大震災の記憶の風化を防ぐ必要がある。
- 東日本大震災後に入庁した県職員が全体の約半数となっていることから、今後の災害発生に備え、震災の復旧・復興の過程で得られた職員の経験を職員研修や記録誌等を活用して伝承するなど、職員の意識及び災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 被災体験から得た教訓を風化させず、後世に広く伝承していくための県民協同の取組や津

波防災シンポジウム等を開催することにより、住民の防災意識啓発活動を行う。

- 各自然の家主催事業等において、震災遺構の見学や語り部による伝承及び体験的な防災学習を継続するほか、県図書館で震災関連資料の収集・保存に努める。
- 高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、災害に強いまちづくりを進めた経験について、石巻南浜津波復興祈念公園等における震災伝承や、公共土木施設の復旧及び復興まちづくりの取組を伝える「3. 1 1 伝承・減災プロジェクト」により推進する。

【学校防災体制・防災教育】(復興・危機管理部、教育庁)

- 防災主任と安全担当主幹教諭が中心となり、地域の特性や学校の実情に応じた防災教育を行うことができるよう、研修等を通して引き続き資質・能力の向上を図る。
- 児童生徒の防災意識の定着を図るため、防災教育副読本や震災遺構を活用した防災教育を推進するとともに、地域人材や専門的立場の方々からの学びを促進する。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」や「圏域安全教育総合推進ネットワーク会議」で検討するほか、ハザードマップ等を活用して想定される課題を把握し、平時から教職員と地域住民、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、防災担当部局等の連携体制の構築と一層の連携促進を図る。また、児童生徒の自助力及び教職員の災害対応力を高める実効性のある避難訓練が持続的に行われるよう、大学等の研究機関と連携しながら、各学校を支援する。
- 学校防災の専門家等を委員とする宮城県学校防災体制在り方検討会議の提言を踏まえ、学校と地域等が連携し、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る学校防災体制を全ての学校等で構築する。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
総合防災訓練(図上、実動)の実施	2回 (令和6年度)	維持	県	
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村	34市町村 (令和6年度)	35市町村 (令和10年度)	市町村	
携帯電話の不感世帯数	14世帯 (令和5年度)	0世帯 (令和12年度)	事業者	
比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能を有する海岸数(漁港海岸)	55地区海岸 (令和5年度)	58地区海岸 (令和10年度)	県	
地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合	46.7% (令和5年度)	75% (令和10年度)	各学校	
各学校の防災において地域連携を図るための会議の設置率	91.6% (令和5年度)	100% (令和10年度)	各学校	

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環 境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 河川流域情報システム（MIRAI）は、県内の河川水位等の情報を提供しているが、令和元年東日本台風時には通常時の約 500 倍のアクセス数があり、一時、ほとんど閲覧できない状況となったことから、サーバーの増設やメール配信システムなどアクセス集中に対応したシステム構築を令和 2 年度に実施した。

住宅・都市

【公園の整備・施設管理等】

- 災害発生時の避難場所や防災拠点となる公園については、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮して長寿命化を図るため、計画的な施設更新を行う必要がある。

【下水道等の耐震化・長寿命化等】

- 東日本大震災時には、災害応急マニュアル等の個々の情報が有効に活用されなかったため、汚水処理の迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築できなかった。また、未曾有の大災害であったため、非常時対応の人員や資材等に大きな制約が生じた上、その配分についてもルール化されていなかったため、下水道システムの機能回復に時間を要した。令和元年東日本台風時も、浸水被害により電気・機械設備が被害を受け、汚水処理・雨水排除いずれの下水道機能も停止した。これらの教訓を踏まえ、災害時にも処理機能を維持するためのハード対策や災害に強い施設の運用方法を検討する必要がある。
- 東日本大震災時には、沿岸部の浄化センターが津波で水没し機能が停止した。また、浸水、停電、地盤沈下等によるポンプ場の停止や、地震による管路の破損等により、汚水の溢水が発生したことから、流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の耐震化や耐水化を含めた浸水対策のほか、長寿命化を図る必要がある。
- 災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽については、令和 4 年度末時点で 72.3%の整備率となっているが、今後も単独処理浄化槽からの転換を進める必要がある。
- 農業集落排水については、東日本大震災により、供用地区 95 地区中 94 地区が被災し、77 地区は災害関連農村生活環境施設復旧事業により対応したが機能回復に時間を要した。また、令和元年東日本台風により供用地区 89 地区中 17 地区が被災し、3 地区は災害関連農村生活環境施設復旧事業で対応している。農業集落排水は農村総合整備モデル事業の 1 工種として昭和 53 年度に事業開始されて以来、多くの地区で経過年数が長期化している。強い地



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

震や近年多発する豪雨災害等でも機能停止を可能な限り防止し、被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。老朽化施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

- 漁業集落排水については、東日本大震災からの復旧・復興事業により、9地区で汚水処理を再開している。これらの施設については、機能保全計画に基づく修繕・更新等により、長寿命化を図る必要がある。
- コミュニティプラントについては、近年の災害での被害はなかったが、適切な修繕や更新等により長寿命化を図り、被災した場合は早急に機能回復を図る必要がある。

農林水産

【農林業生産基盤の保全等】

- 令和元年東日本台風時には、河川堤防の決壊や越水、内水位の上昇等により、県内26か所の排水機場が浸水し、稼働不能となったことを踏まえ、今後も同様の災害が発生した場合に備えた浸水対策が必要である。
- 排水機場等の農業水利施設の老朽化が進行しており、突発的故障事故発生のリスクや施設の機能不全等の発生が懸念されることから、未然防止のための措置が必要である。
- 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、災害発生リスクが高まっており、耐震性能や施設能力の不足等により被災が懸念される施設や、老朽化等による突発的故障事故発生の危険性がある農業用ため池や用排水機場等の農業水利施設については、災害発生等の未然防止措置が必要であり、万が一被災した場合でも、早急に機能回復を図る必要がある。
- 防災重点農業用ため池については、県内で現在527か所(令和6年3月時点)選定しており、廃止予定及び令和6年3月に追加したため池を除き、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価が完了したことから、調査結果を基に防災工事の必要性及び実施優先度を整理し、ハード対策を実施する必要がある。
- 令和3年度から「宮城県田んぼダム実証コンソーシアム」を設立し、田んぼダムの普及・拡大を進めており、令和5年度で1,981ha(うち農地整備事業分338ha)で田んぼダムに取り組んでいるが、取組地域に偏りがあるなど、より一層の普及・拡大が必要である。

【水産関連施設の整備等】

- 東日本大震災後に整備された漁港施設や海岸保全施設により漁業地域の安全性は向上しているが、既存施設の劣化及び老朽化が進んでいることが確認されていることから、早急な対策が必要である。また、将来にわたり機能が十分に発揮されるよう、適切な運用及び維持管理を行う必要がある。
- 漁業地域においては人口減少・高齢化の影響が顕著に現れると考えられ、集落の高台移転

等により震災前とは大きく姿を変えた地域も存在することから、所得向上や担い手の確保・育成を図るとともに、既存ストックの有効活用を推進する必要がある。

県土保全

【土砂災害対策】

- 令和5年度末で2,646の治山施設(治山ダム、土留工等)を管理しているが、その9割が設置から30年以上経過した施設となっており、経年劣化や損傷等により機能を発揮できなくなるのが懸念されることから、施設の修繕や機能強化等を効率的に実施していく必要がある。
- 令和5年度末時点で2,735の砂防関連施設(溪流保全工を含む。)を管理しているが、長い年数が経過している施設が多く、昭和52年以前に旧基準で整備された約800施設以上の砂防堰堤については改築等の必要がある。また、これらの施設を限られた予算の中で効率的に整備及び維持管理していく必要がある。

【河川管理施設の整備等】

- 令和元年東日本台風では、県内の18河川36箇所では堤防が決壊し、法崩れ等を含めた被害は180河川、1,210箇所に及んだ。令和元年東日本台風から3年後の令和4年7月豪雨では、2河川4か所で決壊し、被害は248箇所に及んだ。気候変動の影響による頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するためには、洪水被害を防止、軽減に向けた施策を進めるとともに、あらゆる関係者と連携を図りながら流域治水を推進する必要がある。
- 住居、農地側の多くは東日本大震災前より地盤高が低くなっており、雨水排除が困難な状況である。そのため、近年の災害発生状況を考慮しながら、河川整備を計画的に行うことで浸水リスクの解消を図る必要がある。また、河川整備に当たっては、生態系の保全に配慮する必要がある。
- 河川管理施設の一部施設においては完成から50年以上経過して老朽化が進み、設備等の経年劣化、故障対応時の部品調達に時間を要するなど、迅速な復旧が困難である。また、沿岸部のL1津波対応堤防は、整備から維持管理へ移行し、今後、施設の修繕・更新費用が増大していくことが見込まれる。
- 河道内は、近年の豪雨による堆積土砂、河道内樹木の再繁茂が確認されており、対策箇所の見直しなど、効率的な維持管理が必要である。
- 気候変動により頻発化・激甚化する水災害への対応として、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、事前放流を実施し、ダム下流域の洪水被害軽減を図る必要がある。
- ダム施設は、昭和中期から平成初期にかけて建設されたものが多く、老朽化が進行していることから、計画的な維持管理と老朽化対策が求められている。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

【海岸管理施設の整備等】

- 東日本大震災の災害復旧により、海岸保全施設は粘り強い構造となったが、ストック量が増大している。また、東日本大震災による被災がなく更新されていない海岸保全施設は整備後 50 年以上経過しているものがあることから、計画的な維持管理と老朽化対策が求められる。
- 近年の気候変動に伴い、平均海面水位の上昇や波浪、高潮が増大してきており、砂浜の侵食や海岸堤防の越波が危ぶまれるほか、海岸堤防本体に洗掘等の影響を及ぼすおそれがある。
- これまでは、東北地方太平洋沖地震津波実績に基づいた避難対策が図られてきたが、東日本大震災の災害復旧や復興事業の完成により、これらのハード整備及び土地利用を前提とした想定最大クラスの津波や高潮に対してのソフト対策が必要となる。
- 本県の海岸では、東日本大震災からの復旧・復興事業により、L1 津波に対応した防潮堤及び水門・陸閘を整備している。これらの施設は、震災以前に比べて延長・施設数とも増加しており、水門及び陸閘については、施設操作に従事する消防団員等の安全確保のため、その多くを自動化・遠隔化している。水門及び陸閘は、津波・高潮発生時に確実に閉鎖されなければならないため、適切な維持管理が必要である。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【地域防災力の向上】

- 令和元年東日本台風で決壊した一部の河川は洪水浸水想定区域図が未作成であった。また、洪水浸水想定区域図が作成されていた河川についても各自治体のハザードマップで指定している区間以外での浸水が発生した。
- 令和元年東日本台風では、一部の市町村において早い段階で迅速に避難指示・勧告を発令したものの、避難勧告が発令されても避難しないケースや浸水に気づいてから避難したケースなどがあった。住民の迅速な避難行動を促すためにも、これまでの災害の教訓の伝承や市町村における避難計画の策定などを一層進める必要がある。
- 災害発生時には「自らの命は自ら守る」という「自助」の考えのもと、身の危険を感じたら、迷わず自主的に避難することが重要である。特に、風水害は台風等発災時期を予測できるものもあることから、災害の規模等に応じて、避難所ありきではない避難のあり方について啓発する必要がある。
- 平成 27 年関東・東北豪雨や平成 28 年台風第 10 号などの災害の教訓を踏まえて、平成 29 年 6 月に水防法が改正され、浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療機関等）では避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられた。洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を未作成の管理者等に対して

は、作成支援を行う必要がある。

- 人口減少に伴い、河川流域内の人口や資産が都市部に移動・集中していることから、今後内水被害が拡大することが懸念される。また、河川流域内人口の高齢化の進行により避難計画の見直しが必要となる。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】(土木部)

- 河川流域情報システム(MIRAI)を適切に管理し、河川情報をリアルタイムに提供する。

住宅・都市

【公園の整備・施設管理等】(経済商工観光部、土木部)

- 公園について、毎日の巡回点検や月2回の日常点検、年2回の定期点検及び年1回の健全度調査を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の状態を確認する。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者が管理する県立都市公園については、その管理状況を把握し、適宜、指定管理者への指導・助言を行い、施設の安全性の確保や長寿命化を図る。

【下水道等の耐震化・長寿命化等】(環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、企業局)

- スtockマネジメント計画に基づく流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の改築更新と併せて、耐震化や耐水化を含めた浸水対策を実施していく。また、市町村等の下水道事業者に対して、各種事業制度を活用した下水道施設の計画的な老朽化対策、耐震化及び浸水対策並びに溢水対策を働きかけるとともに、技術的支援を行い、事業の推進を支援する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう市町村等の支援を行う。
- 農業集落排水について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講じるとともに、管理市町村による機能診断、最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を支援する。
- 漁業集落排水について、漁村整備事業及び農山漁村地域整備交付金を活用した適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を支援する。
- コミュニティプラントについて、市町村による適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化の取組を支援する。



農林水産

【農林業生産基盤の保全等】(農政部)

- 被災した排水機場の災害復旧事業の実施にあたっては、これまでの浸水被害を踏まえて、電気設備等の高位部への設置や機場建屋の水密性の向上等の再度災害防止対策を実施する。
- 老朽化が進行している農業水利施設については、施設管理者と連携しながら、施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、限られた予算の中で、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持する。
- 農業用の排水機場、排水路、河川工作物等の農地防災施設について、施設管理者の業務体制を整備するとともに、適期に機能診断を実施し、その結果を踏まえて長寿命化計画を策定・更新し、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 防災重点農業用ため池のうち、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価結果を基に総合的な検討を加え実施優先度を整理し、必要なハード対策を行う。
- 「宮城県田んぼダム実証コンソーシアム」を軸に田んぼダムの取組について理解醸成を図ると共に、農地整備事業の実施に当たって事業計画構想段階から田んぼダムの導入について合意形成を進めることにより、田んぼダムの取組を県内全域へ普及拡大していく。

【水産関連施設の整備等】(水産林政部)

- 機能診断調査の結果に基づき、緊急性が高い施設について、早急な対策を行うとともに、その他の施設についても計画的に予防保全型の保全対策を実施することで、漁港施設・海岸保全施設の長寿命化と安全性を確保し、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プランを活用した漁業者自らが行う取組を支援することで、所得向上や地域全体の競争力強化を図り、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進する。また、漁港を活用した畜養・増殖場やプレジャーボート受入施設等、新たな視点での海面・漁港背後地の利用を推進し、水産業の振興と漁業地域の賑わいの創出を図る。

県土保全

【土砂災害対策】(水産林政部、土木部)

- 治山施設個別施設計画に基づき定期的な施設点検を実施し、保全対象等による緊急度を勘案しながら、計画的に維持補修等の対策を実施する。
- 砂防関連施設の劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で、必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。

【河川管理施設の整備等】(土木部)

- 気候変動に伴い激甚化、頻発化する水災害に対応するため、河川整備を推進することに加え、流域内のあらゆる関係者と連携し、「流域治水」を推進する。
- 河川整備計画については、過去の降雨実績等に基づいて作成してきたが、今後の策定及び

見直しに当たっては、気候変動等による降雨量の増加も考慮したものに直して見直ししていく。

- 越流した場合でも決壊しにくい「粘り強い堤防」を目指した堤防の強化を実施するとともに、災害復旧事業の実施に当たっては、積極的に改良復旧事業を検討し、再度災害の防止の観点から従来計画の整備水準以上の復旧計画を検討する。
- 県内の河川管理施設は、これまでも適切に点検や修繕を実施し、健全な状態を維持するよう努めてきたが、今後の維持管理費の増大に備え、施設の効果的な修繕と安定的信頼性の確保を目的に、予防保全型の維持管理を目標にすることとし、各施設の長寿命化計画の策定やライフサイクルコストの最小化を進める。
- 河川維持管理計画に基づき、堆積土砂撤去、支障木伐採を実施し、計画的かつ適正な河川の維持管理を行う。
- 緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、ダム貯水池内の浚渫を行い、洪水調節機能の強化を図るとともに、関係機関等と締結した「治水協定」を活用し、事前放流を実施することでダム下流域の浸水被害を軽減する。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、堤防やダム・遊水地・排水機場などの整備、河道掘削、雨水の流出抑制対策や田んぼダム、ため池等を組み合わせたハード対策・ソフト対策を実施するほか、「流域治水」の考え方に基づく防災・減災対策を推進する。
- 水門、陸閘、ダム等については、長寿命化計画に基づき計画的に施設の点検、整備、更新を行う。

【海岸管理施設の整備等】(農政部、水産林政部、土木部)

- 海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、計画的な巡視点検を行い、予防保全型の維持管理を推進する。
- 砂浜の侵食が危ぶまれる海岸において、侵食防止対策を実施し、海浜の安定化を図る。
- 津波や高潮の浸水想定等を踏まえたソフト対策を推進する。
- 海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画に基づき、維持修繕を進める。
- 津波や高潮などの外力に対する施設の防護機能を持続的に確保するため、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進する。
- 自動化・遠隔化した水門・陸閘については、今後、更新費用の増大が見込まれることから、費用の縮減・平準化を図り、計画的かつ効率的な対策を実施する。また、適切な操作点検を実施し、有事の際の迅速かつ安全確実な操作体制を確保する。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【地域防災力の向上】(復興・危機管理部、土木部)

- リスク情報の空白域を解消するよう、水防法の指定の有無に関わらず洪水浸水想定区域図



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生

を作成するとともに、早めに避難する区域がわかりやすい、住民が「使える」ハザードマップの作成を促進するため、市町村との連携を密に行う。また、ハザードマップを活用して、災害種別毎の指定緊急避難場所の指定や見直しが適切に行われるよう、市町村に対して助言を行う。

- 防災教育・防災訓練に合わせて被災体験・事実・教訓等を地域で共有し、後世に伝承することで、水害に対する防災意識の醸成・啓発・向上を図るとともに、市町村において指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画が策定されるよう引き続き支援を行う。
- 適切な避難行動を行うことができるよう、居住する地域、自宅の災害リスクを考慮し、自宅外の避難が必要か、危険性がある場合は、指定緊急避難場所や安全な地域に住む親戚・知人宅に避難するなど、普段から避難方法を確認することについて住民への普及啓発を促進するとともに、警戒レベル4になった場合は「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難情報と必要な避難行動について一層の周知を図る。
- 市町村と連携しながら、浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等が行う、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
下水道改築工事の進捗割合	21.8% (令和5年度)	100.0% (令和9年度)	県	
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	72.3% (令和4年度)	増加	市町村	
機能保全対策に取り組む基幹的な用排水機場数	7箇所 (令和5年度)	34箇所 (令和12年度)	県	
田んぼダムを導入した面積	338ha (令和5年度)	630ha (令和12年度)	県	
地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数	8箇所 (令和5年度)	35箇所 (令和12年度)	県	
整備改修に取り組む湛水防除排水機場数	5箇所 (令和5年度)	22箇所 (令和12年度)	県	
長寿命化対策を実施した漁港施設の割合	31% (令和5年度)	100% (令和13年度)	県 市町	
河川整備率	43.1% (令和5年度)	43.8% (令和9年度)	県	



1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

国土保全

【火山噴火対策】

- 県内には、栗駒山（栗原市）、蔵王山（蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市）、鳴子（大崎市）の活火山が存在している。このうち蔵王山及び栗駒山は国の常時観測火山に選定され、蔵王山では平成27年4月、平成31年1月に噴火警報が発表されている。こうした状況を踏まえ、噴火が発生した場合にも地域住民等の安全を確保する防災体制の構築を図る必要がある。また、風向きによっては浄水場への降灰が予測され、水処理に支障をきたす可能性がある。

【土砂災害対策】

- 令和5年度末で2,267の民有林山地災害危険地区を指定しているが、そのうち重要な保全対象があり崩壊等の危険性が高い地区（Aランク：735か所）における治山対策着手率は49%に留まっている。
- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風などの近年の土砂災害や気候変動等の影響を踏まえ令和2年8月に変更された「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所抽出精度を向上したことで、新たに約18,700箇所の区域指定を行っていくこととなったため、それらの指定の促進を図るとともに、県及び市町村の砂防担当職員が不足することなども想定して実効性のある警戒避難体制を強化する必要がある。

土地利用

【地籍の整備】

- 県内の地籍調査進捗率は、令和5年度末時点で89.3%であるが、地籍が明確になっていない区域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。また、地籍が明確になっていない森林や農地では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災を含む多面的機能が発揮されない可能性がある。また、調査実施主体の市町村では職員が不足しており、効率的な進捗を図るための専門的知識や経験面での支援が必要である。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【地域防災力の向上】

- 平成27年関東・東北豪雨や平成28年台風第10号などの災害の教訓を踏まえて、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療機関等）では避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられ

た。土砂災害発生時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を未作成の管理者等に対しては、作成支援を行う必要がある。

《推進方針》

県土保全

【火山噴火対策】(復興・危機管理部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、土木部、企業局)

- 国、市町村、関係機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の警戒避難体制等の検討を共同で行うため、協議会等において、平時から相互に連携し、防災体制を整備する。
- 市町村等と連携し、災害時の観光客・登山者の安全確保体制の確立に努め、登山道や遊歩道のほか、県有の避難確保施設等の維持管理及び老朽化対策など、観光客・登山者の安全な利用等に配慮した自然公園施設等の受入基盤整備を推進する。
- 必要に応じて、避難施設(退避舎、退避壕等)の整備、防災のための農林水産業施設の整備、治山治水事業(火山砂防事業含む)、水処理施設へのカバー設置、市町村が行う事業等に対する必要な助言指導等の推進を図る。

【土砂災害対策】(水産林政部、土木部)

- 山地災害危険地区Aランク箇所の治山工事を着実に進め、山地災害発生の未然防止と被害軽減を図る。
- 基礎調査から区域指定の業務全体の簡素化・効率化を図り、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深める。
- 地震に伴う崖崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。
- 市町村長が的確な避難勧告等の発表を行えるよう、土砂災害警戒情報の精度向上に努める。また、宮城県砂防総合情報システム(M I D S K I)を活用し、住民の防災意識の向上や警戒避難体制づくりに関する取組を推進する。
- 大規模な土砂災害が発生し、県及び市町村の砂防担当職員の人員が不足する場合、宮城県砂防ボランティア協会と連携して砂防対応に当たる人員を確保し、二次災害の防止に努める。

土地利用

【地籍の整備】(農政部)

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向けて、各関連分野との調



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

整を行い、効果的な進捗を図るとともに、事業主体に対する技術的指導・助言を行い、限られた人員で効率的に調査を推進するための支援を行う。また、関係機関に対しては、「国土調査法第19条第5項指定」申請を行うよう働きかけ、地籍整備の推進を図る。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【地域防災力の向上】(保健福祉部、土木部、教育庁)

- 市町村と連携しながら、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の管理者等が行う、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
定期的な訓練の実施 (土木部BCP訓練)	1回 (令和元年度)	維持	県	
山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率	49% (令和5年度)	65% (令和9年度)	県	
土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数[累計]	649箇所 (令和6年度)	664箇所 (令和9年度)	県	
土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数[累計]	8,602箇所 (令和6年度)	14,212箇所 (令和9年度)	県	
地籍調査進捗率	89.3% (令和5年度)	90.3% (令和11年度)	市町村	

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

国土保全

【暴風雪・豪雪対策】

- 本県では、山沿い北部を中心に多くの積雪が想定される。調査によって確認できた雪崩危険箇所のうち緊急度の高い箇所については計画的に対策施設を整備しているが、今後の暴風雪・豪雪災害の発生に備え、一層の雪崩対策や除雪体制の整備等を図る必要がある。
- 令和6年3月現在、県内の除雪道路延長約2,623 km、消雪パイプ設置区間延長4.7 km、冬期閉鎖区間83.5 km、流雪溝設置延長19.1 km、ロックシェッド・スノーシェッド・スノーシェルター設置箇所19箇所により、冬期間の交通安全を確保している。
- 平成26年2月に発生した豪雪では、降雪量が多く、除雪機械が雪を押しきれず幅員が確保されなかった。また、スタック車両や倒木が除雪作業の支障となるなどの課題が発生した。
- 消雪パイプの老朽化が進み、消雪パイプが機能せず、冬期間の交通確保に支障をきたしている。また、積雪地域では、雪崩発生危険箇所が点在しており、冬期交通の安全性確保が課題となっている。

《推進方針》

国土保全

【暴風雪・豪雪対策】(復興・危機管理部、土木部)

- 暴風雪・豪雪発生時に、速やかな災害対策が行えるよう県、市町村及び防災関連機関が平時から連携体制を確認し、必要に応じて予防的な通行規制や集中的な除雪作業を実施する。
- 冬期間の交通麻痺を解消するため、交通量の多い路線において堆雪幅を確保するとともに、雪や凍結による事故多発箇所を確認した場合は線形改良を行うなど必要な対策を検討する。
- 消雪パイプ設置区間の老朽化施設の修繕や積雪地域における防雪柵、雪崩防止柵及びスノーシェッドの整備を進める。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	61% (令和5年度)	91% (令和12年度)	県	



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 大規模災害時は、県、自衛隊、警察、消防、海保など各機関が総力を上げ、救助・救援にあたる必要があり、日ごろから相互理解・連携強化を図ることが必要である。また、被災地の地方公共団体等だけで災害応急対策を実施することが困難な場合には、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から県民の命を守るためには、起こり得る災害及び被害を的確に想定して可能な限りの備えを行うとともに、災害対策本部の強化や活動拠点の整備など、様々な事態に柔軟に対応できる体制が必要である。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】（復興・危機管理部、土木部、警察本部）

- 総合防災訓練を通じて、自衛隊、警察、消防、海保等との災害時の対応確認、課題抽出、連携強化を図る。また、災害時に備え、現地への関係職員の派遣、資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、必要に応じて災害ごとの対応計画の見直しを行うとともに、必要な資機材を十分に備える。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練を実施する。
- 被災した地方公共団体等だけで災害応急対策を実施することが困難な場合に備え、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

- 大規模災害発生時、災害応急対策にあたる人員が必要な場合、警察法第60条の「援助の要求」に基づき、本県公安委員会から全国の警察に設置されている警察災害派遣隊の応援派遣要請を行う。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時から大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練を実施する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点として機能する広域防災拠点の整備を推進する。圏域防災拠点では、圏域毎の防災訓練等を通じ、整備した運営マニュアル等の実効性を高めていくほか、各拠点に整備された防災資機材及び倉庫についてその更新・管理を行う。また、いずれの拠点でも、支援部隊の一時集結・宿営、支援物資の搬入出など、目的毎に使用エリアを設定しているが、エリア毎の動線を整理するとともに訓練等を通じ、部隊等の円滑な受入についても実効性を高めていく。
- 広域防災拠点や圏域防災拠点のほか、圏域防災拠点が持つ機能を補う拠点として「防災道の駅」を選定し、必要な機能、施設、体制を整備するための検討を進める。
- 複数県にまたがるような広域災害発生時において、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、東北エリアを対象とする中核的な広域防災拠点の本県内への整備を国に要望していく。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
総合防災訓練(図上、実動)の実施	2回 (令和6年度)	維持	県	再掲



2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

保健医療福祉

【医療提供体制の整備】

- 県内において、災害拠点病院は 16 病院指定されており全ての病院が耐震化されている。災害拠点病院のうち、ヘリポートを敷地内に有している病院は 62.5% (10 箇所) である。全ての災害拠点病院において、食料・飲料水・医薬品・燃料・医療用ガスの備蓄がなされているものの、3 日分程度の備蓄量がある病院は、81.2% (13 箇所) となっている。また、放射性物質の放出・拡散といった二次災害が発生した場合、原子力災害拠点病院に指定している 3 病院及び原子力災害協力機関に登録している 17 機関と連携して災害対応に当たるため、平時から体制整備を進める必要がある。
- 令和 6 年 3 月末日現在、県内の病床数は 17,872 床であり、その内訳は石巻・登米・気仙沼医療圏 2,433 床、仙台医療圏 11,848 床となっている。人口 10 万人対医師数は 269.3 人であり、仙台医療圏 310.8 人、石巻・登米・気仙沼医療圏 178.1 人となっている。東日本大震災により、かかりつけ医療機関等の地域の医療機能が大幅に喪失したことから助成措置が必要である。
- 医師の養成や配置は、大学との協力によって進める必要がある。育成環境の充実や魅力向上によって、多くの医師が県内で活躍するような事業展開をさらに進めていかなければならない。看護師不足対策では、看護職員の養成、定着・復職の支援、勤務環境の改善などの効果的な継続と財源措置が求められている。
- 医療提供体制の構築においては、ICT を活用し、医療従事者の不足のもとで切れ目のない医療提供体制の構築に向けた地域医療機関連携システムや救急搬送体制の推進を図っている。防災マニュアルや BCP (業務継続計画) を策定するとともに、院内での災害訓練や他院と連携した訓練などを通じて内容について検証し、見直すことが重要である。
- DMAT (災害派遣医療チーム) について、災害時に円滑に活動ができるよう、県と関係病院、防災関係機関の普段からの連携が必要である。また、JMAT (日本医師会災害医療チーム) や日本赤十字社救護班をはじめとする県内外からの医療救護班等の派遣と受入れの調整を円滑に行える体制づくりが平時から必要である。
- 災害時には、被災地域内で一定程度自立的な活動が必要となることから、保健所単位で平時からの関係構築が必要となる。

- 感染症まん延時に災害が発生した場合、感染対策を講じた上での災害医療活動が必要となる。

《推進方針》

保健医療福祉

【医療提供体制の整備】(保健福祉部)

- 16病院を災害拠点病院に指定し、うち仙台医療センターを基幹災害拠点病院とし、ヘリポートや自家発電設備、災害備品等の整備、各種資材の備蓄を推進する。また、原子力災害拠点病院における「原子力災害医療派遣チーム」への教育訓練、資機材の整備、自施設や他の医療機関への教育研修等を推進し、原子力災害医療体制の整備を図る。
- 医師については、ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の配置等により県内定着に引き続き取り組む。また、看護師については、看護学生修学資金貸付事業や「宮城県ナースセンター」による再就業、確保・定着事業等に引き続き取り組む。
- ICTを活用した病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有を促進し、安心して医療が受けられる体制を構築する。また、情報のリアルタイム化を進め、救急搬送時間の短縮を図る。
- 消防機関の効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化に努めるとともに、他県とのドクターヘリの広域連携を進める。
- 県内の状況を踏まえた医療機関のBCP(業務継続計画)・防災マニュアルの作成等の災害対策を推進する。
- 災害医療コーディネーターやDMAT(災害派遣医療チーム)の養成、災害対応研修会等の各種研修を行い、人材の育成を図る。
- 宮城県医師会や災害拠点病院と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備していく。
- 保健所管内単位で地域の関係機関との関係構築のため、平時から地域災害保健医療連絡会議を開催する。
- 感染症まん延時に災害が発生した場合に備え、国等と連携しながら、DMAT等の災害医療活動において必要な感染防止対策を講じられるような体制整備を進める。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
地域保健医療福祉調整本部における災害時の医療救護体制強化に向けた訓練実施回数	7回 (令和5年度)	維持	県	
災害拠点病院において策定したBCPに基づく被災状況を想定した訓練実施回数	16回以上 (令和5年度)	維持	災害拠点病院	

2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 大規模災害発生時に広域避難が必要となった場合、円滑な広域避難活動に向けて、平時から市町村において具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めることができるよう支援するとともに、災害時に市町村から広域避難要請があった場合には、速やかに他の地方公共団体との調整を行えるよう体制を整備する必要がある。

保健医療福祉

【保健福祉対策】

- 災害発生時に、避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新とともに、個別計画の策定や支援体制の整備が必要である。また、要配慮者のために福祉避難所を引き続き指定・整備する必要がある。
- 避難所等において高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などに関する様々な福祉的課題に対応するため、迅速に福祉の専門職を派遣する必要がある。
- 被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談支援を行い、各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う必要がある。
- 食料の不足や偏りによる慢性疾患の悪化、高齢者の低栄養などの健康状態の悪化防止のため、平常時の備えの充実と管理栄養士による栄養・食生活支援体制の整備が必要である。
- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をすることになる。そのため、被災地に開設される避難所においては、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の発症リスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。また、気温が高い季節の場合、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧される。
- 断水や避難所の食事特性、抵抗力低下による歯科疾患への応急処置や誤嚥性肺炎等の恐れがある避難者への緊急的な口腔ケアの実施、指導が必要となることから、被災地の求めにより歯科医療救護班を派遣している。
- 災害が発生した際には、関係機関と連携し、被災した児童やその保護者等の心のケアの取組が求められる。また、危機対応に対応できるスクールカウンセラーの確保が必要である。
- 障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設は、災害時において、停電時の電源確保及び断



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

水時の飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所者が利用しており、入所者の安全を守る対策を講じる必要がある。

- 保育所等では、水害・土砂災害を含む非常災害に関する具体的な計画を策定し、避難訓練等を実施している。非常災害が発生した場合には、子どもたちの生命を最優先に確保し、あわせて情緒的な安定が必要不可欠なことから、保護者に対して安全な引き渡し方法などを周知徹底することが必要である。
- 災害等の状況に合わせた精神医療・心のケア等の精神保健に関する課題への対応を、迅速かつ円滑に行うため、その活動を行う支援機関との連携体制の構築が必要である。
- 災害時の情報不足により避難者の不安が高まり、心身の不調をきたす恐れがあることから、避難者に対する医療提供や相談窓口の周知など、健康状態に合わせた対応方法を明確にする必要がある。

環境

【衛生対策】

- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。生活環境の悪化に伴い、感染症の病原体に対する抵抗力が低下した場合、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。
- 避難所における感染症のまん延防止を図るため、可能な限り過密状態を避けたレイアウトや有症者等の専用スペースの確保とともに、避難者及び運営スタッフの健康状態の確認、ポスターやチラシ等による感染予防の留意点の周知、手指消毒用アルコールの設置、定期的な換気・清掃・消毒、手洗いや咳エチケット等の感染対策を実施する必要がある。
- 感染症まん延時に災害が発生し、避難所を開設することとなった場合は、感染拡大を防止するための対策の徹底が求められる。県では「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成したが、避難所の運営主体である市町村において実効性のある対策ができるよう支援する必要がある。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】（復興・危機管理部）

- 県では、宮城県地域防災計画等に基づき、市町村と連携して広域避難に関する調整を行うとともに、「全国避難者情報システム」などを活用して避難者情報を避難前の県や市町村に提供し、円滑かつ効率的な被災者支援に努める。また、災害時に備え、北海道・東北各道県等と平時から支援体制を確認する。

保健医療福祉

【保健福祉対策】(保健福祉部、教育庁)

- 市町村に対し、宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインや国の指針に基づく支援の仕組み、先進事例等の提供を行うとともに、個別計画の策定や福祉避難所の整備を含む要支援者支援のための体制整備等の取組を引き続き支援する。
- 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を中心に災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チームによる避難者の福祉ニーズの把握及び要支援者への相談対応、介護を要する者への応急的支援体制の整備を図る。
- 生活支援相談員を配置し、孤立防止のための見守り活動や住民同士の交流機会の提供等を行う市町村等の取組を支援する。
- 市町村及び防災関係機関と連携し、栄養面や要配慮者に配慮した備蓄などの平常時の準備体制を整えるとともに、災害時に必要となる管理栄養士を確保するなど、栄養・食生活支援体制の整備を図る。
- 被災者の健康調査を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、生活不活発病や深部静脈血栓症(エコノミークラス症候群)等の予防に関する健康教育・健康相談の体制整備や、室温調節、こまめな水分補給等による熱中症対策を実施し、被災者の健康管理に努める。
- 市町村及び防災関係機関と連携し、「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき歯科医療救護班を派遣し、被災者に対して適時適切に歯科保健医療を提供する。
- 災害にあった子どもたちの精神的な不安症状に対し、適切なメンタルケアを行う。また、災害時に適切な支援ができるように、子どもの心のケアに対応できる人材、スクールカウンセラー等の育成に取り組む。
- 障害福祉サービス事業所等の災害対策として、非常用自家発電設備や給水設備などの整備等に要する費用の一部の補助を行う。
- 各保育所等で非常災害に対する避難訓練の実施状況や保護者に対する引き渡しなどをどのように周知しているか監査等を通じて確認していく。
- 支援機関の活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、被災者の心のケアなどが記載されるマニュアル等の周知や、災害に係る訓練などを通し、早期の情報収集や医療提供、相談活動の体制整備を行う。

環境

【衛生対策】(復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部)

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、換気、消毒・手洗いなどの感染症発生源予防のための指導を行う。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

2-3 孤立地域の同時多発や、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

- 感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- 災害時において、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に物資支援を要請する。
- 感染症まん延時に災害が発生した場合、避難所等における感染対策を徹底するため、県が策定したガイドラインを参考に、各市町村の実情に応じた避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施を促していく。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、避難者に対してアンケート調査を行い、必要な衛生用品等の把握につなげる。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
避難行動要支援者の個別支援計画の策定市町村数	31 市町村 (令和5年度) ※一部策定含む	35 市町村 (令和8年度)	市町村	
宮城県災害派遣福祉チームの協定締結数	40 法人・施設 (令和元年度)	75 法人・施設 (令和7年度)	県	

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する圏域防災拠点については、防災資機材の整備や開設・運営マニュアルの作成を行った。今後は防災訓練等を通じ、大規模災害時に防災拠点の円滑な開設や運営が行われるよう引き続き体制整備を進める必要がある。

交通・物流

【災害時の物流対策】

- 東日本大震災において、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いに混乱をきたし、被災地のニーズに応じた適時適切な集配ができなかった。そのため、被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要がある。また、県、市町村、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】(復興・危機管理部、土木部)

- 広域防災拠点の整備を進めるとともに、圏域防災拠点では圏域毎の防災訓練等を通じ、整備した運営マニュアル等の実効性を高めていく。また、いずれの拠点でも、支援部隊の一時集結・宿営、支援物資の搬入出など、目的毎に使用エリアを設定しているが、エリア毎の動線を整理するとともに訓練等を通じ、部隊等の円滑な受入についても実効性を高めていく。
- 広域防災拠点や圏域防災拠点のほか、圏域防災拠点が持つ機能を補う拠点として「防災道の駅」を選定し、必要な機能、施設、体制を整備するための検討を進める。

交通・物流

【災害時の物流対策】(復興・危機管理部、環境生活部)

- 応急生活物資を供給するため、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適用される大規模な地



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

- 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結する。
- 災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。また、平時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。
- 支援物資等を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害時応援協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。
- スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
総合防災訓練(図上、実動)の実施	2回 (令和6年度)	維持	県	再掲
災害時の物資輸送・保管等の確保に関する協定の締結数	12件 (令和5年度)	維持	県	
災害時における物資供給に関する協定の締結数	52件 (令和5年度)	維持	県	

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を確保するなどの帰宅困難者対策を講じる必要がある。また、帰宅困難者が特定の場所に集中し、混乱が発生することのないよう、災害時には帰宅困難者用の一時滞在施設等を確保するなど関係団体と連携した取組が必要となる。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】(復興・危機管理部、企画部)

- 県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。また、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。
- コンビニエンスストアや飲食チェーン店等と締結している「災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定」について、引き続き協定締結先の確保に努め、災害時における支援体制の充実を図る。
- 鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じるとともに、運行再開などの情報を集約し、迅速に県民等へ情報提供できる体制を整備する。
- 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営マニュアルに基づき、災害時における施設への円滑な誘導体制の整備や一時滞在施設等における飲料水の計画的な備蓄を進める。
- 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、(一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションを確保する。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

して、ホームページや広報誌などを活用した広報活動を実施する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定数	11件 (令和5年度)	維持	県	

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環 境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

環境

【災害廃棄物への対応】

- 災害時において、仮置場の設置の遅れや不足が生じた場合、災害廃棄物の撤去が遅れ、放置されることで生活環境の悪化につながる。災害時に速やかに、災害廃棄物の受入が可能な仮置場を設置するため、平時から災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定や災害廃棄物の搬入方法について方針を決めておく必要がある。
- 災害廃棄物の処理が停滞することがないように、処理先を確保するため、平時から処理先のリスト化などをしておく必要がある。また、県内での処理が滞る場合には、他県域への広域処理を行う必要がある。

【衛生対策】

- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。生活環境の悪化に伴い、感染症の病原体に対する抵抗力が低下した場合、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。
- 避難所における感染症のまん延防止を図るため、可能な限り過密状態を避けたレイアウトや有症者等の専用スペースの確保とともに、避難者及び運営スタッフの健康状態の確認、ポスターやチラシ等による感染予防の留意点の周知、手指消毒用アルコールの設置、定期的な換気・清掃・消毒、手洗いや咳エチケット等の感染対策を実施する必要がある。
- 災害廃棄物の仮置場において、腐敗性廃棄物等による周辺環境への影響が懸念される場合には、消毒作業等の防疫対策を行う必要がある。
- 東日本大震災時には、施設被害が多数発生したことに加え、燃料不足や棺等の資材が確保できないなどの事案が複合的に発生したため、火葬能力が低下した上に、火葬場の能力をはるかに上回る遺体が発見・収容されたことから、速やかに火葬することが困難な状況となった。そのため、大規模災害発生時に被災した市町村の火葬能力だけで遺体の火葬を行うことが困難となった場合の対策が必要である。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風の際は、他県や協定を締結している県内関係団体の協力を得て、避難所への仮設トイレの設置及びし尿処理を実施した。避難所開設時においては、速やかに必要数の仮設トイレを設置し、し尿処理に係る体制を構築する必要がある。
- 感染症まん延時に災害が発生し、避難所を開設することとなった場合は、感染拡大を防止



するための対策の徹底が求められる。県では「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成したが、避難所の運営主体である市町村において実効性のある対策ができるよう支援する必要がある。

《推進方針》

環境

【災害廃棄物への対応】（環境生活部）

- 災害廃棄物については市町村が処理主体となるため、平時において市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するほか、処理施設のリスト化や仮置場候補地の選定、広域調整の体制整備を進める。また、市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理図上演習及び災害廃棄物仮置場実地訓練の実施等を通じて、災害廃棄物処理を担う人材を育成する。
- 災害時には、市町村の仮置場設置状況や災害廃棄物の処理状況を把握し、必要に応じ、人員の派遣や国への支援要請、処理先の調整を行う。

【衛生対策】（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部）

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、換気、消毒・手洗いなどの感染症発生予防のための指導を行う。
- 感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- 災害時において、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に物資支援を要請する。
- 災害時には、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。また、災害廃棄物の仮置場については、必要に応じて、ペストコントロール協会等の関係団体と連携し、消毒作業がなされるよう調整を行う。
- 被災した市町村の火葬場だけでは対応が困難な場合、宮城県広域火葬計画に従い、県内市町村や他都道府県との連携を図る。
- し尿の処理は市町村が実施主体となるため、市町村災害廃棄物処理計画等の策定を支援する。また、災害時に市町村からの要請に応じて、仮設トイレの確保やし尿処理に係る支援ができるよう、協定を締結する関係団体と、平時から実効性を担保するための取組を行う。
- 感染症まん延時に災害が発生した場合、避難所等における感染対策を徹底するため、県が策定したガイドラインを参考に、各市町村の実情に応じた避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施を促していく。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
市町村災害廃棄物処理計画策定数	23 市町村 (令和5年度)	35 市町村 (令和10年度)	市町村	
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	72.3% (令和4年度)	増加	市町村	再掲
広域火葬の訓練回数	1回 (令和元年度)	維持	県	
災害廃棄物処理図上演習等の実施	4回 (令和6年度)	維持	県	



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【業務継続性の確保】

- BCP（業務継続計画）については、地方機関まで対象を拡大し、令和元年度に改正を行った。今後は継続的な改善を図るほか、実効性の高い訓練の実施を検討する必要がある。ICT-BCP（情報システムに係る業務継続計画）については、定期的な見直しや訓練を継続して行い、実効性を高めていく必要がある。
- 災害発生時に人員が限られるなかで膨大な災害対応業務を行うため、多大な労力が必要な避難所運營業務について効率化を図る必要がある。
- 災害発生時に迅速な災害対応ができるよう、県及び市町村の防災担当職員向けに継続的に研修の場を設ける必要がある。また、防災訓練及びワークショップについては、日々変化する防災環境に対応した適切な内容で実施する必要がある。

【体制整備】

- 東日本大震災は、過去の災害をはるかに超える大規模な地震津波災害であったことから、地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から県民の命を守るためには、起こり得る災害及び被害を的確に想定して可能な限りの備えを行うとともに、災害対策本部の強化や活動拠点の整備など、様々な事態に柔軟に対応できる体制が必要である。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、発災後に自治体等の人的支援を受け入れる体制や手続きをまとめた「宮城県災害時広域受援計画」を令和元年5月に策定したが、一層の人的応援受入の円滑化のため、受入体制の運用方法を整理する必要がある。

【行政施設の整備・耐震化等】

- 県有施設（警察施設を含む）の老朽化が進んでおり、計画的な建て替えや施設の長寿命化を行う必要がある。
- 県有施設（警察施設を含む）の災害時の機能維持を考慮し、施設における安全・安心の確保を図る必要がある。
- 水害により受変電設備や非常用発電機等が浸水する可能性のある警察施設について、水害時にも警察活動が可能となるよう設備の改修が必要である。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【業務継続性の確保】(復興・危機管理部、企画部、警察本部)

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP及びICT-BCPの定期的な見直しや訓練などを行い、業務継続性の確保を図る。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、市町村が担う避難所運営業務の効率化により負担軽減を図り、県全体の災害対応能力の強化を図る。
- 市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡手段を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 商用電源の供給停止や燃料の確保が困難な場合に備えて、非常用電源設備の整備や非常用の燃料確保を進める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、機器の適切な操作を徹底するほか、専門的な知見・技術を活かしてこれらの設備を耐震性のある堅固な場所に設置する。
- 大規模停電や計画停電を想定し、市町村と連携して応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電、その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 防災担当職員に対する災害対応研修を継続して行うとともに、関係機関と連携した防災訓練も計画的に実施する。また、過去の災害の経験等を踏まえながら、市町村を対象としたワークショップ形式の研修を開催し、避難勧告等の適切な発令方法や避難所開設手順などに関する意識啓発を行う。

【体制整備】(復興・危機管理部、土木部)

- 被災した地方公共団体等だけで災害応急対策を実施することが困難な場合に備え、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時から大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練を実施する。また、他都道府県からの



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入窓口を明確化するなど、受入可能な体制を整備する。

- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点として機能する広域防災拠点の整備を推進する。圏域防災拠点では、圏域毎の防災訓練等を通じ、整備した運営マニュアル等の実効性を高めていくほか、各拠点に整備された防災資機材及び倉庫についてその更新・管理を行う。また、いずれの拠点でも、支援部隊の一時集結・宿営、支援物資の搬入出など、目的毎に使用エリアを設定しているが、エリア毎の動線を整理するとともに訓練等を通じ、部隊等の円滑な受入についても実効性を高めていく。
- 広域防災拠点や圏域防災拠点のほか、圏域防災拠点が持つ機能を補う拠点として「防災道の駅」を選定し、必要な機能、施設、体制を整備するための検討を進める。
- 複数県にまたがるような広域災害発生時において、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、東北エリアを対象とする中核的な広域防災拠点の本県内への整備を国に要望していく。
- 総合防災訓練を通じて、自衛隊、警察、消防、海保等との災害時の対応確認、課題抽出、連携強化を図る。また、災害時に備え、現地への関係職員の派遣、資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、必要に応じて災害ごとの対応計画の見直しを行うとともに、必要な資機材を十分に備える。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練を実施する。

【行政施設の整備・耐震化等】（総務部、警察本部）

- 施設毎に個別施設計画を策定し、これに基づき計画的な維持管理・更新等を推進する。
- 当面の警察署整備計画に基づき、老朽化した警察署の建て替えを計画的に推進する。
- 県有施設（警察施設を含む）に設置されている非常用発電機の使用可能時間が72時間以上となるよう改修を行う。
- 市町村が作成したハザードマップにより、受変電設備や非常用発電機等が浸水する可能性のある警察施設について、水害時にも警察活動が可能となるよう設備のかさ上げ等の改修を行う。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
総合防災訓練(図上、実動)の実施	2回 (令和6年度)	維持	県	再掲
警察署内の老朽化した電気設備及び給水設備の更新	1箇所 (令和3年度)	維持	県	



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

農林水産

【農林水産業のサプライチェーン対策】

- 大規模災害時等においては、生産、流通、販売等の活動維持に甚大な影響が発生し、食料等が長期にわたり供給停止となる恐れがあるため、非常時の生産体制及び迅速かつ効率的な流通体制を構築し、円滑な食料供給体制を維持する必要がある。

産業構造

【県内企業のBCP策定促進等】

- 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP（事業継続計画）の取組が必要となる。県調査によると、BCP策定済の県内企業の割合は、平成28年度30.4%、令和4年度39.3%である。BCPの普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、企業が人材や資金をBCP策定に充てる余裕がないことなどが課題となっている。

《推進方針》

農林水産

【農林水産業のサプライチェーン対策】（農政部、水産林政部）

- 災害時においても農畜産物の生産活動を維持するために、農業用ハウスの保守管理や被害を早期に復旧させるための農業保険への加入などに関する対策を推進する。
- 生産者・団体や卸売業、小売業等に係る流通業者及び物流業者と連携して、災害時の調達先と連絡方法、物資の運送方法等について調整し、流通体制の構築を進める。
- 災害時においても円滑な食料等の供給を維持するため、事業者によるBCPの策定やリスク分散を促進するとともに、農林水産物の生産・流通に関連する機械・施設等の整備が行われるよう支援する。

産業構造

【県内企業のBCP策定促進等】（経済商工観光部）

- 平成27年3月に保険会社及び県内4つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」等を活用し、BCPの策定について各種セミナーの開催や出前講座等を行う。また、国の「事業継続力強化計画」認定企業に対し、災害発生時に必要な設備・物品

等の導入に要する経費の補助を行うとともに、国の優遇税制や金融支援、補助金の加点等の支援策とも連動しながら、県内企業への一層の普及を図っていく。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
水産物の流通拠点となる漁港のうち、BCPが策定されている漁港の割合	80% (令和5年度)	100% (令和8年度)	県 市町 漁業関係者	
企業BCPの策定に関するセミナー、出前講座等	年7回 (令和5年度)	維持	県	
県内企業のBCP策定率	39.3% (令和4年度)	45.4% (令和10年度)	事業者	



4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 東日本大震災時には、全国各地の石油コンビナート等防災区域において、タンク・配管の浮上、移動、地盤・基礎の洗掘（タンク底板の破断）、スロッシング（振動による容器内の液体の揺動）による浮き屋根のポンツーン（浮き室）破損、デッキ上への溢流被害などにより、危険物流出、火災、爆発など大小様々な災害が発生した。大規模危険物施設災害発生時に備え、最新の科学的知見をもとに、起こり得る災害事象や被害想定を的確に分析し、実行的な対応計画と、必要な資機材（オイルフェンス・泡消火薬剤等）を十分に整備する必要がある。

環境

【大気環境の保全】

- 県内の大気はただちに健康リスクが発生する汚染状況ではないが、大気環境は広域的な移動の影響を受ける可能性があり、汚染源の有無に関わらず県内の大気環境の変化を常に把握する必要がある。また、災害発生時（火山噴火時を含む）には、災害がもたらす大気汚染のほか、廃棄物の仮置場などからの粉じんや流失物質による大気汚染も懸念される。

【水環境の保全】

- 災害発生時（火山噴火時を含む）は、水質汚濁防止法に規定する特定施設の破損等により不適切な排水が公共用水域へ排出される可能性があり、事故発生時には迅速に関係機関と情報共有をする必要がある。

【環境リスク管理・安全対策】

- 災害発生時は、化学物質の保管施設の破損等によりP R T R法に規定する指定化学物質等が環境中へ排出される可能性があり、事故発生時には迅速に関係機関と情報共有する必要がある。
- 把握されていないP C B廃棄物及び使用製品がいまだ市中に残されており、災害時にはこれらのP C B廃棄物が飛散・流出する恐れがあることから、リスク低減に向けた取組が必要である。
- 災害時に毒物・劇物が流出しないように平時から対策を行う必要がある。
- 県では、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）を適宜修正し、自然災害等に起因する二次災害として、放射性物質が放出・拡散された際の対応を定めており、関係7市町におい

ても平成28年度末までに避難計画を策定している。また、令和2年6月には、これらを含む「女川地域の緊急時対応」が国の原子力防災会議において了承されたが、原子力災害時の避難等の防護措置が迅速かつ円滑に行われるよう、計画の一層の実効性向上を図る必要がある。

産業構造

【産業施設の防災対策】

- 本県では、政令により石油コンビナート等特別区域が2地区（仙台地区・塩釜地区）指定されており、当該区域には大量の石油や高圧ガスを取り扱う事業所等が複数存在している。東日本大震災クラスの大規模な地震津波災害が発生した場合、危険物製造・取扱等施設や大型タンク、付属配管設備の損壊等に伴う大規模な危険物の漏洩、環境汚染、爆発火災等が想定されることから対策が必要である。

《推進方針》

行政機能・情報通信等

【体制整備】（復興・危機管理部）

- 総合防災訓練を通じて、自衛隊、警察、消防、海保等との災害時の対応確認、課題抽出、連携強化を図る。また、災害時に備え、現地への関係職員の派遣、資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、必要に応じて災害ごとの対応計画の見直しを行うとともに、必要な資機材を十分に備える。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練を実施する。

環境

【大気環境の保全】（環境生活部）

- 工場及び事業場に対して、ばい煙発生施設の適正な維持管理、自主測定等を指導する。
- 大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、大気測定局の適正配置を検討し、監視体制の整備を図る。また、災害発生時には、常時監視に加え、大気移動測定車による被災地域の大気環境を把握するとともに、災害廃棄物仮置場周辺の監視に努め、環境の保全を図る。

【水環境の保全】（環境生活部）

- 工場及び事業場に対して、特定施設の適正な維持管理、自主検査等の指導に加え、事故対応マニュアルの整備を助言する。また、災害発生時の情報共有に備えて、平時から関係機関と連携体制を確認する。
- 水質の異常発生を把握するために公共用水域の常時監視を継続し、平常時の水質を把握す



る。

【環境リスク管理・安全対策】(復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部)

- 工場及び事業場に対して、化学物質の排出量等に関する情報提供を行うほか、事業者の自主的な管理改善の促進や関係者間の情報共有による理解促進(リスクコミュニケーション)に向けた普及啓発を実施する。
- 災害や事故等による非常時の際の対応も念頭においた上で、平常時の管理を徹底するなど、事業者の対応力の強化を図るため、セミナー等を実施する。
- PCB廃棄物適正処理推進員による立入指導を行い、早期の適正処理を推進することで、災害時におけるPCB廃棄物の飛散・流出リスクの低減を図る。
- 災害時に毒物・劇物が流出しないように、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定の作成及び管理の徹底を指導する。
- 毒物・劇物の安全性の確保のため、販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行うとともに、警察による取締りも併せて行う。
- 災害時は、流出した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、宮城県毒劇物協会と連携して体制の整備を図るとともに、宮城県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立できるように支援する。
- 宮城県地域防災計画(原子力災害対策編)や関係市町の避難計画に基づく防災訓練を実施し、防災関係機関の通信連絡や住民への情報伝達、放射線のモニタリング、避難等の防護措置等の手順を確認するとともに、訓練の検証結果を、次年度以降の訓練や計画の修正に反映させるなど、継続的な改善を行うことにより、避難計画等の実効性の一層の向上を図る。

産業構造

【産業施設の防災対策】(復興・危機管理部)

- コンビナート施設について、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。
- 石油コンビナート等防災区域における大規模危険物施設災害等への的確に対応するため、防災資機材の更新を通じて機能を維持していく。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保、系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 液化石油ガス施設について、立入検査等を通じて耐震化や老朽化対策を適宜助言する。
- 都市ガス施設について、ポリエチレン管(PE管)等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
沿道における浮遊粒子状物質環境基準達成率	100% (令和5年度)	維持	県市	



4-3 食料等の安定供給の停滞

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

農林水産

【農林水産業のサプライチェーン対策】

- 大規模災害時等においては、生産、流通、販売等の活動維持に甚大な影響が発生し、食料等が長期にわたり供給停止となる恐れがあるため、非常時の生産体制及び迅速かつ効率的な流通体制を構築し、円滑な食料供給体制を維持する必要がある。

【農林業生産基盤の保全等】

- 農地防災施設、ため池、用排水機場等の農業水利施設の老朽化が進行しており、突発的故障事故発生リスクや施設の機能不全等の発生が懸念されることから、未然防止のための措置が必要である。
- 耕地面積は、耕地の荒廃や転用等により年々減少しており（平成27年：129,400ha、令和5年：124,400ha）、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下が懸念される。また、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」に代表される農業生産基盤の保全に当たっては、農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行に起因して、人手不足や集落機能の低下による地域資源（農用地・水路・農道等）の保全に向けた共同活動の困難化など様々な変化が顕在化しており、農業・農村の多面的機能を保全するためこれらの課題に対する支援策を図る必要がある。
- 災害発生時等においては、住宅などの復旧・復興に使用する木材などの林産物を安定供給するため、林業生産基盤の整備・更新を進める必要がある。また、森林所有者の経営意欲の低下等により適切に管理が行われていない森林について、木材生産や国土保全といった多面的機能の低下が懸念されることから、間伐や再生林などの適切な森林整備を進める必要がある。

【水産関連施設の整備等】

- 近年、気候変動の影響等により自然災害が大規模化・多様化しており、安全安心な漁業地域づくりや漁場の被害軽減対策が必要となっている。

交通・物流

【災害時の物流対策】

- 東日本大震災において、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いに混乱をきたし、被災地のニーズに応じた適時適切な集配ができなかった。そのため、被災状況や

外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要がある。
また、県、市町村、物流事業者等が連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

《推進方針》

農林水産

【農林水産業のサプライチェーン対策】(農政部、水産林政部)

- 災害時においても農畜産物の生産活動を維持するために、農業用ハウスの保守管理や被害を早期に復旧させるための農業保険への加入などに関する対策を推進する。
- 生産者・団体や卸売業、小売業等に係る流通業者及び物流業者と連携して、災害時の調達先と連絡方法、物資の運送方法等について調整し、流通体制の構築を進める。
- 災害時においても円滑な食料等の供給を維持するため、事業者によるBCPの策定やリスク分散を促進するとともに、農林水産物の生産・流通に関連する機械・施設等の整備が行われるよう支援する。

【農林業生産基盤の保全等】(農政部、水産林政部)

- 老朽化が進行している農地防災施設及び農業水利施設については、施設管理者と連携しながら施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、限られた予算の中で、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持する。
- 災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の整備、農村の防災対策等を推進する。
- 農地整備事業等によって水田等の生産基盤を整備することで、地域としての労働・土地生産性の向上や荒廃農地の発生防止を図り、国土保全を進める。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応し、伝統的な水管理システムを継承していくため、多様な地域コミュニティの形成支援や地域主体の共同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。また、交流人口・関係人口の増加に向けた取組や農業集落排水施設、農道網の整備など、定住環境の向上を図る。
- 林道等の林内路網の整備や高性能林業機械の新規導入、木材加工流通施設の整備等に対する支援を推進することで、素材生産性の向上を図る。また、間伐や再生林などの森林整備に対する支援や低コスト化に向けた技術の普及を推進する。

【水産関連施設の整備等】(水産林政部)

- 防波堤及び岸壁に損傷が生じると、漁船の安全な係留や水揚げ機能に支障をきたし、水産物の安定供給に多大な影響を及ぼすことから、漁港施設の防災・減災対策を推進する。
- 海上の養殖施設について、耐波性向上を図るなど、災害に強い養殖施設等の導入を推進す



る。

交通・物流

【災害時の物流対策】（復興・危機管理部）

- 市町村においては、外部支援等の時期を想定して備蓄量の見直しを図るとともに、県では市町村の備蓄状況や物資集積拠点に係る情報を平常時から把握し、国のプッシュ型による物資輸送にも対応可能となるよう物資供給体制の整備を進める。また、円滑な物資供給体制の構築に向け、一層の災害時応援協定の締結や物流事業者を交えた防災訓練の実施など、発災当初から物流事業者と県及び市町村が連携を図れるような体制整備に努めていく。

【関連するKPI】

指標（KPI）	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）	実施主体	備考
水産物の流通拠点となる漁港のうち、BCPが策定されている漁港の割合	80% (令和5年度)	100% (令和8年度)	県 市町 漁業関係者	再掲
機能保全対策に取り組む基幹的な用排水機場数	7箇所 (令和5年度)	34箇所 (令和12年度)	県	再掲
汎用化水田の面積	80,021ha (令和5年度)	83,100ha (令和12年度)	県	
耕地利用率	90.0% (令和5年度)	90.0% (令和12年度)	県	
日本型直接支払制度取組面積	76,759ha (令和5年度)	72,700ha (令和12年度)	活動組織 集落協定	
素材生産量	586,000 m ³ (平成28年度)	700,000 m ³ (令和9年度)	県 市町村 林業事業者等	
水産物の流通拠点となる漁港のうち、耐震・耐津波対策が図られた施設数	1施設 (令和5年度)	4施設 (令和13年度)	県	

4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

環境

【自然保護】

- 農地・森林における開発行為について、防災や自然環境及び生物多様性の保全に配慮するよう指導していく必要がある。
- 東日本大震災後に野生鳥獣の生息域が拡大し、全県的にシカ、イノシシ、サル等野生生物による農作物被害が増大している。その結果、耕作意欲の減退による耕作放棄の拡大や大型獣による掘り起こしにより、農地・森林が荒廃することで自然災害の拡大につながる恐れがあることから、鳥獣被害の防止に向けた効果的な対策等を行う必要がある。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境等の影響により藻場が衰退しており、漁場環境や生態系への保全等への影響が懸念されるため、藻場の回復に係る対策が必要である。

農林水産

【農林業生産基盤の保全等】

- 耕地面積は、耕地の荒廃や転用等により年々減少しており（平成27年：129,400ha、令和5年：124,400ha）、農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下が懸念される。また、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」に代表される農業生産基盤の保全に当たっては、農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行に起因して、人手不足や集落機能の低下による地域資源（農用地・水路・農道等）の保全に向けた共同活動の困難化など様々な変化が顕在化しており、農業・農村の多面的機能を保全するためこれらの課題に対する支援策を図る必要がある。
- 林業分野では、森林所有者の経営意欲の低下、林業就業者の減少と高齢化に対応するため、県民や企業等の森林の整備・保全活動への参画を促進するとともに、意欲と能力のある林業経営者の確保と育成を図り、自ら管理・経営ができない森林所有者から森林整備を受託する林業事業体等の育成を図る必要がある。

国土保全

【土砂災害対策】

- 頻発化・激甚化する集中豪雨等による山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区等における治山対策を計画的に推進する必要がある。

【自然公園施設の整備等】



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

4-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 自然公園等における防災対策として、公園区域の荒廃の防止や公園施設等の老朽化対策など、災害発生時を含めた利用者の安全確保対策を進める必要がある。また、自然環境を保全することで自然生態系の有する防災・減災機能を維持していく必要がある。

【海岸管理施設の整備等】

- 東日本大震災の津波で流失した海岸防災林を再生し、飛砂・潮害から人々の生活環境を保全する必要がある。

《推進方針》

環境

【自然保護】（環境生活部、農政部、水産林政部）

- 自然環境や生物多様性の保全に配慮した開発行為への適切な誘導や、回復に向け、生物多様性に関わる情報を体系的に整備発信し、自然共生サイトによる民間の土地の環境保全活動を促進する等の取り組みを進め、生態系ネットワーク等生物の生息環境を形成するとともに、水源涵養機能等を有する保安林の保全を進めることで森林の荒廃を抑止し、土砂災害等による自然環境の悪化を防ぐ。
- 鳥獣被害防止計画を策定した市町村の地域協議会等が行う対策事業を支援するとともに、適切な鳥獣被害対策を指導できる人材育成等の支援を行う。

【海洋環境の保全】（水産林政部）

- 「宮城県藻場ビジョン」に基づくソフトとハードを組み合わせた対策により藻場を回復させ、漁場環境と生態系の保全を図る。

農林水産

【農林業生産基盤の保全等】（農政部、水産林政部）

- 農地整備事業等によって水田等の生産基盤を整備することで、地域としての労働・土地生産性の向上や荒廃農地の発生防止を図り、国土保全を進める。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応し、伝統的な水管理システムを継承していくため、多様な地域コミュニティの形成支援や地域主体の共同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。また、交流人口・関係人口の増加に向けた取組や農業集落排水施設及び農道網の整備など、定住環境の向上を図る。
- 里山林等の森林づくり活動に取り組むNPOや企業など、多様な主体との連携を促進する。

県土保全

【土砂災害対策】（水産林政部）

- 山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するため、治山施設の設置や森林整備を

進め、森林のもつ防災機能の強化を図る。

○ 山地災害危険地区等の周辺森林において、間伐等の森林整備を実施し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

【自然公園施設の整備等】(経済商工観光部)

○ 自然公園等において、施設の老朽化対策を含め、観光客・登山者の安全な利用等に配慮した自然歩道・登山道の改修、利用拠点や緊急退避所となる避難小屋等の改修、法面崩落防止対策などを行い、観光客等の受入基盤の整備を推進するとともに区域内の自然環境の保全を図る。

【海岸管理施設の整備等】(水産林政部)

○ 復旧した海岸防災林の保育管理を計画的に進め、防災林機能の早期発揮を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
野生鳥獣による農作物被害額	132,090千円 (令和5年度)	116,800千円 (令和12年度)	市町村	
耕地利用率	90.0% (令和5年度)	90.0% (令和12年度)	県	再掲
日本型直接支払制度取組面積	76,759ha (令和5年度)	72,700ha (令和12年度)	活動組織 集落協定	再掲
山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率	49% (令和5年度)	65% (令和9年度)	県	再掲
森林整備面積(年間)	3,338ha (令和5年度)	6,000ha (令和9年度)	森林所有者 森林組合 林業事業体	



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）

5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【業務継続性の確保】

- 防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じて既設以外の通信回線導入について検討するなど、県や市町村等と連携強化を図る必要がある。また、情報通信が途絶したと判断される場合は、職員等を現地に派遣して情報収集活動を行う必要がある。

【体制整備】

- 災害時にデジタル技術を活用して県、市町村間で迅速に災害情報等を共有するため、平時から研修等を通してデジタル人材の育成を進める必要がある。

【総合防災情報システム等の機能拡充】

- 県では、地震、大雨、土砂災害等の災害時における迅速な情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。防災・避難体制に万全を期すため、情報伝達の更なる多様化・高速化を図る必要がある。

【地域住民等に対する通信手段の整備総合防災情報システム等の機能拡充】

- 近年多発化する災害に備えて、市町村防災行政無線が鮮明に聞こえない難聴地域への対策をはじめとして、住民への災害情報伝達手段の多様化を図る必要がある。
- 令和6年3月現在、県内で携帯電話が1社もつながらない「不感地域」の世帯割合は0.001%で、4市2町（14世帯）の不感地域が存在するほか、トンネル内や山間部などラジオ等が通じにくい地点もあるため、災害時に備えて不感地域の解消を進める必要がある。また、避難時にも避難者が必要な情報通信を行えるよう、避難所等における通信手段を充実させる必要がある。
- 県内におけるブロードバンドの利用環境は概ね整備が進んでいるが、市町村によっては光ファイバの整備が遅れている地域もあり、一層の普及が必要である。



《推進方針》

行政機能・情報通信等

【業務継続性の確保】(復興・危機管理部、警察本部)

- 市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

【体制整備】(企画部)

- 外部人材の活用などを通してデジタル人材の育成について引き続き取り組むとともに、市町村へのデジタルみやぎ推進アドバイザーの派遣等を行い、県と市町村の行政情報化を一層推進する。

【総合防災情報システム等の機能拡充】(復興・危機管理部)

- 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。さらにMIDORIの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種の防災情報システムを運用する。

【地域住民等に対する通信手段の整備総合防災情報システム等の機能拡充】(復興・危機管理部、企画部)

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS、各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段・体制の整備・充実を図る。
- 市町村防災行政無線の難聴地域における住民への情報伝達手段を確保するため、戸別受信機の整備をはじめとした国の助成事業等の情報を市町村へ提供する。
- 携帯電話のエリア整備は、利用者のニーズに応じる形で事業者が自ら整備することが原則であるが、今後解消を必要とする不感地域を把握したときは、市町村と連携して携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、国の携帯電話等エリア整備事業などを活用して必要



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

5-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大（情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態）

な支援を行う。また、ラジオ等が通じにくい地点についても、市町村や事業者に対して国庫補助事業の活用を促すなど、通信手段の確保を進める。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
携帯電話の不感世帯数	14世帯 (令和5年度)	0世帯 (令和12年度)	事業者	再掲

5-2 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環 境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

住宅・都市

【エネルギー供給体制の強靱化対策】

- 東日本大震災時には、県内の約 142 万戸で停電が発生した。広範囲かつ長時間におよぶ停電により、県、市町村をはじめ医療機関等の活動、下水道施設等のライフライン復旧への影響も大きかったことから、こうした教訓を踏まえ、電力の迅速かつ円滑な復旧を図る体制を整備する必要がある。
- 災害時における燃料の確保に向け、平成 27 年 1 月に宮城県石油商業組合・宮城県石油商業協同組合と「災害時の石油製品の備蓄に関する協定」及び「災害時における支援に関する協定」を締結しているが、燃料不足は災害対応活動や県民生活に影響を及ぼすため、引き続き燃料供給体制の構築を進める必要がある。
- ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保、系統の多ルート化等を進めるなど、被害軽減のための諸施策を実施する必要があるほか、被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要がある。
- 東日本大震災では、県内の製油所や油槽所、沿岸部の関係施設が被災し、県内全域が深刻な燃料不足となった。こうした教訓を踏まえ、地域にあるエネルギー資源を地域で消費する「エネルギーの地産地消」のための取組や技術開発を支援し、エネルギーの多様化を図ることが求められている。一方、再生可能エネルギー、特に太陽光や風力発電は天候の状況などに左右される不安定な電源であり、エネルギー供給源として全面的に依存することは難しい。

《推進方針》

住宅・都市

【エネルギー供給体制の強靱化対策】(復興・危機管理部、環境生活部)

- 災害等により大規模停電が発生した場合は、電力事業者と連携し、早期の停電状況把握及び被災地の電力復旧を図る。特に、医療機関、官公署、避難所等の重要施設の迅速な電力復旧に努める。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

施設の確保、系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

- 燃料不足による災害対応活動や県民生活への影響を軽減できるよう、国及び関連業界団体と連携した燃料供給体制を維持するため防災訓練等を継続していく。
- 液化石油ガス施設について、立入検査等を通じて耐震化や老朽化対策を適宜助言する。
- 都市ガス施設について、ポリエチレン管（PE管）等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図る。
- 平時から、再エネ・省エネ設備・機器の導入促進を通じて、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域資源を生かした再生可能エネルギー等の利活用による地域課題の解決に資する取組や、自立・分散型のエネルギー供給体制を構築する取組に対して支援を行い、再生可能エネルギーをまちづくりに組み込んだ取組の普及拡大を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
再生可能エネルギー導入量	33,437TJ (令和元年度)	42,248TJ (令和6年度)	県 市町村 県民 事業者等	
災害時の石油製品の備蓄に関する協定の締結	1件 (令和5年度)	維持	県	

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

住宅・都市

【上水道の耐震化・長寿命化等】

- 東日本大震災では管路の漏水により送水が停止したが、水処理は継続することができたことから、浄水場において市町村や自衛隊の給水車に給水を実施した。今後も災害時に円滑な給水対応が出来るよう、体制を維持する必要がある。また、法定耐用年数や更新時期が到来する施設については、計画的な修繕や更新を進める必要がある。
- 市町村等の水道施設については、応急復旧・給水車等による給水支援は、公益社団法人日本水道協会を通じた他都道府県の水道事業者からの応援体制が整備されている。一方、令和4年度において、耐震適合率は基幹管路 48.9%、浄水施設 36.7%、配水池 57.6%であり、老朽化や耐震化に係る更新の遅れが課題となっている。
- 営農飲雑用水施設については、設備の耐用年数を超過している地区は 95.8%であり、今後の修繕・更新などの長寿命化等対策を実施する必要がある。また、施設の 91.7%は上水として利用しており、大規模地震や近年多発する豪雨災害等で被災した場合、早急に機能回復を図る必要がある。

【下水道等の耐震化・長寿命化等】

- 東日本大震災時には、災害応急マニュアル等の個々の情報が有効に活用されなかったため、汚水処理の迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築できなかった。また、未曾有の大災害であったため、非常時対応の人員や資材等に大きな制約が生じた上、その配分についてもルール化されていなかったため、下水道システムの機能回復に時間を要した。令和元年東日本台風時も、浸水被害により電気・機械設備が被害を受け、汚水処理・雨水排除いずれの下水道機能も停止した。これらの教訓を踏まえ、災害時にも処理機能を維持するためのハード対策や災害に強い施設の運用方法を検討する必要がある。
- 東日本大震災時には、沿岸部の浄化センターが津波で水没し機能が停止した。また、浸水、停電、地盤沈下等によるポンプ場の停止や、地震による管路の破損等により、汚水の溢水が発生したことから、流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の耐震化や耐水化を含めた浸水対策のほか、長寿命化を実施する必要がある。
- 災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽については、令和4年度末時点で 72.3%の整備率となっているが、今後も単独処理浄化槽からの転換を進める必要がある。
- 農業集落排水については、東日本大震災により、供用地区 95 地区中 94 地区が被災し、77



地区は災害関連農村生活環境施設復旧事業により対応したが機能回復に時間を要した。また、令和元年東日本台風により供用地区 89 地区中 17 地区が被災し、3 地区は災害関連農村生活環境施設復旧事業で対応している。農業集落排水は農村総合整備モデル事業の 1 工種として昭和 53 年度に事業開始されて以来、多くの地区で経過年数が長期化している。強い地震や近年多発する豪雨災害等でも機能停止を可能な限り防止し、早急に機能回復を図る必要がある。老朽化施設については、限られた予算の中で修繕・更新等を行い、長寿命化を図る必要がある。

- 漁業集落排水については、東日本大震災からの復旧・復興事業により、9 地区で污水处理を再開している。これらの施設については、機能保全計画に基づく修繕・更新等により、長寿命化を図る必要がある。
- コミュニティプラントについては、近年の災害での被害はなかったが、適切な修繕や更新等により長寿命化を図り、被災した場合は早急に機能回復を図る必要がある。

産業構造

【工業用水の確保等】

- 東日本大震災では、多くの工業用水道施設が被害を受け、漏水が発生したことや、給水が不可能な状況となった。大規模地震時等でも安定的に水道水の供給ができるよう、工業用水道施設の強靱化を進める必要がある。また、法定耐用年数や更新時期が到来する施設については、計画的な修繕や更新を進める必要がある。
- 令和元年東日本台風では、工業用水道の河道内取水口が土砂閉塞により取水不能となったことから、今後も緊急時の応急復旧体制を維持する必要がある。
- 平成 25 年 3 月に東北地域の工業用水道事業者間で「東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」を締結しており、災害時に応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平素から関係機関や他事業者との連携を図る必要がある。
- 災害時等において、工業用水道が通水している場合、工業用水配水管に応急給水システムを設置することで給水することができるほか、配水池に貯留している水を給水装置で取り出すことができ、さらに工業用水道に消火栓を設置することで消火用水として使用することも可能であるが、活用について関係機関等に一層の周知を図る必要がある。

《推進方針》

住宅・都市

【上水道の耐震化・長寿命化等】（土木部、企業局）

- 市町村における応急給水計画の策定を促し、災害による断水時には市町村や自衛隊に対して給水可能な浄水場を迅速に周知するとともに、民間事業者との協定に基づく災害時の給水車の派遣、緊急給水システム等の運用により、安全・安心で迅速な水道水の供給を図る。

- 災害時でも安定的な供給が出来るよう、送水施設や基幹土木施設等の耐震化を進めるとともに、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の水需要に対応したダウンサイジング（縮小化）の検討を行い、計画的な更新を進める。
- 市町村等の水道事業者に対して、水道施設の計画的な老朽化対策を働きかけるとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した施設の耐震化の推進を支援する。
- 営農飲雑用水施設について、被災時の被害軽減や早期復旧が可能となるよう適時・適切な修繕又は更新など市町村における長寿命化等を支援する。

【下水道等の耐震化・長寿命化等】（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、企業局）

- スtockマネジメント計画に基づく流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の改築更新と併せて、耐震化や耐水化を含めた浸水対策を実施していく。
- 市町村等の下水道事業者に対して、各種事業制度を活用した下水道施設の計画的な老朽化対策、耐震化及び浸水対策並びに溢水対策を働きかけるとともに、技術的支援を行い、事業の推進を支援する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう市町村等の支援を行う。
- 農業集落排水について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講じるとともに、管理市町村による機能診断及び最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を支援する。
- 漁業集落排水について、漁村整備事業及び農山漁村地域整備交付金を活用した適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を支援する。
- コミュニティプラントについて、市町村による適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化の取組を支援する。

産業構造

【工業用水の確保等】（企業局）

- 安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の水需要に対応したダウンサイジング（縮小化）の検討を行い、計画的な更新を進める。
- 災害時における工業用水の有効活用について、積極的な働きかけを行うとともに、災害時等の相互応援に関する協定を締結している東北地域の工業用水道事業者間や関係機関と平時から緊密に連携することで、災害時の応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう努める。



【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
下水道改築工事の進捗割合	21.8% (令和5年度)	100% (令和9年度)	県	再掲
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	72.3% (令和4年度)	増加	市町村	再掲

5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環 境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

交通・物流

【道路基盤の整備等】

- 東日本大震災の際、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造による津波浸水被害の軽減効果が確認された。そのため、三陸縦貫自動車道等の高規格幹線道路網の強化や、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けた整備を進める必要がある。
- 災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。
- 災害発生時に道路が寸断した場合に迅速に対応するため、関係者間で対応を検討するための協議会の設置や道路管理者の相互の連携を図る必要がある。
- 離島・半島部などの集落をつなぐ国道や県道など、重要な交通インフラの整備を進めるとともに、維持・修繕・更新等のストックマネジメントを行う必要がある。
- 令和6年3月末現在、完成後50年以上経過している橋梁は全体の約45%、トンネルは全体の約5%となり、今後、高度経済成長期に建設された道路施設（橋梁・トンネル等）の老朽化が加速していくことから、老朽化対策や長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。
- 農道・林道は、大規模自然災害時には迂回路としての活用を期待される場合もあることから、平常時より適切な整備を行う必要がある。

【空港・港湾の整備等】

- 東日本大震災の際には、空港機能の早期復旧により、陸上交通復旧前における緊急物資輸送や旅客輸送に大きな役割を果たした。国土交通省では仙台空港を「緊急輸送の拠点となる空港」と位置づけており、緊急物資等輸送拠点としての機能を確保する必要があったことから、機能確保や航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の持続性確保を図るため、滑走路の液状化対策などの耐震整備を進め、令和3年度に整備を完了した。
- 県の港湾施設は、昭和40年以降に集中的に建設されており、現在は約6割、10年後には約7割の施設が供用から50年以上経過する。既に老朽化により補修が必要となっている施



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

設も多く、港湾機能を維持する観点から、老朽化した施設の長寿命化が必要となっている。

- 仙台塩釜港は、背後圏に仙台都市圏を抱えていること、離島航路も有していることから、地域住民の暮らしの安全・安心を確保する上で大規模自然災害対策の強化が必要である。とりわけ仙台塩釜港（石巻港区）等では、東日本大震災後、航路・泊地の埋没が急激に進んでいることから、海上交通ネットワークを適切に維持していく必要がある。
- 県では、災害時における港湾機能の確保及び早期復旧に向けた港湾機能継続計画（港湾BCP）を策定しており、今後、計画の実効性を高める取組が必要となっている。

【公共交通の確保】

- 経常赤字が続く阿武隈急行の施設の補強等に対する老朽化対策などが必要である。
- 令和元年東日本台風で被災した阿武隈急行線は富野駅～丸森駅の県境の区間で一時不通となった。その後の再開に向けた災害復旧事業では、一時的な資金不足が生じるおそれがあったことから、災害対応時には支援対象事業者の資金繰りを注視する必要がある。
- 東日本大震災時、バスは早くから運行を再開し、運行の柔軟性を生かして被災鉄道の代替交通手段となるなど、その役割を十分に発揮した。今後、バス事業の縮小により、運転士や車両の手配が十分できない懸念があり、移動需要との調整が必要である。
- 離島航路は東日本大震災後も早期に運行を再開し、離島住民の生活に必要不可欠な唯一の交通手段としての役割を十分に発揮した。今後の課題として、航路事業では島民人口の減少により定期航路の利用者が減少していることから、災害時も含めた継続した交通手段維持・確保のための支援が必要である。
- 乗合バスについては、不採算路線の廃止や縮小が進んでおり、各市町村では代替手段として住民バスの運行を行っているが、自治体の財政負担は年々重くなっているため、支援が必要である。また、運転士不足、高齢化による減便や将来的な撤退が懸念され、地域全体として、あらゆる輸送資源の活用を図る必要がある。
- 災害時にも強い持続可能な公共交通の維持のためには、地域の面的な公共交通ネットワークを再構築するなど、まちづくりと交通施策の連携を図る必要がある。

《推進方針》

交通・物流

【道路基盤の整備等】（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、警察本部）

- 災害による道路ネットワークの寸断により、物流や経済活動、地域住民の避難に大きな影響が生じないように、また、災害時の救援物資輸送、医療輸送、人的支援を継続可能とするため、高規格幹線道路、地域高規格道路や主要な国道など基幹道路の整備・機能強化を進める。
- GIS（地理情報システム）を活用した道庁管理システムの運用のほか、ウェブ公開シス

- テムによる通行規制、降雪積雪等の道路情報の提供により引き続き適切な道路管理を行う。
- 災害が発生した場合における道路利用者への情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進するほか、機動的な運用が可能である可搬式発動発電機を県内各警察署へ配備する。
 - 安全・安心の確保に資する交通情報等を交通情報提供事業者へ提供し、ラジオ・テレビ放送、インターネット等の各種媒体を通して、いち早く道路利用者へ提供する。
 - 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
 - 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検や橋梁点検等で対応が必要とされた箇所や阪神・淡路大震災以前の基準で建設された橋梁について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁補修及び耐震化を実施する。
 - 橋梁やトンネルなどの道路施設は、5年に1回の定期点検の結果を踏まえて、個別に長寿命化計画(維持修繕計画)を策定しているため、計画に基づき、予防保全型の修繕を進める。
 - 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
 - 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、地域住民等に危険箇所を周知する。また、県際・郡界道路、離半島道路の整備や機能強化を図り、あらゆる災害に備えたリダンダンシー(ネットワークの多重化)を確保した交通網を構築する。
 - 災害が発生した場合における円滑な避難活動や物資供給を可能とするため、緊急交通路等の重要道路における冠水対策(排水施設整備や舗装修繕)を推進する。
 - 迂回路として活用できる農道・林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有するとともに、大規模自然災害時にその機能が発揮できるよう、個別施設計画の策定促進や維持・修繕・更新等を適切に実施する。

【空港・港湾の整備等】(土木部)

- 老朽化が進む港湾施設の適正な管理に向けて、予防保全型による長寿命化対策の取組を進める。
- 大規模地震の切迫性が高まっていることを踏まえ、緊急物資の共有やサプライチェーンを確保するため耐震強化岸壁の整備に取り組むとともに、航路・泊地の浚渫及び浚渫土の処分場確保を目的とした廃棄物埋立護岸整備を進める。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

5-4 公共交通機関の被災や道路の寸断等による、長期間にわたる交通ネットワーク機能の停止

- 大規模災害が発生した場合に備えた組織体制の機能確認、実効性検証のため、港湾BCP（業務継続計画）等による定期的な訓練を実施する。

【公共交通の確保】（企画部）

- 鉄道の橋梁、構造物等の施設について、必要に応じた補強対策を推進し、耐震性の強化を図る。
- 阿武隈急行線については、今後、令和元年東日本台風と同規模の災害が起こった際は、福島県及び沿線市町と連携し、復旧に必要な財政支援を実施する。
- バスの運転士の確保については、関係機関と連携して、事業者の人材確保に資する取組を推進する。
- 災害時にも地域交通が分断されることのないよう、住民バス等を運行する自治体・阿武隈急行株式会社・バス事業者・離島航路事業者に対する財政支援を行い、持続可能な公共交通を目指すとともに、多様な移動経路を確保する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数[令和元年度からの累計]	329 橋 (令和6年度)	352 橋 (令和12年度)	県	
橋梁長寿命化修繕工事完了数[令和元年度からの累計]	62 橋 (令和6年度)	404 橋 (令和12年度)	県	
トンネルの長寿命化対策率 ※ 修繕が必要と判断された箇所のうち、対策箇所を実施した割合	0% (令和6年度)	100% (令和15年度)	県	
港湾BCPに基づく訓練	1回 (令和元年度)	維持	国 県	
港湾施設の長寿命化対策率 (健全度B以上の施設)	60.5% (令和6年度)	100.0% (令和9年度)	県	

6-1 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

住宅・都市

【被災者の住宅対策】

- 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅）の確保に課題があった。最大時は、応急仮設住宅 47,861 戸に 123,630 人が入居し、うち賃貸型応急住宅の利用は 25,137 戸 67,753 人であった。令和元年東日本台風の際には、東日本大震災の経験を踏まえ、寒さ対策を行った建設型応急住宅を年内に 253 戸供給することができた。建設型応急住宅については、迅速かつ適切な場所に整備できるよう、平時から市町村と連携して整備可能な公用地等を把握するほか、関係団体との協定により、非常時の役割分担等について協議・調整を図る必要がある。

保健医療福祉

【保健福祉対策】

- 障害者の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、各市町村（複数市町村による共同整備を含む）において整備することとされている地域生活支援拠点※については、徐々に整備されてきたところであるが、地域によっては、必ずしも円滑に進まない状況もあることから、自立支援協議会などを通して、市町村や関係する機関等との情報交換や課題の共有を図りながら、整備に向けた支援を進める必要がある。

環境

【災害廃棄物への対応】

- 災害時において、仮置場の設置の遅れや不足が生じた場合、災害廃棄物の撤去が遅れ、放置されることで生活環境の悪化につながる。災害時に速やかに、災害廃棄物の受入が可能な仮置場を設置するため、平時から災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定や災害廃棄物の搬入方法について方針を決めておく必要がある。

農林水産

【農林業生産基盤の保全等】

- 農地、森林、山村等の保全のため、平時からの地域ぐるみの共同活動等を推進する必要がある。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

リスクコミュニケーション・地域づくり

【自助・共助の取組の推進】

- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。一人暮らしの高齢者は、令和5年度末で65歳以上の高齢者657,655人のうち157,439人であり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市町村が中心として、地域で支え合う体制づくりを進める必要がある。また、NPOやボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。
- 災害発生時においては、地域住民が安心して生活するために、公助だけに限らない個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要がある。また、避難所の設置・運営においては、男女共同参画や多様な視点に配慮する必要がある。

《推進方針》

住宅・都市

【被災者の住宅対策】(復興・危機管理部)

- 災害時において、迅速かつ適切な場所に建設型応急住宅を整備できるよう、平時から市町村と連携し、整備可能な公用地等を把握するとともに、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の協定締結団体の建設能力の把握に努め、県と団体との連絡体制や役割分担等について、協議・調整を図る。
- 災害時において、(公社)宮城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。

保健医療福祉

【保健福祉対策】(保健福祉部)

- 令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するため、自立支援協議会などを実施し市町村や関係する機関等との情報交換や課題の共有を図る。

環境

【災害廃棄物への対応】(環境生活部)

- 災害廃棄物については市町村が処理主体となるため、平時において市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するほか、処理施設のリスト化や仮置場候補地の選定、広域調整の体制整備を進める。

農林水産

【農林業生産基盤の保全等】(農政部、水産林政部)

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の支援により、里山林の保全管理等に必要な地域住民の交流・連携による共同活動に取り組むことにより、新たなコミュニティ形成を促進する。
- 自然災害等に迅速な対応を図るため、農地の保全や農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、過疎化、高齢化、混住化等に対応し、多様な地域コミュニティの形成や中山間地域の集落が取り組む共同活動の持続性確保に向けた支援を行う。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【自助・共助の取組の推進】(環境生活部、保健福祉部)

- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うため、地域住民等が自発的・主体的に取り組む活動を支援するとともに、ボランティアやNPO団体の活動を推進し、そのノウハウを活用して多様な被災者ニーズに対応する。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成や、男女共同参画や多様な視点を踏まえた防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
応急仮設住宅建設予定地数	110 (平成21年度)	110 (令和8年度)	県	
地域生活支援拠点の整備市町村数	30市町村 (令和6年度)	35市町村 (令和8年度)	市町村	
市町村災害廃棄物処理計画策定数	23市町村 (令和5年度)	35市町村 (令和10年度)	市町村	再掲
日本型直接支払制度取組面積	76,759ha (令和5年度)	72,700ha (令和12年度)	活動組織 集落協定	再掲



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	ICTコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

行政機能・情報通信等

【体制整備】

- 令和5年度末現在、県内では、被災建築物応急危険度判定士1,913人、被災宅地危険度判定士894人が登録されている。被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を的確かつ速やかに実施するため、民間判定士の養成実施体制の整備が必要である。
- 令和6年3月現在、砂防ボランティア126人が登録されている。毎年6月の土砂災害防止月間にあわせ、土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに、防災意識の啓発や警戒避難体制整備の促進など、土砂災害による人命・財産の被害防止に資することを目的に、県及び市町村職員、地域住民の方々並びに宮城県砂防ボランティア協会の協働で土砂災害の恐れのある箇所の点検パトロールを実施している。県及び市町村の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアによる支援が必要である。

保健医療福祉

【保健福祉対策】

- 東日本大震災では25市町に災害ボランティアセンターが開設され、約78万人のボランティアが活動した。また、令和元年東日本台風では11市町に災害ボランティアセンターが開設され、約2万人のボランティアによる被災地支援活動が行われた。災害ボランティアは被災地の復旧・復興の大きな力となるため、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制整備を図る必要がある。
- 令和元年東日本台風時には、被災市町の要請により、社会福祉士等で構成する「災害派遣福祉チーム」を2市2町へ派遣し被災者支援を行った。派遣の一層の迅速化を進めるとともに、社会福祉法人等と職員派遣に関する協定締結を推進し、体制の強化を図る必要がある。
- 被災者に対する相談支援や住民同士の交流の場の提供等を行い、被災者の孤立防止等のための支援を行う生活支援相談員等を配置する必要がある。
- 東日本大震災を経験した管理期保健師（保健師経験年数20年目以上の保健師）の退職を見据え、東日本大震災から学んだ教訓の伝承を含む保健師の人材育成が必要である。
- 大規模災害時には保健福祉事務所（保健所）自体が機能不全に陥ることや、様々な支援チ



ームの受援対応に苦慮することが想定されるため、人的派遣調整に係る組織体制を整備するとともに、被災市町等のニーズに沿って公衆衛生スタッフの応援の必要性を適切に判断し、対応する必要がある。

- 東日本大震災では、親を亡くすなど被災した子どもや保護者等への心のケアが必要となった。この経験を踏まえ、災害が発生した際には、児童相談所や子ども総合センター等が関係機関と連携し、心のケアの取組を着実に実施する体制の構築が必要である。
- 東日本大震災で被災した児童生徒のケアは、今なお喫緊の課題であり、小中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣、スクールソーシャルワーカーの活用、スクールカウンセラーや教員等を対象とした研修会等を行っている。課題として、有資格者の居住地が仙台市圏域であることが多く、気仙沼圏域や栗原市内・登米市内等遠方において勤務できる人材の確保が難しい点と、経験の少ない若い方の任用が増えていることから、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとしての資質向上等があげられる。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【自助・共助の取組の推進】

- 令和5年度末現在、県内で約10,000人の防災指導員が登録されている。大規模災害発生時には、公的機関の対応に加え、地域コミュニティの中で組織される自主防災組織等による対応が不可欠であり、この組織において中心的な役割を担う防災リーダーの養成が必要である。

《推進方針》

行政機能・通信

【体制整備】(土木部)

- 地震災害においては、余震などによる二次災害を防止するため、建築関係団体との災害時の活動連携協定の締結を促進し、被災した建築物及び宅地に対する危険度判定の早期実施に努める。また、危険度判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動を通じて、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。
- 大規模な土砂災害が発生し、県及び市町村の砂防担当職員の人員が不足する場合、宮城県砂防ボランティア協会と連携して砂防対応に当たる人員を確保し、二次災害の防止に努める。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

保健医療福祉

【保健福祉対策】（保健福祉部、教育庁）

- 市町村や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受入拠点の整備等を行う。また、社会福祉協議会やNPO法人、大学や各種ボランティア関係団体と定期的に災害時の連携について確認する場を設け、平時から災害ボランティアの受入体制の維持・促進を図る。
- 災害派遣福祉チームの協力団体の充実と研修等の実施によりチーム員の人材育成を図る。
- 生活支援相談員を配置する市町村等の取組を支援するとともに、（社福）宮城県社会福祉協議会と連携して研修等を行い、人材の育成を図る。
- 災害時保健活動の対応力向上を図るため、県保健師の階層に応じた災害時保健活動研修を実施するとともに、各圏域で市町村公衆衛生スタッフも含めた訓練・研修等の取組を推進する。
- 平時から受援調整に係る連絡体制を明確化するとともに、受援のための情報整理（応援要請の判断基準、依頼する業務内容、動員計画等）や組織の指揮命令系統の確認等、受援の体制整備を図る。
- 災害にあった子どもたちの精神的な不安症状に対し、適切なメンタルケアを行うため、子どもの心のケアに対応できる人材の育成等に取り組む。
- 東日本大震災で被災した児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進するとともに、大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の確保や人材の育成を図る。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【自助・共助の取組の推進】（復興・危機管理部）

- より実践的な地域防災活動を行えるよう、防災指導員の一層のスキルアップを支援するとともに、女性防災リーダーや次世代を担う若手防災リーダーの人材確保・育成を図る。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
建築物の危険度判定作業に従事する判定士の登録数	1,900人 (令和6年度)	維持	県	
宅地の危険度判定作業に従事する判定士の登録数	894人 (令和6年度)	維持	県	
宮城県災害派遣福祉チームの協定締結数	40法人・施設 (令和元年度)	75法人・施設 (令和7年度)	県	再掲
災害時保健活動研修の実施	2回 (平成30年度)	維持	県	
女性防災リーダー養成者数	1,543人 (令和5年度)	2,350人 (令和9年度)	県	



6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環 境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

環境

【海洋環境の保全】

- 台風等により海岸漂着物等が大量に発生した場合、海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されることから、平時から海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策を行う必要がある。

【災害廃棄物等への対応】

- 災害時において、仮置場の設置の遅れや不足が生じた場合、災害廃棄物の撤去が遅れ、放置されることで生活環境の悪化につながる。災害時に速やかに、災害廃棄物の受入れが可能な仮置場を設置するため、平時から災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定や災害廃棄物の搬入方法について方針を決めておく必要がある。
- 災害廃棄物の処理が停滞することがないように、処理先を確保するため、平時から処理先のリスト化などをしておく必要がある。また、県内での処理が滞る場合には、他県域への広域処理を行う必要がある。
- 大規模災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となるよう、一般廃棄物処理施設及び再資源化施設の計画的な更新を行う必要がある。
- アスベスト含有建築材料を使用した建築物等が倒壊・損壊することにより、アスベストが飛散するおそれがある。また、多数の被災建築物等の解体・補修や、廃棄物の処理が行われることから、これらに伴うアスベストの飛散が懸念される。

【衛生対策】

- 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。
- 避難所開設時においては、速やかに必要数の仮設トイレを設置し、し尿処理に係る体制を構築する必要がある。
- 災害廃棄物の仮置場において、腐敗性廃棄物等による周辺環境への影響が懸念される場合には、消毒作業等の防疫対策を行う必要がある。

【環境リスク管理・安全対策】

- 災害時に毒物・劇物が流出しないように平時から対策を行う必要がある。

《推進方針》

環境

【海洋環境の保全】(環境生活部)

- 海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策を推進し、海洋環境の保全を図る。

【災害廃棄物等への対応】(環境生活部)

- 災害廃棄物については市町村が処理主体となるため、平時において市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するほか、処理施設のリスト化や仮置場候補地の選定、広域調整の体制整備を進める。また、市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理図上演習及び災害廃棄物仮置場実地訓練の実施等を通じて、災害廃棄物処理を担う人材を育成する。
- 災害時には、市町村の仮置場設置状況や災害廃棄物の処理状況を把握し、必要に応じ、人員の派遣や国への支援要請、処理先の調整を行う。
- 一般廃棄物処理施設及び再資源化施設について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう市町村等の支援を行う。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(平成24年5月環境省)」に基づく解体方法等を周知する。

【衛生対策】(環境生活部、保健福祉部)

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒・手洗いなどの感染症発生予防のための指導を行う。
- 感染症発生時には疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- 災害時において、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に物資支援を要請する。
- 災害時には、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。また、災害廃棄物の仮置場については、必要に応じて、ペストコントロール協会等の関係団体と連携し、消毒作業がなされるよう調整を行う。
- し尿の処理は市町村が実施主体となるため、市町村災害廃棄物処理計画等の策定を支援する。また、災害時に市町村からの要請に応じて、仮設トイレの確保やし尿処理に係る支援ができるよう、協定を締結する関係団体と、平時から実効性を担保するための取組を行う。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境リスク管理・安全対策】(保健福祉部)

- 災害時に毒物・劇物が流出しないように、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定の作成及び管理の徹底を指導する。
- 毒物・劇物の安全性の確保のため、販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行うとともに、警察による取締りも併せて行う。
- 災害時は、流出した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、宮城県毒劇物協会と連携して体制の整備を図るとともに、宮城県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立できるように支援する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
災害廃棄物処理図上演習等の実施	4回 (令和6年度)	維持	県	再掲
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	72.3% (令和4年度)	増加	市町村	再掲

6-4 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

住宅・都市

【被災者の住宅対策】

- 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により、災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅 47,861 戸に 123,630 人が入居し、うち賃貸型応急住宅の利用は 25,137 戸 67,753 人で、災害公営住宅整備戸数は 15,823 戸であった。令和元年東日本台風の際には、東日本大震災の経験を踏まえ、寒さ対策を行った建設型応急住宅を年内に 253 戸供給することができた。建設型応急住宅については、迅速かつ適切な場所に整備できるよう、平時から市町村と連携して整備可能な公用地等を把握するほか、関係団体との協定により、非常時の役割分担等について協議・調整を図る必要がある。また、災害公営住宅の整備については整備戸数等の計画立案を進めるため人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

土地利用

【地籍の整備】

- 県内の地籍調査進捗率は、令和 5 年度末時点で 89.3%であるが、地籍が明確になっていない区域では、防災対策や被災後の復旧・復興に遅れが生じる恐れがある。また、地籍が明確になっていない森林や農地では、円滑な管理委託・適切な維持管理等の支障となるため、防災を含む多面的機能が発揮されない可能性がある。また、調査実施主体の市町村では職員が不足しており、効率的な進捗を図るための専門的知識や経験面での支援が必要である。

《推進方針》

住宅・都市

【被災者の住宅対策】（復興・危機管理部、土木部）

- 災害時において、迅速かつ適切な場所に建設型応急住宅を整備できるよう、平時から市町村と連携し、整備可能な公用地等を把握するとともに、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の協定締結団体の建設能力の把握に努め、県と団体との連絡体制や役割分担等について、協議・調整を図る。
- 災害時において、(公社)宮城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-4 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

に関する協定」に基づき、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。

- 災害公営住宅の整備について、建設用地や人員・資材の確保など、市町村と連携して、速やかに対応する。

土地利用

【地籍の整備】（農政部）

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向けて、各関連分野との調整を行い、効果的な進捗を図るとともに、事業主体に対する技術的指導・助言を行い、限られた人員で効率的に調査を推進するための支援を行う。また、関係機関に対しては、「国土調査法第19条第5項指定」申請を行うよう働きかけ、地籍整備の推進を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
地籍調査進捗率	89.3% (令和5年度)	90.3% (令和11年度)	市町村	再掲

6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	国土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

住宅・都市

【被災者の住宅対策】

- 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により、災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅 47,861 戸に 123,630 人が入居し、うち賃貸型応急住宅の利用は 25,137 戸 67,753 人で、災害公営住宅整備戸数は 15,823 戸であった。令和元年東日本台風の際には、東日本大震災の経験を踏まえ、寒さ対策を行った建設型応急住宅を年内に 253 戸供給することができた。建設型応急住宅については、迅速かつ適切な場所に整備できるよう、平時から市町村と連携して整備可能な公用地等を把握するほか、関係団体との協定により、非常時の役割分担等について協議・調整を図る必要がある。また、災害公営住宅の整備については整備戸数等の計画立案を進めるため人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。

保健医療福祉

【保健福祉対策】

- 東日本大震災では 25 市町に災害ボランティアセンターが開設され、約 78 万人のボランティアが活動した。また、令和元年東日本台風では 11 市町に災害ボランティアセンターが開設され、約 2 万人のボランティアによる被災地支援活動が行われた。災害ボランティアは被災地の復旧・復興の大きな力となるため、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制整備を図る必要がある。
- 被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談支援を行い、各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う必要がある。
- 災害発生時には、多くの要支援者が避難所等に避難するとともに、福祉施設やその職員が被災した場合など、要支援者に対する支援が課題となることから、高齢者、障害者等の要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。
- 東日本大震災の後に発生した災害、災害活動での経験や教訓等を踏まえ、平時から災害時の活動方針や研修・訓練、支援に係る体制整備等に取り組む必要がある。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

リスクコミュニケーション・地域づくり

【自助・共助の取組の推進】

- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約77%は自力又は家族や隣人に救助されている。大規模災害時は、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、自主防災組織の活動支援をはじめとして引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- これまでの家族内の支え合いによる自助システム機能の弱体化を補うためには、地域による支え合いがますます重要になっている。一人暮らしの高齢者は、令和5年度末で65歳以上の高齢者657,655人のうち157,439人であり、加齢とともに日常生活を営み健康を維持する上で、何らかの支援を要する割合が高まると考えられることから、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市町村が中心として、地域で支え合う体制づくりを進める必要がある。また、NPOやボランティアによる地域活動や地域住民相互の助け合い・支え合いにより安心して生活できる地域社会づくりが求められている。
- 災害発生時には、地域住民が安心して生活するために、公助だけに限らない個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要がある。また、避難所の設置・運営においては、男女共同参画や多様な視点に配慮する必要がある。
- 児童への虐待や配偶者からの暴力(DV)の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加している。災害発生時にはこうした地域課題が生活再建の遅れにつながる恐れがあることから住民同士で助け合って解決に向かうような仕組みづくりが重要である。
- 外国人県民が地域において安全安心な生活を送るためには、日ごろから地域住民との交流を図るなど、地域において「共助」の一員となることが大切である。外国人県民の場合、在留資格や文化的背景等の違いから、問題が複雑化しやすい傾向があり、また、その家族や外国人県民を迎えた地域にとっても、日常生活に困難を感じたり、摩擦が生じたりすることがある。それらの問題の相談先に関し情報が十分に届いていない場合もある。生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語又はやさしい日本語により提供することが求められるとともに、通訳ボランティア等の活用の推進、関係機関に対する多言語対応について一層の啓発が必要となっている。

《推進方針》

住宅・都市

【被災者の住宅対策】(復興・危機管理部、土木部)

- 災害時において、迅速かつ適切な場所に建設型応急住宅を整備できるよう、平時から市町村と連携し、整備可能な公用地等を把握するとともに、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の協定締結団体の建設能力の把握に努め、県と団体との連絡体制や役割分担等について、協議・調整を図る。
- 災害時において、(公社)宮城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。
- 災害公営住宅の整備について、建設用地や人員・資材の確保など、市町村と連携して、速やかに対応する。

保健医療福祉

【保健福祉対策】(保健福祉部)

- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備等を支援するとともに、市町村や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受入拠点の整備等を行う。また、社会福祉協議会やNPO法人、大学や各種ボランティア関係団体と定期的に災害時の連携について確認する場を設け、平時から災害ボランティアの受入体制の維持・促進を図る。
- 生活支援相談員を配置し、孤立防止のための見守り活動や住民同士の交流機会の提供等を行う市町村等の取組を支援する。
- 福祉施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルの作成を推進し、各施設の防災体制の構築を図る。また、施設の防災対策の取組を支援する。
- 災害時やその後の心身の健康についての相談ができる窓口を必要に応じ設置する。
- 災害対応に係る各種ガイドラインやマニュアルの見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結などの体制整備に取り組む。

リスクコミュニケーション・地域づくり

【自助・共助の取組の推進】(復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部)

- 地域の共助の中核を担う自主防災組織の組織率向上に向けた取組を進めるとともに、そのけん引役となる人材の育成や地域団体間の連携強化など、地域ぐるみの防災力向上に向けた



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-5 長期にわたる孤立地域等の発生、及び被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態

取組を支援していく。

- 被災からの早期生活再建を果たすため、市町村の災害ケースマネジメントの実施体制の構築を支援する。
- 地域を支える小規模事業者商店街のBCP（事業継続計画）作成を支援するとともに、町内会等の自治会組織と一体となった防災体制の活性化を図る。
- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うため、地域住民等が自発的・主体的に取り組む活動を支援するとともに、ボランティアやNPO団体の活動を推進し、そのノウハウを活用して多様な被災者ニーズに対応する。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成や、男女共同参画や多様な視点を踏まえた防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。
- 高齢者の生活を支える地域づくりの推進に向け、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの事業者や専門職団体等と連携しながら、各市町村における支え合い体制の構築等に向けた取組の支援を行っていく。
- 多文化共生社会形成の視点から、「意識の壁」の解消に向けて外国人県民とともに取り組む地域づくりを推進し、また、「言葉の壁」と「生活の壁」の解消に向けて外国人県民の自立と社会活動参加を促進する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
自主防災組織の組織率	80.7% (令和5年度)	81.6% (令和9年度)	県 市町村	再掲
コミュニティソーシャルワーク実践研修受講者数	19人 (令和元年度)	70人 (令和7年度)	県	
外国人相談対応の体制を整備している市町村	16市町村 (令和5年度)	35市町村 (令和10年度)	市町村	



6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

住宅・都市

【文化財の耐震化・長寿命化等】

- 文化財の被害が最小限に抑えられるよう、文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた耐震化、防火対策、防災設備整備等を推進する必要がある。
- 博物館等に展示・収蔵されている文化財については、施設自体の耐震化や防災対策のほか、文化財の転倒防止等、文化財の内容・状況・状態に応じた対策を講じる必要がある。
- 非常時においては地域の有形・無形の文化財情報の収集、さらには個々の救援が困難となるため、平時からこれら情報や救援体制を整備し、速やかに回復・継承する必要がある。

環境

【自然保護】

- 地域コミュニティの崩壊は、自然環境の喪失だけでなく、コミュニティにおいて維持されてきた自然環境の利活用や継承の在り方にも影響することから、コミュニティの活力を保つため、平時から地域活動や環境保全活動、環境学習等の基盤を整備し、機会を提供していく必要がある。

《推進方針》

住宅・都市

【文化財の耐震化・長寿命化等】(教育庁)

- 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進する。
- 博物館における展示方法・収蔵方法等について、定期的な点検を推進する。また、博物館施設・設備として受変電設備や非常用発電機の修繕等を計画的に進め、長寿命化を図る。
- 地域の有形・無形の文化財情報の収集・整備を促進するとともに、国や市町村、民間団体と協働して文化財環境や非常時の文化財救援体制を整備する。

環境

【自然保護】(環境生活部)

- 県民一人ひとりが自然環境や生物多様性に対する理解を深め、持続可能な資源の利用や、ワイズユース(賢明な利用)を推進するため、生物多様性に関わる情報を体系的に整備発信し、県内の自然共生サイトの登録支援等を行うことで、県民・企業における主体的な環境保



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失, 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

全活動を促進するとともに、環境学習等の機会を様々なツールを通じて提供する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
文化財建造物における耐震性能把握あるいは地震時の対処方針策定の着手率	35% (令和2年度)	60% (令和8年度)	所有者等	再掲
博物館における防災訓練の実施	1回 (令和6年度)	維持	県	

6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による県経済への甚大な影響

行政機能・情報通信等	住宅・都市	保健医療福祉	環境	農林水産
産業構造	交通・物流	県土保全	土地利用	リスクコミュニケーション・地域づくり

《脆弱性評価結果》

産業構造

【県内企業のBCP策定促進等】

- 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP（事業継続計画）の取組が必要となる。県調査によると、BCP策定済の県内企業の割合は、平成28年度30.4%、令和4年度39.3%である。BCPの普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、企業が人材や資金をBCP策定に充てる余裕がないことなどが課題となっている。
- 東日本大震災に係るグループ補助金の交付先を対象に実施した東北経済産業局のアンケート調査によると、令和3年時点においても、売上が震災前水準以上に回復した県内事業者は4割に留まっており、被災事業者の業績回復には一定の期間を要する。
- 東日本大震災時は、産業政策と一体となって雇用面での支援を行う事業復興型雇用創出助成金を活用して、安定的な雇用の実現に向けた支援を行ってきたほか、震災等緊急雇用対応事業等により緊急・一時的な雇用の場の創出を行ってきた。大規模災害発生時は、大量の失業者の発生が想定されることから、雇用の場の確保と求職者、求人企業とのマッチング支援が必要となる。

《推進方針》

産業構造

【県内企業のBCP策定促進等】（経済商工観光部）

- 平成27年3月に保険会社及び県内4つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」等を活用し、BCPの策定について各種セミナーの開催や出前講座等を行う。また、国の「事業継続力強化計画」認定企業に対し、災害発生時に必要な設備・物品等の導入に要する経費の補助を行うとともに、国の優遇税制や金融支援、補助金の加点等の支援策とも連動しながら、県内企業への一層の普及を図っていく。
- 事業継続に影響を及ぼす災害を「知事が指定する災害」に指定し、県制度融資「災害復旧対策資金」により被災事業者の資金繰りを支援する。施設等損壊を受けた事業者のほか、売上減少等間接的被害を受けた事業者についても市町村や商工会等に認定事務を担っていただき連携して支援する。



第3章 国土強靱化(リスクシナリオ別)の脆弱性評価結果・推進方針

6-7 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による県経済への甚大な影響

- 国のセーフティネット保証が指定された場合には、市町村との連携のもと、県制度融資「セーフティネット資金」等により資金繰り支援を行う。
- 大量の失業・倒産等が起きた場合の支援として、雇用の場の確保と求職者、求人企業とのマッチングを支援する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	備考
企業BCPの策定に関するセミナー、出前講座等	年7回 (令和5年度)	維持	県	再掲
県内企業のBCP策定率	39.3% (令和4年度)	45.4% (令和10年度)	事業者	再掲

第4章 国土強靱化施策(施策分野別)の推進方針

本章は第3章に定めたリスクシナリオ別の推進方針を施策分野別にまとめたものである。施策分野別に整理することで、主管する部局等が連携しながら取組を推進することとする。

【個別施策分野】

1 行政機能・情報通信等

【業務継続性の確保】[リスクシナリオ 3-1、5-1] (復興・危機管理部、企画部、警察本部)

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP及びICT-BCPの定期的な見直しや訓練などを行い、業務継続性の確保を図る。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、市町村が担う避難所運営業務の効率化により負担軽減を図り、県全体の災害対応能力の強化を図る。
- 市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡手段を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 商用電源の供給停止や燃料の確保が困難な場合に備えて、非常用電源設備の整備や非常用の燃料確保を進める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、機器の適切な操作を徹底するほか、専門的な知見・技術を活かしてこれらの設備を耐震性のある堅固な場所に設置する。
- 大規模停電や計画停電を想定し、市町村と連携して応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電、その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 防災担当職員に対する災害対応研修を継続して行うとともに、関係機関と連携した防災訓練も計画的に実施する。また、過去の災害の経験等を踏まえながら、市町村を対象としたワークショップ形式の研修を開催し、避難勧告等の適切な発令方法や避難所開設手順などに関する意識啓発を行う。
- 市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。



第4章 国土強靱化(施策分野別)の推進方針

1 行政機能・情報通信等

【体制整備】[リスクシナリオ 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、3-1、5-1、6-1、6-2] (復興・危機管理部、企画部、土木部、警察本部)

- 減災目標の達成に向けて、住民の津波避難意識の向上と、耐震化率のさらなる向上及び初期消火成功率の上昇のため、普及啓発パンフレットの作成や感震ブレーカーのモデル地区への設置事業等の様々な取組を、継続的に実施していく。
- 総合防災訓練を通じて、自衛隊、警察、消防、海保等との災害時の対応確認、課題抽出、連携強化を図る。また、災害時に備え、現地への関係職員の派遣、資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。加えて、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、必要に応じて災害ごとの対応計画の見直しを行うとともに、必要な資機材を十分に備える。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練を実施する。
- 被災した地方公共団体等だけで災害応急対策を実施することが困難な場合に備え、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時から大規模災害時の具体の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練を実施する。また、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入窓口を明確化するなど、受入可能な体制を整備する。
- 広域防災拠点の整備を進めるとともに、圏域防災拠点では圏域毎の防災訓練等を通じ、整備した運営マニュアル等の実効性を高めていく。また、いずれの拠点でも、支援部隊の一時集結・宿営、支援物資の搬入出など、目的毎に使用エリアを設定しているが、エリア毎の動線を整理するとともに訓練等を通じ、部隊等の円滑な受入についても実効性を高めていく。
- 広域防災拠点や圏域防災拠点のほか、圏域防災拠点が持つ機能を補う拠点として「防災道の駅」を選定し、必要な機能、施設、体制を整備するための検討を進める。
- 複数県にまたがるような広域災害発生時において、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう、東北エリアを対象とする中核的な広域防災拠点の本県内への整備を国に要望していく。
- 河川流域情報システム(MIRAI)を適切に管理し、河川情報をリアルタイムに提供する。

- 大規模災害発生時、災害応急対策にあたる人員が必要な場合、警察法第60条の「援助の要求」に基づき、本県公安委員会から全国の警察に設置されている警察災害派遣隊の応援派遣要請を行う。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点として機能する広域防災拠点の整備を推進する。圏域防災拠点では、圏域毎の防災訓練等を通じ、整備した運営マニュアル等の実効性を高めていくほか、各拠点に整備された防災資機材及び倉庫についてその更新・管理を行う。また、いずれの拠点でも、支援部隊の一時集結・宿営、支援物資の搬入出など、目的毎に使用エリアを設定しているが、エリア毎の動線を整理するとともに訓練等を通じ、部隊等の円滑な受入についても実効性を高めていく。
- 県では、宮城県地域防災計画等に基づき、市町村と連携して広域避難に関する調整を行うとともに、「全国避難者情報システム」などを活用して避難者情報を避難前の県や市町村に提供し、円滑かつ効率的な被災者支援に努める。また、災害時に備え、北海道・東北各道県等と平時から支援体制を確認する。
- 県及び市町村は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。また、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。
- コンビニエンスストアや飲食チェーン店等と締結している「災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定」について、引き続き協定締結先の確保に努め、災害時における支援体制の充実を図る。
- 鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じるとともに、運行再開などの情報を集約し、迅速に県民等へ情報提供できる体制を整備する。
- 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営マニュアルに基づき、災害時における施設への円滑な誘導體制の整備や一時滞在施設等における飲料水の計画的な備蓄を進める。
- 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、(一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との協定に基づき、飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションを確保する。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報活動を実施する。
- 外部人材の活用などを通してデジタル人材の育成について引き続き取り組むとともに、市町村へのデジタルみやぎ推進アドバイザーの派遣等を行い、県と市町村の行政情報化を一層推進



第4章 国土強靱化(施策分野別)の推進方針

1 行政機能・情報通信等

する。

- 地震災害においては、余震などによる二次災害を防止するため、建築関係団体との災害時の活動連携協定の締結を促進し、被災した建築物及び宅地に対する危険度判定の早期実施に努める。また、危険度判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動を通じて、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。
- 大規模な土砂災害が発生し、県及び市町村の砂防担当職員の人員が不足する場合、宮城県砂防ボランティア協会と連携して砂防対応に当たる人員を確保し、二次災害の防止に努める。

【行政施設の整備・耐震化等】[リスクシナリオ 3-1] (総務部、警察本部)

- 施設毎に個別施設計画を策定し、これに基づき計画的な維持管理・更新等を推進する。
- 当面の警察署整備計画に基づき、老朽化した警察署の建て替えを計画的に推進する。
- 県有施設（警察施設を含む）に設置されている非常用発電機の使用可能時間が72時間以上となるよう改修を行う。
- 市町村が作成したハザードマップにより、受変電設備や非常用発電機等が浸水する可能性のある警察施設について、水害時にも警察活動が可能となるよう設備のかさ上げ等の改修を行う。

【総合防災情報システム等の機能拡充】[リスクシナリオ 1-2、5-1] (復興・危機管理部)

- 宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。さらにMIDORIの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種の防災情報システムを運用する。

【地域住民等に対する通信手段の整備】[リスクシナリオ 1-2、5-1] (復興・危機管理部、企画部)

- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS、各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段・体制の整備・充実を図る。

- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、住民に対してダイレクトに避難の呼びかけを行い、速やかな避難行動に繋げる。
- 市町村防災行政無線の難聴地域における住民への情報伝達手段を確保するため、戸別受信機の整備をはじめとした国の助成事業等の情報を市町村へ提供する。
- 携帯電話のエリア整備は、利用者のニーズに応じる形で事業者が自ら整備することが原則であるが、今後解消を必要とする不感地域を把握したときは、市町村と連携して携帯電話事業者の不感解消を働きかけるとともに、国の携帯電話等エリア整備事業などを活用して必要な支援を行う。また、ラジオ等が通じにくい地点についても、市町村や事業者に対して国庫補助事業の活用を促すなど、通信手段の確保を進める。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ番号
総合防災訓練(図上、実動)の実施	2回 (令和6年度)	維持	県	1-2, 2-1, 2-4, 3-1
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村	34市町村 (令和6年度)	35市町村 (令和10年度)	市町村	1-2
携帯電話の不感世帯数	14世帯 (令和5年度)	0世帯 (令和12年度)	事業者	1-2, 5-1
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定数	11件 (令和5年度)	維持	県	2-5
警察署内の老朽化した電気設備及び給水設備の更新	年1か所 (令和3年度)	維持	県	3-1



2 住宅・都市

【住宅の耐震化・長寿命化等】[リスクシナリオ 1-1] (土木部)

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅等について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、パンフレットの配布、広報誌やラジオなど多様な手段により普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。また、市町村に対して、対象木造戸建て住宅の台帳を整備するように促す。
- 旧耐震基準で建築された住宅等の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- 公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。

【学校の耐震化・長寿命化等】[リスクシナリオ 1-1] (総務部、教育庁)

- 県立学校施設については、学校施設管理者による日常点検のほか、3年に一度の県有建築物保全点検等を実施し、適時適切な維持修繕等を行うとともに、計画的な改修事業を行いながら施設の長寿命化に取り組む。また、市町村立学校施設については、長寿命化や非構造部材の耐震対策に取り組む市町村に対して、国庫補助事業等の積極的な活用を働きかけ、早期の対策完了を促していく。
- 私立学校については、構造体の耐震化及び非構造部材の耐震対策の必要性を周知していくとともに、園舎・校舎の耐震化の際に利用できる補助制度等についても詳細に説明し、私立学校の耐震対策を支援していく。また、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された園舎・校舎を有する設置者に対しては、毎年実施している私立学校のヒアリング等の際に、耐震改修を行うことを促していく。

【公園の整備・施設管理等】[リスクシナリオ 1-2、1-3] (経済商工観光部、土木部)

- 公園について、毎日の巡回点検や月2回の日常点検、年2回の定期点検及び年1回の健全度調査を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の状態を確認する。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者が管理する県立都市公園については、その管理状況を把握し、適宜、指定管理者への指導・助言を行い、施設の安全性の確保や長寿命化を図る。

【文化財の耐震化・長寿命化等】[リスクシナリオ 1-1、6-6] (教育庁)

- 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進する。
- 博物館における展示方法・収蔵方法等について、定期的な点検を推進する。また、博物館施設・設備として受変電設備や非常用発電機の修繕等を計画的に進め、長寿命化を図る。
- 地域の有形・無形の文化財情報の収集・整備を促進するとともに、国や市町村、民間団体と協働して文化財環境や非常時の文化財救援体制を整備する。

【多数の者が利用する建築物の耐震化・長寿命化等】[リスクシナリオ 1-1] (教育庁)

- 県有建築物の耐震化は完了していることから、今後は耐震改修促進計画に基づき、市町村に対して市町村所有の公共建築物の耐震改修等を促していく。また、民間建築物については文書通知や訪問などを通して耐震化の指導・助言を行う。
- 民間大規模特定建築物の耐震補強設計・耐震改修補助事業や、指定避難所の耐震診断事業を実施する市町村に対して支援を行う。
- 特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、引き続き通知等により所有者等への周知を図るとともに、未報告のものについては報告を促す。
- 災害拠点病院以外の医療施設については、耐震化に係る一層の状況把握に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の必要性について機会を捉えて周知していく。
- 障害福祉サービス事業所等に対しては、災害対策として防火・耐震化や非常用自家発電設備や給水設備などの整備等に要する費用の一部を補助する。
- 高齢福祉施設に対しては、耐震化診断又は耐震改修が必要な施設を把握するとともに、実施に向けた働きかけを行う。また、サービス付き高齢者向け住宅についても必要に応じて国の補助事業等に関する情報提供を行うなど事業者へ耐震化を働きかける。
- 認可外保育施設は賃貸物件の施設も多く、建築年数や構造物の状況に応じた対策が必要であることから、県では認可外保育施設に対して、認可化を促す事業を展開しており、その中で施設の耐震化等を促していく。
- 国の補助制度等を活用して、児童養護施設等の耐震化、非常用発電機の設置等を促進する。また、老朽化した児童養護施設等については、長寿命化計画の作成を促していく。
- 耐用年数の経過、県有建築物保全点検等の結果を踏まえ、自然公園施設の耐震化・長寿命化・再整備等を含めた老朽化対策を計画的に進めるほか、避難確保施設及び避難小屋等の防災設備や備蓄品の維持管理、避難体制の確保など、登山者や観光客等の安全な利用に配慮した受入環境を整備する。



第4章 国土強靱化(施策分野別)の推進方針

2 住宅・都市

【危険物施設における火災対策】[リスクシナリオ 1-1] (復興・危機管理部)

- 危険物事業所の管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等の安全管理の向上に向けて、保安教育や危険物施設の設計基準に関する指導を行うとともに、事業所における自衛消防組織等の育成や火災対策に関する広報・啓発を推進する。

【エネルギー供給体制の強靱化対策】[リスクシナリオ 5-2、5-3] (復興・危機管理部、環境生活部)

- 災害等により大規模停電が発生した場合は、電力事業者と連携し、早期の停電状況把握及び被災地の電力復旧を図る。特に、医療機関、官公署、避難所等の重要施設の迅速な電力復旧に努める。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保、系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 平時から、再エネ・省エネ設備・機器の導入促進を通じて、建物（住宅、事務所）における化石資源の消費量の削減を推進し、地域資源を生かした再生可能エネルギー等の利活用による地域課題の解決に資する取組や、自立・分散型のエネルギー供給体制を構築する取組に対して支援を行い、再生可能エネルギーをまちづくりに組み込んだ取組の普及拡大を図る。
- 燃料不足による災害対応活動や県民生活への影響を軽減できるよう、国及び関連業界団体と連携した燃料供給体制を維持するため防災訓練等を継続していく。
- 液化石油ガス施設について、立入検査等を通じて耐震化や老朽化対策を適宜助言する。
- 都市ガス施設について、ポリエチレン管（PE管）等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図る。

【上水道の耐震化・長寿命化等】[リスクシナリオ 5-4] (土木部、企業局)

- 市町村における応急給水計画の策定を促し、災害による断水時には市町村や自衛隊に対して給水可能な浄水場を迅速に周知するとともに、民間事業者との協定に基づく災害時の給水車の派遣、緊急給水システム等の運用により、安全・安心で迅速な水道水の供給を図る。
- 災害時でも安定的な供給が出来るよう、送水施設や基幹土木施設等の耐震化を進めるとともに、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の水需要に対応したダウンサイジング（縮小化）の検討を行い、計画的な更新を進める。
- 市町村等の水道事業者に対して、水道施設の計画的な老朽化対策を働きかけるとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した施設の耐震化の推進を支援する。
- 営農飲雑用水施設について、被災時の被害軽減や早期復旧が可能となるよう適時・適切な修繕又は更新など市町村における長寿命化等を支援する。

【下水道の耐震化・長寿命化等】 [リスクシナリオ 1-3、5-4] (環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、企業局)

- スtockマネジメント計画に基づく流域下水道管渠、処理場及びポンプ場の改築更新と併せて、耐震化や耐水化を含めた浸水対策を実施していく。また、市町村等の下水道事業者に対して、各種事業制度を活用した下水道施設の計画的な老朽化対策、耐震化及び浸水対策並びに溢水対策を働きかけるとともに、技術的支援を行い、事業の推進を支援する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう市町村等の支援を行う。
- 農業集落排水について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講じるとともに、管理市町村による機能診断、最適整備構想の策定、適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を支援する。
- 漁業集落排水について、漁村整備事業及び農山漁村地域整備交付金を活用した適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化を支援する。
- コミュニティプラントについて、市町村による適時・適切な修繕又は更新などの長寿命化の取組を支援する。

【被災者の住宅対策】 [リスクシナリオ 6-1、6-4、6-5] (復興・危機管理部、土木部)

- 災害時において、迅速かつ適切な場所に建設型応急住宅を整備できるよう、平時から市町村と連携し、整備可能な公用地等を把握するとともに、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の協定締結団体の建設能力の把握に努め、県と団体との連絡体制や役割分担等について、協議・調整を図る。
- 災害時において、(公社)宮城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。
- 災害公営住宅の整備について、建設用地や人員・資材の確保など、市町村と連携して、速やかに対応する。



第4章 国土強靱化(施策分野別)の推進方針

2 住宅・都市

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
住宅の耐震化率	94.6% (令和6年度)	96.6% (令和9年度)	県	1-1
市町村立小中学校施設における非構造部材の耐震対策実施率	73.6% (令和6年度)	100% (令和10年度)	市町村	1-1
私立学校校舎等の耐震化率	91.6% (令和5年度)	100% (令和10年度)	私立学校	1-1
私立学校の非構造部材の耐震化率	44.5% (令和5年度)	50% (令和10年度)	私立学校	1-1
文化財建造物における耐震性能把握あるいは地震時の対処方針策定の着手率	41% (令和5年度)	60% (令和8年度)	所有者等	1-1, 6-6
病院の耐震化率	90% (令和4年度)	91% (令和11年度)	事業者	1-1
下水道改築工事の進捗割合	21.8% (令和5年度)	100.0% (令和9年度)	県	1-3, 5-3
再生可能エネルギー導入量	33,437TJ (令和元年度)	42,248TJ (令和6年度)	県 市町村 県民 事業者等	5-2
災害時の石油製品の備蓄に関する協定の締結	1件 (令和5年度)	維持	県	5-2
博物館における防災訓練の実施	年1回	維持	県	6-6
応急仮設住宅建設予定地数	110 (平成21年度)	110 (令和8年度)	県	6-1

3 保健医療福祉

【医療提供体制の整備】[リスクシナリオ 2-2] (保健福祉部)

- 16 病院を災害拠点病院に指定し、うち仙台医療センターを基幹災害拠点病院とし、ヘリポートや自家発電設備、災害備品等の整備、各種資材の備蓄を推進する。また、原子力災害拠点病院における「原子力災害医療派遣チーム」への教育訓練、資機材の整備、自施設や他の医療機関への教育研修等を推進し、原子力災害医療体制の整備を図る。
- 医師については、ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の配置等により県内定着に引き続き取り組む。また、看護師については、看護学生修学資金貸付事業や「宮城県ナースセンター」による再就業、確保・定着事業等に引き続き取り組む。
- ICT を活用した病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有を促進し、安心して医療が受けられる体制を構築する。また、情報のリアルタイム化を進め、救急搬送時間の短縮を図る。
- 消防機関の効率的な運用を含め、救急輸送体制の強化に努めるとともに、他県とのドクターヘリの広域連携を進める。
- 県内の状況を踏まえた医療機関の B C P (業務継続計画)・防災マニュアルの作成等の災害対策を推進する。
- 災害医療コーディネーターや DMAT (災害派遣医療チーム) の養成、災害対応研修会等の各種研修を行い、人材の育成を図る。
- 宮城県医師会や災害拠点病院と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備していく。
- 保健所管内単位で地域の関係機関との関係構築のため、平時から地域災害保健医療連絡会議を開催する。
- 感染症まん延時に災害が発生した場合に備え、国等と連携しながら、DMAT等の災害医療活動において必要な感染防止対策を講じられるような体制整備を進める。

【保健福祉対策】[リスクシナリオ 2-3、6-1、6-2、6-5] (保健福祉部、教育庁)

- 市町村に対し、宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインや国の指針に基づく支援の仕組み、先進事例等の提供を行うとともに、個別計画の策定や福祉避難所の整備を含む要支援者支援のための体制整備等の取組を引き続き支援する。
- 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を中心に災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チームによる避難者の福祉ニーズの把握及び要支援者への相談対応、介護を要する者への応急的支援体制の整備を図る。
- 生活支援相談員を配置し、孤立防止のための見守り活動や住民同士の交流機会の提供等を行う市町村等の取組を支援する。



第4章 国土強靱化(施策分野別)の推進方針

3 保健医療福祉

- 市町村及び防災関係機関と連携し、栄養面や要配慮者に配慮した備蓄などの平常時の準備体制を整えるとともに、災害時に必要となる管理栄養士を確保するなど、栄養・食生活支援体制の整備を図る。
- 被災者の健康調査を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）等の予防に関する健康教育・健康相談の体制整備や、室温調節、こまめな水分補給等による熱中症対策を実施し、被災者の健康管理に努める。
- 市町村及び防災関係機関と連携し、「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき歯科医療救護班を派遣し、被災者に対して適時適切に歯科保健医療を提供する。
- 災害にあった子どもたちの精神的な不安症状に対し、適切なメンタルケアを行うため、子どもへの心のケアに対応できる人材の育成等に取り組む。
- 障害福祉サービス事業所等の災害対策として、非常用自家発電設備や給水設備などの整備等に要する費用の一部の補助を行う。
- 各保育所等で非常災害に対する避難訓練の実施状況や保護者に対する引き渡しなどをどの様に周知しているか監査等を通じて確認していく。
- 支援機関の活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、被災者の心のケアなどが記載されるマニュアル等の周知や、災害に係る訓練などを通し、早期の情報収集や医療提供、相談活動の体制整備を行う。
- 令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するため、自立支援協議会などを実施し市町村や関係する機関等との情報交換や課題の共有を図る。
- 市町村や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受入拠点の整備等を行う。また、社会福祉協議会やNPO法人、大学や各種ボランティア関係団体と定期的に災害時の連携について確認する場を設け、平時から災害ボランティアの受入体制の維持・促進を図る。
- 災害派遣福祉チームの協力団体の充実と研修等の実施によりチーム員の人材育成を図る。
- 生活支援相談員を配置する市町村等の取組を支援するとともに、(社福)宮城県社会福祉協議会と連携して研修等を行い、人材の育成を図る。
- 災害時保健活動の対応力向上を図るため、県保健師の階層に応じた災害時保健活動研修を実施するとともに、各圏域で市町村公衆衛生スタッフも含めた訓練・研修等の取組を推進する。
- 平時から受援調整に係る連絡体制を明確化するとともに、受援のための情報整理（応援要請の判断基準、依頼する業務内容、動員計画等）や組織の指揮命令系統の確認等、受援の体制整備を図る。

- 東日本大震災で被災した児童生徒の心のケアに迅速かつ適切に対応できる体制の整備を推進するとともに、大学や職能団体とも連携を図りながら、スクールカウンセラー等の専門職の確保や人材の育成を図る。
- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備等を支援するとともに、市町村や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受入拠点の整備等を行う。また、社会福祉協議会やNPO法人、大学や各種ボランティア関係団体と定期的に災害時の連携について確認する場を設け、平時から災害ボランティアの受入体制の維持・促進を図る。
- 福祉施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルの作成を推進し、各施設の防災体制の構築を図る。また、施設の防災対策の取組を支援する。
- 災害時やその後の心身の健康についての相談ができる窓口を必要に応じ設置する。
- 災害対応に係る各種ガイドラインやマニュアルの見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結などの体制整備に取り組む。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
地域保健医療福祉調整本部における災害時の医療救護体制強化に向けた訓練実施回数	7回 (令和5年度)	維持	県	2-2
災害拠点病院において策定したBCPに基づく被災状況を想定した訓練実施回数	16回以上 (令和5年度)	維持	災害拠点病院	2-2
避難行動要支援者の個別支援計画の策定市町村数	31市町村 (令和5年度) ※一部策定含む	35市町村 (令和8年度)	市町村	2-3
宮城県災害派遣福祉チームの協定締結数	40法人・施設 (令和元年度)	75法人・施設 (令和7年度)	県	2-3, 6-2
災害時保健活動研修の実施	年2回 (平成30年度)	維持	県	6-2
地域生活支援拠点の整備市町村数	30市町村 (令和6年度)	35市町村 (令和8年度)	市町村	6-1



4 環境

【自然保護】[リスクシナリオ 4-4、6-6]（環境生活部、農政部、水産林政部）

- 自然環境や生物多様性の保全に配慮した開発行為への適切な誘導や、回復に向け、生物多様性に関わる情報を体系的に整備発信し、自然共生サイトによる民間の土地の環境保全活動を促進する等の取り組みを進め、生態系ネットワーク等生物の生息環境を形成するとともに、水源涵養機能等を有する保安林の保全を進めることで森林の荒廃を抑止し、土砂災害等による自然環境の悪化を防ぐ。
- 鳥獣被害防止計画を策定した市町村の地域協議会等が行う対策事業を支援するとともに、適切な鳥獣被害対策を指導できる人材育成等の支援を行う。
- 県民一人ひとりが自然環境や生物多様性に対する理解を深め、持続可能な資源の利用や、ワイズユース（賢明な利用）を推進するため、生物多様性に関わる情報を体系的に整備発信し、県内の自然共生サイトの登録支援等を行うことで、県民・企業における主体的な環境保全活動を促進するとともに、環境学習等の機会を様々なツールを通じて提供する。

【大気環境の保全】[リスクシナリオ 4-2]（環境生活部）

- 工場及び事業場に対して、ばい煙発生施設の適正な維持管理、自主測定等を指導する。
- 大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、大気測定局の適正配置を検討し、監視体制の整備を図る。また、災害発生時には、常時監視に加え、大気移動測定車による被災地域の
大気環境を把握するとともに、災害廃棄物仮置場周辺の監視に努め、環境の保全を図る。

【水環境の保全】[リスクシナリオ 4-2]（環境生活部）

- 工場及び事業場に対して、特定施設の適正な維持管理、自主検査等の指導に加え、事故対応マニュアルの整備を助言する。また、災害発生時の情報共有に備えて、平時から関係機関と連携体制を確認する。
- 水質の異常発生を把握するために公共用水域の常時監視を継続し、平常時の水質を把握する。

【海洋環境の保全】[リスクシナリオ 4-4、6-3]（環境生活部、水産林政部）

- 「宮城県藻場ビジョン」に基づくソフトとハードを組み合わせた対策により藻場を回復させ、漁場環境と生態系の保全を図る。
- 海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策を推進し、海洋環境の保全を図る。

【環境リスク管理・安全対策】[リスクシナリオ 4-2、6-3] (復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部)

- 工場及び事業場に対して、化学物質の排出量等に関する情報提供を行うほか、事業者の自主的な管理改善の促進や関係者間の情報共有による理解促進（リスクコミュニケーション）に向けた普及啓発を実施する。
- 災害や事故等による非常時の際の対応も念頭においた上で、平常時の管理を徹底するなど、事業者の対応力の強化を図るため、セミナー等を実施する。
- PCB廃棄物適正処理推進員による立入指導を行い、早期の適正処理を推進することで、災害時におけるPCB廃棄物の飛散・流出リスクの低減を図る。
- 災害時に毒物・劇物が流出しないように、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定の作成及び管理の徹底を指導する。
- 毒物・劇物の安全性の確保のため、販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行うとともに、警察による取締りも併せて行う。
- 災害時は、流出した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、宮城県毒劇物協会と連携して体制の整備を図るとともに、宮城県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立できるように支援する。
- 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）や関係市町の避難計画に基づく防災訓練を実施し、防災関係機関の通信連絡や住民への情報伝達、放射線のモニタリング、避難等の防護措置等の手順を確認するとともに、訓練の検証結果を、次年度以降の訓練や計画の修正に反映させるなど、継続的な改善を行うことにより、避難計画等の実効性の一層の向上を図る。

【災害廃棄物等への対応】[リスクシナリオ 2-6、6-1、6-3] (環境生活部)

- 災害廃棄物については市町村が処理主体となるため、平時において市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するほか、処理施設のリスト化や仮置場候補地の選定、広域調整の体制整備を進める。また、市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理図上演習及び災害廃棄物仮置場実地訓練の実施等を通じて、災害廃棄物処理を担う人材を育成する。
- 災害時には、市町村の仮置場設置状況や災害廃棄物の処理状況を把握し、必要に応じ、人員の派遣や国への支援要請、処理先の調整を行う。
- 一般廃棄物処理施設及び再資源化施設について、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用して計画的に整備できるよう市町村等の支援を行う。
- 耐火建築物等で使用されているアスベスト建材からの粉じん飛散等を防ぐため「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成24年5月環境省）」に基づく解体方法等を周知する。



【衛生対策】[リスクシナリオ 2-3、2-6、6-3]（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部）

- 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、換気、消毒・手洗いなどの感染症発生予防のための指導を行う。
- 感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- 災害時において、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に物資支援を要請する。
- 感染症まん延時に災害が発生した場合、避難所等における感染対策を徹底するため、県が策定したガイドラインを参考に、各市町村の実情に応じた避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施を促していく。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、避難者に対してアンケート調査を行い、必要な衛生用品等の把握につなげる。
- 災害時には、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。また、災害廃棄物の仮置場については、必要に応じて、ペストコントロール協会等の関係団体と連携し、消毒作業がなされるよう調整を行う。
- 被災した市町村の火葬場だけでは対応が困難な場合、宮城県広域火葬計画に従い、県内市町村や他都道府県との連携を図る。
- し尿の処理は市町村が実施主体となるため、市町村災害廃棄物処理計画等の策定を支援する。また、災害時に市町村からの要請に応じて、仮設トイレの確保やし尿処理に係る支援ができるよう、協定を締結する関係団体と、平時から実効性を担保するための取組を行う。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
浄化槽のうち合併処理 浄化槽の設置率	72.3% (令和4年度)	増加	市町村	1-3, 2-6, 5-3, 6-3
市町村災害廃棄物処理 計画策定数	23 市町村 (令和5年度)	35 市町村 (令和10年度)	市町村	2-6, 6-1
広域火葬の訓練回数	1回 (令和元年度)	維持	県	2-6
沿道における浮遊粒子 状物質環境基準達成率	100% (令和5年度)	維持	県 市	4-2
野生鳥獣による農作物 被害額	132,090 千円 (令和5年度)	116,800 千円 (令和12年度)	市町村	4-4
災害廃棄物処理図上演 習等の実施	4回 (令和6年度)	維持	県	2-6, 6-3



5 農林水産

【農林業生産基盤の保全等】[リスクシナリオ 1-3、4-3、4-4、6-1] (農政部、水産林政部)

- 被災した排水機場の災害復旧事業の実施にあたっては、これまでの浸水被害を踏まえて、電気設備等の高位部への設置や機場建屋の水密性の向上等の再度災害防止対策を実施する。
- 老朽化が進行している農業水利施設については、施設管理者と連携しながら、施設の定期的な機能診断及び継続的な監視を行い、限られた予算の中で、適時・適切な機能保全対策や施設の長寿命化を図り、健全な状態を維持する。
- 農業用の排水機場、排水路、河川工作物等の農地防災施設について、施設管理者の業務体制を整備するとともに、適期に機能診断を実施し、その結果を踏まえて長寿命化計画を策定・更新し、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 防災重点農業用ため池のうち、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価結果を基に総合的な検討を加え実施優先度を整理し、必要なハード対策を行う。
- 「宮城県田んぼダム実証コンソーシアム」を軸に田んぼダムの取組について理解醸成を図ると共に、農地整備事業の実施に当たって事業計画構想段階から田んぼダムの導入について合意形成を進めることにより、田んぼダムの取組を県内全域へ普及拡大していく。
- 災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の整備、農村の防災対策等を推進する。
- 農地整備事業等によって水田等の生産基盤を整備することで、地域としての労働・土地生産性の向上や荒廃農地の発生防止を図り、国土保全を進める。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応し、伝統的な水管理システムを継承していくため、多様な地域コミュニティの形成支援や地域主体の共同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。また、交流人口・関係人口の増加に向けた取組や農業集落排水施設、農道網の整備など、定住環境の向上を図る。
- 林道等の林内路網の整備や高性能林業機械の新規導入、木材加工流通施設の整備等に対する支援を推進することで、素材生産性の向上を図る。また、間伐や再生林などの森林整備に対する支援や低コスト化に向けた技術の普及を推進する。
- 里山林等の森林づくり活動に取り組むNPOや企業など、多様な主体との連携を促進する。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金等の支援により、里山林の保全管理等に必要な地域住民の交流・連携による共同活動に取り組むことにより、新たなコミュニティ形成を促進する
- 自然災害等に迅速な対応を図るため、農地の保全や農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、過疎化、高齢化、混住化等に対応し、多様な地域コミュニティの形成や中山間地域の集落が取り組む共同活動の持続性確保に向けた支援を行う。

【水産関連施設の整備等】 [リスクシナリオ 1-3、4-3] (水産林政部)

- 機能診断調査の結果に基づき、緊急性が高い施設について、早急な対策を行うとともに、その他の施設についても計画的に予防保全型の保全対策を実施することで、漁港施設・海岸保全施設の長寿命化と安全性を確保し、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プランを活用した漁業者自らが行う取組を支援することで、所得向上や地域全体の競争力強化を図り、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進する。また、漁港を活用した畜養・増殖場やプレジャーボート受入施設等、新たな視点での海面・漁港背後地の利用を推進し、水産業の振興と漁業地域の賑わいの創出を図る。
- 防波堤及び岸壁に損傷が生じると、漁船の安全な係留や水揚げ機能に支障をきたし、水産物の安定供給に多大な影響を及ぼすことから、漁港施設の防災・減災対策を推進する。
- 海上の養殖施設について、耐波性向上を図るなど、災害に強い養殖施設等の導入を推進する。

【農林水産業のサプライチェーン対策】 [リスクシナリオ 4-1、4-3] (農政部、水産林政部)

- 災害時においても農畜産物の生産活動を維持するために、農業用ハウスの保守管理や被害を早期に復旧させるための農業保険への加入などに関する対策を推進する。
- 生産者・団体や卸売業、小売業等に係る流通業者及び物流業者と連携して、災害時の調達先と連絡方法、物資の運送方法等について調整し、流通体制の構築を進める。
- 災害時においても円滑な食料等の供給を維持するため、事業者によるBCPの策定やリスク分散を促進するとともに、農林水産物の生産・流通に関連する機械・施設等の整備が行われるよう支援する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
機能保全対策に取り組む基幹的な用排水機場数	7箇所 (令和5年度)	34箇所 (令和12年度)	県	1-3, 4-3
田んぼダムを導入した面積	338ha (令和5年度)	630ha (令和12年度)	県	1-3
地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数	8箇所 (令和5年度)	35箇所 (令和12年度)	県	1-3
整備改修に取り組む湛水防除排水機場数	5箇所 (令和5年度)	22箇所 (令和12年度)	県	1-3
水産物の流通拠点となる漁港のうち、BCPが策定されている漁港の割合	80% (令和5年度)	100% (令和8年度)	県 市町 漁業関係者	4-1, 4-3
汎用化水田の面積	80,021ha (令和5年度)	83,100ha (令和12年度)	県	4-3
耕地利用率	90.0% (令和5年度)	90% (令和12年度)	県	4-3, 4-4
日本型直接支払制度取組面積	76,759ha (令和5年度)	72,700ha (令和12年度)	活動組織 集落協定	4-3, 4-4, 6-1
素材生産量	586,000 m ³ (平成28年度)	700,000 m ³ (令和9年度)	県 市町 林業事業者等	4-3
水産物の流通拠点となる漁港のうち、耐震・耐津波対策が図られた施設数	1施設 (令和5年度)	4施設 (令和13年度)	県	4-3

6 産業構造**【県内企業のBCP策定促進等】[リスクシナリオ 4-1、6-7] (経済商工観光部)**

- 平成 27 年 3 月に保険会社及び県内 4 つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」等を活用し、BCPの策定について各種セミナーの開催や出前講座等を行う。また、国の「事業継続力強化計画」認定企業に対し、災害発生時に必要な設備・物品等の導入に要する経費の補助を行うとともに、国の優遇税制や金融支援、補助金の加点等の支援策とも連動しながら、県内企業への一層の普及を図っていく。
- 事業継続に影響を及ぼす災害を「知事が指定する災害」に指定し、県制度融資「災害復旧対策資金」により被災事業者の資金繰りを支援する。施設等損壊を受けた事業者のほか、売上減少等間接的被害を受けた事業者についても市町村や商工会等に認定事務を担っていただき連携して支援する。
- 国のセーフティネット保証が指定された場合には、市町村との連携のもと、県制度融資「セーフティネット資金」等により資金繰り支援を行う。
- 大量の失業・倒産等が起きた場合の支援として、雇用の場の確保と求職者、求人企業とのマッチングを支援する。

【産業施設の防災対策】[リスクシナリオ 4-2] (復興・危機管理部)

- コンビナート施設について、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。
- 石油コンビナート等防災区域における大規模危険物施設災害等への確に対応するため、防災資機材の更新を通じて機能を維持していく。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保、系統の多重化等を進めるなど、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 液化石油ガス施設について、立入検査等を通じて耐震化や老朽化対策を適宜助言する。
- 都市ガス施設について、ポリエチレン管(PE管)等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図る。

【工業用水の確保等】[リスクシナリオ 5-4] (企業局)

- 安定した供給と経営を継続して行くため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の水需要に対応したダウンサイジング(縮小化)の検討を行い、計画的な更新を進める。

- 災害時における工業用水の有効活用について、積極的な働きかけを行うとともに、災害時等の相互応援に関する協定を締結している東北地域の工業用水道事業者間や関係機関と平時から緊密に連携することで、災害時の応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
企業BCPの策定に関するセミナー、出前講座等	年7回 (令和5年度)	維持	県	4-1, 6-7
県内企業のBCP策定率	39.3% (令和4年度)	45.4% (令和10年度)	事業者	4-1, 6-7

7 交通・物流

【道路基盤の整備等】[リスクシナリオ 5-4]（環境生活部、農政部、水産林政部、土木部、警察本部）

- 災害による道路ネットワークの寸断により、物流や経済活動、地域住民の避難に大きな影響が生じないよう、また、災害時の救援物資輸送、医療輸送、人的支援を継続可能とするため、高規格幹線道路、地域高規格道路や主要な国道など基幹道路の整備・機能強化を進める。
- GIS（地理情報システム）を活用した道庁管理システムの運用のほか、ウェブ公開システムによる通行規制、降雪積雪等の道路情報の提供により引き続き適切な道路管理を行う。
- 災害が発生した場合における道路利用者への情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進するほか、機動的な運用が可能である可搬式発動発電機を県内各警察署へ配備する。
- 安全・安心の確保に資する交通情報等を交通情報提供事業者へ提供し、ラジオ・テレビ放送、インターネット等の各種媒体を通して、いち早く道路利用者へ提供する。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検や橋梁点検等で対応が必要とされた箇所や阪神・淡路大震災以前の基準で建設された橋梁について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁補修及び耐震化を実施する。
- 橋梁やトンネルなどの道路施設は、5年に1回の定期点検の結果を踏まえて、個別に長寿命化計画（維持修繕計画）を策定しているため、計画に基づき、予防保全型の修繕を進める。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、地域住民等に危険箇所を周知する。また、県際・郡界道路、離半島道路の整備や機能強化を図り、あらゆる災害に備えたリダンダンシー（ネットワークの多重化）を確保した交通網を構築する。
- 災害が発生した場合における円滑な避難活動や物資供給を可能とするため、緊急交通路等の重要道路における冠水対策（排水施設整備や舗装修繕）を推進する。
- 迂回路として活用できる農道・林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有するとともに、大規模自然災害時にその機能が発揮できるよう、個別施設計画の策定促進や維持・修繕・更新等を適切に実施する。



【空港・港湾の整備等】[リスクシナリオ 5-5] (土木部)

- 老朽化が進む港湾施設の適正な管理に向けて、予防保全型による長寿命化対策の取組を進める。
- 大規模地震の切迫性が高まっていることを踏まえ、緊急物資の共有やサプライチェーンを確保するため耐震強化岸壁の整備に取り組むとともに、航路・泊地の浚渫及び浚渫土の処分場確保を目的とした廃棄物埋立護岸の整備を進める。
- 大規模災害が発生した場合に備えた組織体制の機能確認、実効性検証のため、港湾 BCP(業務継続計画)等による定期的な訓練を実施する。

【公共交通の確保】[リスクシナリオ 5-5] (企画部)

- 鉄道の橋梁、構造物等の施設について、必要に応じた補強対策を推進し、耐震性の強化を図る。
- 阿武隈急行線については、今後、令和元年東日本台風と同規模の災害が起こった際は、福島県及び沿線市町と連携し、復旧に必要な財政支援を実施する。
- バスの運転士の確保については、関係機関と連携して、事業者の人材確保に資する取組を推進する。
- 災害時にも地域交通が分断されることのないよう、住民バス等を運行する自治体・阿武隈急行株式会社・バス事業者・離島航路事業者に対する財政支援を行い、持続可能な公共交通を目指すとともに、多様な移動経路を確保する。

【災害時の物流対策】[リスクシナリオ 2-4、4-3] (復興・危機管理部、環境生活部)

- 応急生活物資を供給するため、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。
- 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結する。
- 災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。また、平時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと合同で、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を実施する。
- 支援物資等を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対

するメーカー等との災害時応援協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

- スーパー、百貨店、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。
- 市町村においては、外部支援等の時期を想定して備蓄量の見直しを図るとともに、県では市町村の備蓄状況や物資集積拠点に係る情報を平常時から把握し、国のプッシュ型による物資輸送にも対応可能となるよう物資供給体制の整備を進める。また、円滑な物資供給体制の構築に向け、一層の災害時応援協定の締結や物流事業者を交えた防災訓練の実施など、発災当初から物流事業者と県及び市町村が連携を図れるような体制整備に努めていく。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
災害時の物資輸送・保管等の確保に関する協定の締結数	12件 (令和5年度)	維持	県	2-4
災害時における物資供給に関する協定の締結数	52件 (令和5年度)	維持	県	2-4
緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数[令和元年度からの累計]	329橋 (令和6年度)	352橋 (令和12年度)	県	5-4
橋梁長寿命化修繕工事完了数[令和元年度からの累計]	62橋 (令和6年度)	404橋 (令和12年度)	県	5-4
トンネルの長寿命化対策率 ※ 修繕が必要と判断された箇所のうち、対策箇所を実施した割合	0% (令和6年度)	100% (令和15年度)	県	5-4
港湾BCPに基づく訓練	年1回 (令和元年度)	維持	国 県	5-4
港湾施設の長寿命化対策率 (健全度B以上の施設)	60.5% (令和6年度)	100.0% (令和9年度)	県	5-4



8 県土保全

【土砂災害対策】[リスクシナリオ 1-3、1-4、4-4] (水産林政部、土木部)

- 治山施設個別施設計画に基づき定期的な施設点検を実施し、保全対象等による緊急度を勘案しながら、計画的に維持補修等の対策を実施する。
- 砂防関連施設の劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で、必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。
- 山地災害危険地区Aランク箇所の治山工事を着実に進め、山地災害発生の未然防止と被害軽減を図る。
- 基礎調査から区域指定の業務全体の簡素化・効率化を図り、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深める。
- 地震に伴う崖崩れ等により被害の恐れのある建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。
- 市町村長が的確な避難勧告等の発表を行えるよう、土砂災害警戒情報の精度向上に努める。また、宮城県砂防総合情報システム(M I D S K I)を活用し、住民の防災意識の向上や警戒避難体制づくりに関する取組を推進する。
- 大規模な土砂災害が発生し、県及び市町村の砂防担当職員の人員が不足する場合、宮城県砂防ボランティア協会と連携して砂防対応に当たる人員を確保し、二次災害の防止に努める。
- 山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するため、地域森林計画に基づき治山施設の設置や森林整備を進め、森林のもつ防災機能の強化を図る。
- 宮城北部森林計画区及び宮城南部森林計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において、間伐等の森林整備を実施し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

【火山噴火対策】[リスクシナリオ 1-4] (復興・危機管理部、経済商工観光部、農政部、水産林政部、土木部、企業局)

- 国、市町村、関係機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の警戒避難体制等の検討を共同で行うため、協議会等において、平時から相互に連携し、防災体制を整備する。
- 市町村等と連携し、災害時の観光客・登山者の安全確保体制の確立に努め、登山道や遊歩道のほか、県有の避難確保施設等の維持管理及び老朽化対策など、観光客・登山者の安全な利用等に配慮した自然公園施設等の受入基盤整備を推進する。
- 必要に応じて、避難施設(退避舎、退避壕等)の整備、防災のための農林水産業施設の整備、治山治水事業(火山砂防事業含む)、水処理施設への覆蓋設置、市町村が行う事業等に対する必要な助言指導等の推進を図る。

【暴風雪・豪雪対策】[リスクシナリオ 1-5] (復興・危機管理部、土木部)

- 暴風雪・豪雪発生時に、速やかな災害対策が行えるよう県、市町村及び防災関連機関が平時から連携体制を確認し、必要に応じて予防的な通行規制や集中的な除雪作業を実施する。
- 冬期間の交通麻痺を解消するため、交通量の多い路線において堆雪幅を確保するとともに、雪や凍結による事故多発箇所を確認した場合は線形改良を行うなど必要な対策を検討する。
- 消雪パイプ設置区間の老朽化施設の修繕や積雪地域における防雪柵、雪崩防止柵及びスノーシェットの整備を進める。

【自然公園施設の整備等】[リスクシナリオ 4-4] (経済商工観光部)

- 自然公園等において、施設の老朽化対策を含め、観光客・登山者の安全な利用等に配慮した自然歩道・登山道の改修、利用拠点や緊急退避所となる避難小屋等の改修、法面崩落防止対策などを行い、観光客等の受入基盤の整備を推進するとともに区域内の自然環境の保全を図る。

【河川管理施設の整備等】[リスクシナリオ 1-3] (土木部)

- 気候変動に伴い激甚化、頻発化する水災害に対応するため、河川整備を推進することに加え、流域内のあらゆる関係者と連携し、「流域治水」を推進する。
- 河川整備計画については、過去の降雨実績等に基づいて作成してきたが、今後の策定及び見直しに当たっては、気候変動等による降雨量の増加も考慮したものに見直していく。
- 越流した場合でも決壊しにくい「粘り強い堤防」を目指した堤防の強化を実施するとともに、災害復旧事業の実施に当たっては、積極的に改良復旧事業を検討し、再度災害の防止の観点から従来計画の整備水準以上の復旧計画を検討する。
- 県内の河川管理施設は、これまでも適切に点検や修繕を実施し、健全な状態を維持するよう努めてきたが、今後の維持管理費の増大に備え、施設の効果的な修繕と安定的信頼性の確保を目的に、予防保全型の維持管理を目標にすることとし、各施設の長寿命化計画の策定やライフサイクルコストの最小化を進める。
- 河川維持管理計画に基づき、堆積土砂撤去、支障木伐採を実施し、計画的かつ適正な河川の維持管理を行う。
- 緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、ダム貯水池内の浚渫を行い、洪水調節機能の強化を図るとともに、関係機関等と締結した「治水協定」を活用し、事前放流を実施することでダム下流域の浸水被害を軽減する。
- 治水安全度の更なる向上を図るため、堤防やダム・遊水地・排水機場などの整備、河道掘削、雨水の流出抑制対策や田んぼダム、ため池等を組み合わせたハード対策・ソフト対策を実施す



るほか、「流域治水」の考え方に基づく防災・減災対策を推進する。

- 水門、陸閘、ダム等については、長寿命化計画に基づき計画的に施設の点検、整備、更新を行う。

【海岸管理施設の整備等】[リスクシナリオ 1-2、1-3、4-4]（農政部、水産林政部、土木部）

- 漁港海岸については、海岸保全施設整備連携事業及び農山漁村地域整備交付金等を活用し、日門漁港海岸（日門地区）等で防潮堤の整備を進める。
- 港湾海岸については、長寿命化計画に基づき計画的な施設点検を行い、予防保全型を基本とする老朽化対策を推進する。
- 建設海岸については、長寿命化計画に基づき計画的な施設点検を行い、予防保全型を基本とする維持管理を推進する。
- 海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、計画的な巡視点検を行い、予防保全型の維持管理を推進する。
- 砂浜の侵食が危ぶまれる海岸において、侵食防止対策を実施し、海浜の安定化を図る。
- 津波や高潮の浸水想定等を踏まえたソフト対策を推進する。
- 海岸保全施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画に基づき、維持修繕を進める。
- 津波や高潮などの外力に対する施設の防護機能を持続的に確保するため、長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進する。
- 自動化・遠隔化した水門・陸閘については、今後、更新費用の増大が見込まれることから、費用の縮減・平準化を図り、計画的かつ効率的な対策を実施する。また、適切な操作点検を実施し、有事の際の迅速かつ安全確実な操作体制を確保する。
- 復旧した海岸防災林の保育管理を計画的に進め、防災林機能の早期発揮を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能を有する海岸数(漁港海岸)	55 地区海岸 (令和5年度)	58 地区海岸 (令和10年度)	県	1-2
長寿命化対策を実施した漁港施設の割合	31% (令和5年度)	100% (令和13年度)	県	1-3
河川整備率	43.1% (令和5年度)	43.8% (令和9年度)	県	1-3
定期的な訓練の実施(土木部BCP訓練)	1回/年 (令和元年度)	維持	県	1-4
山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率	49% (令和5年度)	65% (令和9年度)	県	1-4, 4-4
土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数[累計]	649 箇所 (令和6年度)	664 箇所 (令和9年度)	県	1-4
土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数[累計]	8,602 箇所 (令和6年度)	14,212 箇所 (令和9年度)	県	1-4
防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	61% (令和5年度)	91% (令和12年度)	県	1-5
森林整備面積(年間)	3,338ha (令和5年度)	6,000ha (令和9年度)	森林所有者 森林組合 林業事業者	4-4
建築物の危険度判定作業に従事する判定士の登録数	1,900 人 (令和6年度)	維持	県	6-2
宅地の危険度判定作業に従事する判定士の登録数	894 人 (令和6年度)	維持	県	6-2



9 土地利用

【防災まちづくりへの対応】 [リスクシナリオ 1-2] (土木部)

- 地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件などの特性を考慮し、施設そのものに対する被害の防止と土地利用に対する規制・誘導を柔軟に組み合わせ、安全な地域づくりを行う。また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。

【地籍の整備】 [リスクシナリオ 1-4、6-4] (農政部)

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向けて、各関連分野との調整を行い、効果的な進捗を図るとともに、事業主体に対する技術的指導・助言を行い、限られた人員で効率的に調査を推進するための支援を行う。また、関係機関に対しては、「国土調査法第19条第5項指定」申請を行うよう働きかけ、地籍整備の推進を図る。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスクシナリオ
地籍調査進捗率	89.3% (令和5年度)	90.3% (令和11年度)	市町村	1-4, 6-4

10 リスクコミュニケーション・地域づくり

【震災の記録と伝承】[リスクシナリオ 1-2] (復興・危機管理部、土木部、教育庁)

- 東日本大震災の個々の記憶や経験、教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、広報誌や SNS などの各種媒体を活用し継続的に情報を発信する必要がある。また、県庁 18 階の県政広報展示室に震災復興・伝承のコーナーを設け、情報発信を行うことで、東日本大震災の記憶の風化を防ぐ必要がある。
- 東日本大震災後に入庁した県職員が全体の約半数となっていることから、今後の災害発生に備え、震災の復旧・復興の過程で得られた職員の経験を職員研修や記録誌等を活用して伝承するなど、職員の意識及び災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 被災体験から得た教訓を風化させず、後世に広く伝承していくための県民協同の取組や津波防災シンポジウム等を開催することにより、住民の防災意識啓発活動を行う。
- 各自然の家主催事業等において、震災遺構の見学や語り部による伝承及び体験的な防災学習を継続するほか、県図書館で震災関連資料の収集・保存に努める。
- 高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、災害に強いまちづくりを進めた経験について、石巻南浜津波復興祈念公園等における震災伝承や、公共土木施設の復旧及び復興まちづくりの取組を伝える「3. 1 1 伝承・減災プロジェクト」により推進する。

【学校防災体制・防災教育】[リスクシナリオ 1-2] (復興・危機管理部、教育庁)

- 防災主任と安全担当主幹教諭が中心となり、地域の特性や学校の実情に応じた防災教育を行うことができるよう、研修等を通して引き続き資質・能力の向上を図る。
- 児童生徒の防災意識の定着を図るため、防災教育副読本や震災遺構を活用した防災教育を推進するとともに、地域人材や専門的立場の方々からの学びを促進する。
- 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、「みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議」や「圏域安全教育総合推進ネットワーク会議」で検討するほか、ハザードマップ等を活用して想定される課題を把握し、平時から教職員と地域住民、防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、防災担当部局等の連携体制の構築と一層の連携促進を図る。また、児童生徒の自助力及び教職員の災害対応力を高める実効性のある避難訓練が持続的に行われるよう、大学等の研究機関と連携しながら、各学校を支援する。
- 学校防災の専門家等を委員とする宮城県学校防災体制在り方検討会議の提言を踏まえ、学校と地域等が連携し、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る学校防災体制を全ての学校等で構築する。

【地域防災力の向上】[リスクシナリオ 1-3、1-4] (復興・危機管理部、保健福祉部、土木部、教育)



庁)

- リスク情報の空白域を解消するよう、水防法の指定の有無に関わらず洪水浸水想定区域図を作成するとともに、早めに避難する区域がわかりやすい、住民が「使える」ハザードマップの作成を促進するため、市町村との連携を密に行う。また、ハザードマップを活用して、災害種別毎の指定緊急避難場所の指定や見直しが適切に行われるよう、市町村に対して助言を行う。
- 防災教育・防災訓練に合わせて被災体験・事実・教訓等を地域で共有し、後世に伝承することで、水害に対する防災意識の醸成・啓発・向上を図るとともに、市町村において指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画が策定されるよう引き続き支援を行う。
- 適切な避難行動を行うことができるよう、居住する地域、自宅の災害リスクを考慮し、自宅外の避難が必要か、危険性がある場合は、指定緊急避難場所や安全な地域に住む親戚・知人宅に避難するなど、普段から避難方法を確認することについて住民への普及啓発を促進するとともに、警戒レベル4になった場合は「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難情報と必要な避難行動について一層の周知を図る。
- 市町村と連携しながら、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等が行う、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援する。

【自助・共助の取組の推進】[リスクシナリオ 6-1、6-2、6-5]（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部）

- より実践的な地域防災活動を行えるよう、防災指導員の一層のスキルアップを支援するとともに、女性防災リーダーや次世代を担う若手防災リーダーの人材確保・育成を図る。
- 地域の共助の中核を担う自主防災組織の組織率向上に向けた取組を進めるとともに、そのけん引役となる人材の育成や地域団体間の連携強化など、地域ぐるみの防災力向上に向けた取組を支援していく。
- 被災からの早期生活再建を果たすため、市町村の災害ケースマネジメントの実施体制の構築を支援する。
- 地域を支える小規模事業者商店街のBCP（事業継続計画）作成を支援するとともに、町内会等の自治会組織と一体となった防災体制の活性化を図る。
- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行うため、地域住民等が自発的・主体的に取り組む活動を支援するとともに、ボランティアやNPO団体の活動を推進し、そのノウハウを活用して多様な被災者ニーズに対応する。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成や、男女共同参画や多様な視

点を踏まえた防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。

- 高齢者の生活を支える地域づくりの推進に向け、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスの事業者や専門職団体等と連携しながら、各市町村における支え合い体制の構築等に向けた取組の支援を行っていく。
- 多文化共生社会形成の視点から、「意識の壁」の解消に向けて外国人県民とともに取り組む地域づくりを推進し、また、「言葉の壁」と「生活の壁」の解消に向けて外国人県民の自立と社会活動参加を促進する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合	46.7% (令和5年度)	75% (令和10年度)	各学校	1-2
各学校の防災において地域連携を図るための会議の設置率	91.6% (令和5年度)	100% (令和10年度)	各学校	1-2
女性防災リーダー養成者数	1,543人 (令和5年度)	2,350人 (令和9年度)	県	6-2
自主防災組織の組織率	80.7% (令和5年度)	81.6% (令和9年度)	県 市町村	6-1, 6-5
コミュニティソーシャルワーク実践研修受講者数	19人/年度 (令和元年度)	70人/年度 (令和7年度)	県	6-5
外国人相談対応の体制を整備している市町村	16市町村 (令和5年度)	35市町村 (令和10年度)	市町村	6-5



【横断的分野】

デジタル活用

【災害時の情報伝達】 [リスクシナリオ 1-2、3-1、5-1] (復興・危機管理部、企画部)

- 市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡手段を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS、各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段・体制の整備・充実を図る。
- 市町村防災行政無線の難聴地域における住民への情報伝達手段を確保するため、戸別受信機の整備をはじめとした国の助成事業等の情報を市町村へ提供する。
- 携帯電話のエリア整備は、利用者のニーズに応じる形で事業者が自ら整備することが原則であるが、今後解消を必要とする不感地域を把握したときは、市町村と連携して携帯電話事業者に不感解消を働きかけるとともに、国の携帯電話等エリア整備事業などを活用して必要な支援を行う。また、ラジオ等が通じにくい地点についても、市町村や事業者に対して国庫補助事業の活用を促すなど、通信手段の確保を進める。

【システムの管理・運用】 [リスクシナリオ 1-2、1-3、1-4、2-2、2-3、5-1、5-4] (復興・危機管理部、保健福祉部、土木部)

- 河川流域情報システム(MIRAI)を適切に管理し、河川情報をリアルタイムに提供する。
- 県では、宮城県地域防災計画等に基づき、市町村と連携して広域避難に関する調整を行うとともに、「全国避難者情報システム」などを活用して避難者情報を避難前の県や市町村に提供し、円滑かつ効率的な被災者支援に努める。また、災害時に備え、北海道・東北各道県等と平時から支援体制を確認する。
- 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、市町村、消防本部等が各種被害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化するこ

とにより、被害の拡大防止を図る。さらにMIDORIの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応する。

- ICTを活用した病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有を促進し、安心して医療が受けられる体制を構築する。また、情報のリアルタイム化を進め、救急搬送時間の短縮を図る。
- GIS(地理情報システム)を活用した道庁管理システムの運用のほか、ウェブ公開システムによる通行規制、降雪積雪等の道路情報の提供により引き続き適切な道路管理を行う。
- 市町村長が的確な避難勧告等の発表を行えるよう、土砂災害警戒情報の精度向上に努める。また、宮城県砂防総合情報システム(MIDSKI)を活用し、住民の防災意識の向上や警戒避難体制づくりに関する取組を推進する。

【自然災害避難支援アプリの活用】 [リスクシナリオ 1-2、2-3、3-1] (復興・危機管理部)

- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、住民に対してダイレクトに避難の呼びかけを行い、速やかな避難行動に繋げる。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、避難者に対してアンケート調査を行い、必要な衛生用品等の把握につなげる。
- 住民に対するデジタル身分証アプリの普及に取り組み、災害発生時には県内市町村が当該アプリ内のミニアプリである自然災害避難支援アプリを活用することで、市町村が担う避難所運営業務の効率化により負担軽減を図り、県全体の災害対応能力の強化を図る。

【デジタル人材の育成】 [リスクシナリオ 5-1] (企画部)

- 外部人材の活用などを通してデジタル人材の育成について引き続き取り組むとともに、市町村へのデジタルみやぎ推進アドバイザーの派遣等を行い、県と市町村の行政情報化を一層推進する。

【関連するKPI】

指標(KPI)	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	実施主体	関連リスク シナリオ
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村	34 市町村 (令和6年度)	35 市町村 (令和10年度)	市町村	1-2
携帯電話の不感世帯数	14 世帯 (令和5年度)	0 世帯 (令和12年度)	事業者	1-2, 5-1

資 料 編

- 別紙1 国土強靱化関連県計画等一覧
- 別紙2 指標（K P I）一覧
- 別紙3 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

別紙 1 国土強靱化関連県計画等一覧

No	部局名	課室名	関連計画名称
1	総務部	管財課	宮城県公共施設等総合管理方針
2	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課	宮城県業務継続計画
3	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課	宮城県災害時広域受援計画
4	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン
5	復興・危機管理部	防災推進課、 原子力安全対策課	宮城県地域防災計画
6	復興・危機管理部	防災推進課	宮城県津波対策ガイドライン
7	復興・危機管理部	消防課	宮城県石油コンビナート等防災計画
8	企画部	デジタルみやぎ推進課	みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）
9	企画部	デジタルみやぎ推進課	情報システムに係る業務継続計画（ICT-BCP）
10	企画部	総合政策課	新・宮城の将来ビジョン
11	企画部	地域振興課	宮城県国土利用計画（第六次）
12	企画部	地域振興課	宮城県土地利用基本計画
13	企画部	地域交通政策課	宮城県地域公共交通計画
14	環境生活部	環境政策課	宮城県環境基本計画
15	環境生活部	環境政策課	みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略
16	環境生活部	次世代エネルギー室	再生可能エネルギー・省エネルギー計画
17	環境生活部	環境対策課	宮城県自動車交通環境負荷低減計画
18	環境生活部	環境対策課	宮城県水循環保全基本計画
19	環境生活部	自然保護課	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
20	環境生活部	自然保護課	宮城県生物多様性地域戦略
21	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	宮城県広域火葬計画
22	環境生活部	食と暮らしの安全推進課	宮城県水道ビジョン
23	環境生活部	循環型社会推進課	宮城県循環型社会形成推進計画
24	環境生活部	循環型社会推進課	宮城県海岸漂着物対策地域計画
25	環境生活部	廃棄物対策課	宮城県災害廃棄物処理計画
26	環境生活部	共同参画社会推進課	宮城県男女共同参画基本計画
27	環境生活部	共同参画社会推進課	宮城県民間非営利活動促進基本計画
28	保健福祉部	保健福祉総務課	宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン・マニュアル
29	保健福祉部	保健福祉総務課	宮城県避難行動要支援者等に関する支援ガイドライン
30	保健福祉部	社会福祉課	宮城県地域福祉支援計画
31	保健福祉部	医療政策課	第8次宮城県地域医療計画
32	保健福祉部	医療政策課	大規模災害時医療救護活動マニュアル
33	保健福祉部	長寿社会政策課	みやぎ高齢者元気プラン
34	保健福祉部	健康推進課	みやぎ21健康プラン
35	保健福祉部	健康推進課	宮城県食育推進プラン
36	保健福祉部	障害福祉課	みやぎ障害者プラン
37	経済商工観光部	中小企業支援室	みやぎ企業BCP策定ガイドライン
38	経済商工観光部	観光政策課	第5期みやぎ観光戦略プラン
39	経済商工観光部	国際政策課	第4期宮城県多文化共生推進計画

40	農政部	農業政策室	第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画
41	農政部	農村振興課	第3期みやぎ農業農村整備基本計画
42	農政部	農村整備課	みやぎ農業水利施設ストックマネジメント推進計画
43	農政部	農村整備課	第7次国土調査十箇年計画都道府県計画
44	水産林政部	水産業振興課	水産業の振興に関する基本的な計画
45	水産林政部	水産業基盤整備課	宮城県藻場ビジョン
46	水産林政部	漁港整備推進室	宮城県圏域総合水産基盤整備事業計画
47	水産林政部	林業振興課、 森林整備課	みやぎ森と緑の県民条例基本計画
48	水産林政部	森林整備課	第12次県有林経営計画
49	水産林政部	森林整備課	宮城北部地域森林計画
50	水産林政部	森林整備課	宮城南部地域森林計画
51	水産林政部	森林整備課	宮城県治山施設個別施設計画
52	土木部	土木総務課	宮城県土木・建築行政推進計画(2021～2030)
53	土木部	道路課	宮城の道づくり基本計画
54	土木部	道路課	宮城県橋梁耐震化計画
55	土木部	道路課	宮城県橋梁長寿命化計画
56	土木部	河川課	見える川づくり計画
57	土木部	河川課	海岸基本計画(新基本計画)
58	土木部	防災砂防課	土砂災害警戒区域指定マスタープラン
59	土木部	防災砂防課	宮城県砂防関係施設長寿命化計画
60	土木部	防災砂防課	大規模災害発生時における土木部業務継続計画(土木部BCP)
61	土木部	港湾課	仙台塩釜港港湾計画
62	土木部	港湾課	宮城県港湾施設長寿命化計画
63	土木部	港湾課	仙台塩釜港港湾BCP
64	土木部	建築宅地課	宮城県耐震改修促進計画
65	土木部	住宅課	宮城県県営住宅ストック総合活用計画
66	企業局	公営事業課	宮城県流域下水道事業経営戦略
67	企業局	水道経営課	宮城県における下水道の防災・安全を実現するための整備推進計画
68	企業局	水道経営課	宮城県企業局新水道ビジョン
69	教育庁	教育企画室	第2期教育振興基本計画
70	教育庁	保健体育安全課	みやぎ学校安全推進計画
71	教育庁	文化財課	宮城県文化財保存活用大綱
72	警察本部	警務課	当面の警察署整備計画
73	警察本部	交通規制課	宮城県交通安全施設個別施設計画
74	警察本部	警備課	宮城県警察本部大規模災害対応業務継続計画

別紙2 指標（KPI）一覧

施策分野	指標（KPI）	基準値（基準年度）	目標値（目標年度）	実施主体	関連リスクシナリオ番号
行政機能・情報通信	総合防災訓練（図上、実動）の実施	2回 （令和6年度）	維持	県	1-2, 2-1, 2-4, 3-1
	デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村	34市町村 （令和6年度）	35市町村 （令和10年度）	市町村	1-2
	携帯電話の不感世帯数	14世帯 （令和5年度）	0世帯 （令和12年度）	事業者	1-2, 5-1
	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定数	11件 （令和5年度）	維持	県	2-5
	警察署内の老朽化した電気設備及び給水設備の更新	年1か所 （令和3年度）	維持	県	3-1
住宅・都市	住宅の耐震化率	94.6% （令和6年度）	96.6% （令和9年度）	県	1-1
	市町村立小中学校施設における非構造部材の耐震対策実施率	73.6% （令和6年度）	100% （令和10年度）	市町村	1-1
	私立学校校舎等の耐震化率	91.6% （令和5年度）	100% （令和10年度）	私立学校	1-1
	私立学校の非構造部材の耐震化率	44.5% （令和5年度）	50% （令和10年度）	私立学校	1-1
	文化財建造物における耐震性能把握あるいは地震時の対処方針策定の着手率	41% （令和5年度）	60% （令和8年度）	所有者等	1-1, 6-6
	病院の耐震化率	90% （令和4年度）	91% （令和11年度）	事業者	1-1

施策分野	指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	関連リスクシナリオ番号
住宅・都市	下水道改築工事の進捗割合	21.8% (令和5年度)	100.0% (令和9年度)	県	1-3, 5-3
	再生可能エネルギー導入量	33,437TJ (令和元年度)	42,248TJ (令和6年度)	県 市町村 県民 事業者等	5-2
	災害時の石油製品の備蓄に関する協定の締結	1件 (令和5年度)	維持	県	5-3
	博物館における防災訓練の実施	年1回	維持	県	6-6
	応急仮設住宅建設予定地数	110 (平成21年度)	110 (令和8年度)	県	6-1
保健医療福祉	地域保健医療福祉調整本部における災害時の医療救護体制強化に向けた訓練実施回数	7回 (令和5年度)	維持	県	2-2
	災害拠点病院において策定したBCPに基づく被災状況を想定した訓練実施回数	16回以上 (令和5年度)	維持	災害拠点病院	2-2
	避難行動要支援者の個別支援計画の策定市町村数	31市町村 (令和5年度) ※一部策定含む	35市町村 (令和8年度)	市町村	2-3
	宮城県災害派遣福祉チームの協定締結数	40法人・施設 (令和元年度)	75法人・施設 (令和7年度)	県	2-3, 6-2
	災害時保健活動研修の実施	年2回 (平成30年度)	維持	県	6-2

施策分野	指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	関連リスクシナリオ番号
保健医療 福祉	地域生活支援拠点の整備市町村数	30 市町村 (令和6年度)	35 市町村 (令和8年度)	市町村	6-1
環境	浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	72.3% (令和4年度)	増加	市町村	1-3, 2-6, 5-3, 6-3
	市町村災害廃棄物処理計画策定数	23 市町村 (令和5年度)	35 市町村 (令和10年度)	市町村	2-6, 6-1
	広域火葬の訓練回数	1回 (令和元年度)	維持	県	2-6
	沿道における浮遊粒子状物質環境基準達成率	100% (令和5年度)	維持	県市	4-2
	野生鳥獣による農作物被害額	132,090 千円 (令和5年度)	116,800 千円 (令和12年度)	市町村	4-4
	災害廃棄物処理図上演習等の実施	4回 (令和6年度)	維持	県	2-6, 6-3
農林水産	機能保全対策に取り組む基幹的な用排水機場数	7 箇所 (令和5年度)	34 箇所 (令和12年度)	県	1-3, 4-3
	田んぼダムを導入した面積	338ha (令和5年度)	630ha (令和12年度)	県	1-3
	地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数	8 箇所 (令和5年度)	35 箇所 (令和12年度)	県	1-3
	整備改修に取り組む湛水防除排水機場数	5 箇所 (令和5年度)	22 箇所 (令和12年度)	県	1-3
	水産物の流通拠点となる漁港のうち、BCPが策定されている漁港の割合	80% (令和5年度)	100% (令和8年度)	県市町 漁業関係者	4-1, 4-3
	汎用化水田の面積	80,021ha (令和5年度)	83,100ha (令和12年度)	県	4-3
	耕地利用率	90.0% (令和5年度)	90% (令和12年度)	県	4-3, 4-4

施策分野	指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	関連リスクシナリオ番号
農林水産	日本型直接支払制度取組面積	76,759ha (令和5年度)	72,700ha (令和12年度)	活動組織 集落協定	4-3, 4-4, 6-1
	素材生産量	586,000 m ³ (平成28年度)	700,000 m ³ (令和9年度)	県 市町 林業事業者等	4-3
	水産物の流通拠点となる漁港のうち、耐震・耐津波対策が図られた施設数	1施設 (令和5年度)	4施設 (令和13年度)	県	4-3
産業構造	企業BCPの策定に関するセミナー、出前講座等	年7回 (令和5年度)	維持	県	4-1, 6-7
	県内企業のBCP策定率	39.3% (令和4年度)	45.4% (令和10年度)	事業者	4-1, 6-7
交通・物流	災害時の物資輸送・保管等の確保に関する協定の締結数	12件 (令和5年度)	維持	県	2-4
	災害時における物資供給に関する協定の締結数	52件 (令和5年度)	維持	県	2-4
	緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数[令和元年度からの累計]	329橋 (令和6年度)	352橋 (令和12年度)	県	5-4
	橋梁長寿命化修繕工事完了数[令和元年度からの累計]	62橋 (令和6年度)	404橋 (令和12年度)	県	5-4
	トンネルの長寿命化対策率 ※ 修繕が必要と判断された箇所のうち、対策箇所を実施した割合	0% (令和6年度)	100% (令和15年度)	県	5-4
	港湾BCPに基づく訓練	年1回 (令和元年度)	維持	国 県	5-4
	港湾施設の長寿命化対策率(健全度B以上の施設)	60.5% (令和6年度)	100.0% (令和9年度)	県	5-4

施策分野	指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	関連リスクシナリオ番号
県土保全	比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能を有する海岸数(漁港海岸)	55 地区海岸 (令和5年度)	58 地区海岸 (令和10年度)	県	1-2
	長寿命化対策を実施した漁港施設の割合	31% (令和5年度)	100% (令和13年度)	県	1-3
	河川整備率	43.1% (令和5年度)	43.8% (令和9年度)	県	1-3
	定期的な訓練の実施(土木部BCP訓練)	1回/年 (令和元年度)	維持	県	1-4
	山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率	49% (令和5年度)	65% (令和9年度)	県	1-4, 4-4
	土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数[累計]	649 箇所 (令和6年度)	664 箇所 (令和9年度)	県	1-4
	土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数[累計]	8,602 箇所 (令和6年度)	14,212 箇所 (令和9年度)	県	1-4
	防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	61% (令和5年度)	91% (令和12年度)	県	1-5
	森林整備面積(年間)	3,338ha (令和5年度)	6,000ha (令和9年度)	森林所有者 森林組合 林業事業者	4-4
	建築物の危険度判定作業に従事する判定士の登録数	1,900 人 (令和6年度)	維持	県	6-2
	宅地の危険度判定作業に従事する判定士の登録数	894 人 (令和6年度)	維持	県	6-2

施策分野	指標(KPI)	基準値(基準年度)	目標値(目標年度)	実施主体	関連リスクシナリオ番号
土地利用	地籍調査進捗率	89.3% (令和5年度)	90.3% (令和11年度)	市町村	1-4, 6-4
リスクコミュニケーション・地域づくり	地域住民と連携した避難訓練を実施している学校の割合	46.7% (令和5年度)	75% (令和10年度)	各学校	1-2
	各学校の防災において地域連携を図るための会議の設置率	91.6% (令和5年度)	100% (令和10年度)	各学校	1-2
	女性防災リーダー養成者数	1,543人 (令和5年度)	2,350人 (令和9年度)	県	6-2
	自主防災組織の組織率	80.7% (令和5年度)	81.6% (令和9年度)	県 市町村	6-1, 6-5
	コミュニティソーシャルワーク実践研修受講者数	19人/年度 (令和元年度)	70人/年度 (令和7年度)	県	6-5
	外国人相談対応の体制を整備している市町村	16市町村 (令和5年度)	35市町村 (令和10年度)	市町村	6-5

別紙3 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

宮城県に被害を及ぼした主な地震・津波

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
869. 7.13 (貞観 11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者 1,000。)	宮城県
1611.12. 2 (慶長 16)	三陸沿岸及び北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者 1、783、南部、津軽で人馬の死 3,000 以上。)	新編日本被害地震総覧
1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5 ～ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793. 2.17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8～ 8.4	仙台藩で死者 12、家屋破損 1,060 以上。	新編日本被害地震総覧
1835. 7.20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧
1896. 6.15 (明治 29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者 3,452、負傷者 1,241、家屋倒壊 854、同流出 3,121。	新編日本被害地震総覧
1900. 5.12 (明治 33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者 13、負傷者 4、家屋全壊 44。	新編日本被害地震総覧
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明 308、負傷者 145、家屋倒壊 528、同流出 950。	新編日本被害地震総覧
1960. 5.23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明 54、負傷者 641、建物全壊 977、建物流失 434。	新編日本被害地震総覧
1962. 4.30 (昭和 37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者 3、負傷者 272、住家全壊 340。	新編日本被害地震総覧
1978. 6.12 (昭和 53)	(1978 年宮城県沖地震)	7.4	死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180。	新編日本被害地震総覧
2003. 5.26 (平成 15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1、033。	宮城県 (H15.6.19 最終報告)
2003. 7.26 (平成 15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者 675、住家全壊 1,276、半壊 3,809、一部破損 10,975	宮城県 (H16 年 3 月 12 日確定報)
2005.8.16 (平成 17)	宮城県沖	7.2	負傷者 79	宮城県 (H17.7.27 確定報)
2008. 6.14 (平成 20)	平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 14、行方不明者 4、負傷者 365、住家全壊 28、半壊 141、一部破損 1,733	宮城県 (H23.4.29 現在)
2011. 3.11 (平成 23)	平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死者 10,571、行方不明者 1,215、住家全壊 83,005、半壊 155,131、一部破損 224,202	宮城県 (R6.9.30 現在)
2011. 4. 7 (平成 23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2		

2021.2.13 (令和 3)	福島県沖	7.3	重軽傷者 73、住家全壊 5、半壊 132、 一部破損 14,116	宮城県 (R3.5.28 現在)
2021.3.20 (令和 3)	宮城県沖	6.9		
2022.3.16 (令和 4)	福島県沖	7.4	死者 2、重軽傷者 108、住家全壊 53、 半壊 592、一部損壊 21,172	宮城県 (R4.6.17 現在)

【出典：防災推進課「地域防災計画（地震災害対策編）」等より抜粋】

宮城県に被害を及ぼした主な大雨・洪水・暴風雨

宮城県には、北上川水系、鳴瀬川水系、名取川水系、阿武隈川水系の4つの一級河川水系をはじめ、388の大小河川を有する。これまでに大雨による洪水の被害をもたらした事例から、時として、近年の大雨や台風の影響から、居住地域に浸水被害が及ぶことも考えられる。

災害の種別	過去の災害の例	主な被害
大雨・洪水 ・暴風雨	(カスリン台風) S22.9.14～15 洪水	死者(行方不明者を含む)30人、負傷者4人、住家倒壊44棟、流失165棟、浸水29、704棟
	(アイオン台風) S23.9.16～17 洪水	死者(行方不明者を含む)44人、負傷者25人、住家全壊229戸、半壊25戸、流失121戸、家屋浸水33,611戸
	(熱帯低気圧) S25.8.2～8.7 暴風雨	台風5011～5012号 死者9人、負傷者102人、行方不明8人、家屋流失221戸、家屋倒壊453戸、床上浸水7,282戸、床下浸水13、140戸
	豪雨・洪水 S61.8.4～5	死者5人、負傷者12人、住家全壊68戸、半壊194戸、一部損壊857戸、床上浸水10,817戸、床下浸水22、158戸、非住家9,563戸
	集中豪雨・洪水 H6.9.22～23	負傷者(軽傷)1人、全壊3棟、半壊10棟、一部破損14棟、床上浸水3,317棟、床下浸水4,865棟 ※名取川水系増田川・川内沢川、阿武隈川水系五間掘川における破堤や越水
	台風6号 H14.7.10～11	死者1人、軽傷者3人、全壊1棟、半壊2棟、一部破損8棟、541棟、2、874棟、非住家被害14棟 ※5河川8箇所破堤、3,400棟以上が浸水。
	大雨・洪水 H18.10.6	死者9人、行方不明者8人、軽傷者2人、半壊7棟、一部損壊347棟、床上浸水54棟、床下浸水412棟 ※北上川水系皿貝川など6河川、鳴瀬川水系名蓋川での越水、北上川水系迫川支流の夏川で漏水。
	台風第18号 H21.10.8	死者1人、重傷者2人、軽傷者3人、一部破損56棟、床上浸水98棟、床下浸水551棟、非住家被害、その他4棟 ※台風の北側にある前線が活発化し、県北部や沿岸部を中心に大雨
	台風第15号 H23.9.20	死者2人、軽傷者3人、住家全壊3棟、半壊202棟、一部損壊8棟、床上浸水647棟、床下浸水2,307棟、非住家被害44棟 ※石巻市雄勝では日雨量431mm、2日雨量531mmと観測史上最大。阿武隈川水系新川、七北田川水系七北田川、女川水系女川などで越水。河川や道路、住宅、農地などに大きな被害。
	平成27年9月 関東・東北豪雨 (台風第18号) H27.9.9～11	死者2人、重傷者1人、軽傷者2人、住家全壊2棟、半壊578棟、一部損壊308棟、床上浸水140棟、床下浸水728棟、非住家被害2棟 ※台風第17号と台風から変わった低気圧から湿った空気が流れ込んだ影響で記録的な大雨。渋井川など11河川23箇所破堤。

大雨・洪水 ・暴風雨	令和元年東日本台風 R1.10.12	死者 20 人、行方不明者 2 人、重傷者 8 人、軽傷者 38 人、住家全壊 291 棟、半壊 3,024 棟、一部損壊 2,469 棟、床上浸水 1,802 棟、床下浸水 11,688 棟、非住家被害 94 棟 ※ 令和 6 年 9 月 3 0 日現在の被害状況 ※ 台風第 19 号により東北、関東甲信越、静岡県などで 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新する記録的な大雨。県内では 18 河川 36 箇所が破堤。
	令和 4 年 7 月	重傷者 2 人、軽傷者 1 人、住居全壊 3 棟、半壊 200 棟、一部損壊 22 棟、床上浸水 146 棟、床下浸水 1,315 棟 ※ 令和 4 年 8 月 2 6 日現在の被害状況

【出典：防災推進課「過去に県内で発生した災害の記録－宮城県災害年表」、保健体育安全課「みやぎ防災教育副読本 みらいの絆」、宮城県記者発表資料より抜粋、加筆】

宮城県の火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の 3 火山が活火山に該当する。さらに、平成 21 年 6 月には「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として 47 火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定した。

近年、火山噴火被害は発生していないため、以下に活動状況等について整理する。

火山名	過去の活動状況等
栗駒山	<p>栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。</p> <p>1 万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(黒ボク)中に堆積している火山灰の分析では、915 年(十和田 a 火山灰)以降に、少なくとも 2 回(1944 年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約 5,400 年前(十和田一中掬(ちゅうせり)火山灰)から 915 年の間にも、少なくとも 2 回の水蒸気爆発が起こっている(日本活火山総覧(第 4 版)による)。</p> <p>なお、仙台管区気象では平成 22 年(2010 年)より常時観測、震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p>
蔵王山	<p>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。</p> <p>玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体上部を形する熊野岳(最高峰)・刈田岳(かっただけ)などが噴出した後、山頂部に直径 2km 程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜(直径 360m、別名五色沼)を持つ。</p> <p>蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約 70 万年前には始まっていたと考えられ、現在までに 4 つのステージがあったとされている。</p> <p>2 万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが 2000 年～3000 年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約 1000 年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。</p> <p>1230 年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694 年、1809 年、1821 年、1867 年、1895 年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち 1867 年の噴火では洪水による死者が発生している(日本活火山総覧(第 4 版)による)。</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成 22 年(2010 年)より常時観測(震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p> <p>平成 27 年 4 月 7 日から火山性地震が増加し、小規模な噴火が発生する可能性があることから、同 4 月 13 日に噴火警報(火口周辺危険)が発表された。その後、蔵王山の火山性地震の減少を受け、同 6 月 16 日に噴火警報が解除された。</p> <p>平成 30 年 1 月 30 日には、御釜付近の地殻変動の発生により火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 2(火口周辺規制)に引き上げられた。その後、同年 3 月 6 日に噴火警報が解除され、噴火警戒レベルが 1(活火山であることに留意)に引き下げられた。</p>

鳴子	<p>鳴子火山は、本県北西部に位置し、直径約 7km の不鮮明な輪郭をもつカルデラとその中心部の溶岩ドーム群からなるデイサイトの 4 つの溶岩ドームが一群をなしそれらに囲まれた酸性の火口湖・潟沼(直径 400m)の内外やその西側の溶岩ドーム(海拔 396m)の壁では噴気活動が盛んである。</p> <p>溶岩ドームには直径 100～400m 程度の火口地形が多数認められ、後カルデラ期には溶岩ドーム群の形成とそれを一部破壊するような爆発的な活動が発生していたと考えられる。溶岩ドームや湖成層はテフラ群に覆われ、そのうち比較的分布域が広い潟沼-上原テフラ(約 1.8 万年)が潟沼形成に関わったと考えられている。</p> <p>鳴子火山のうち、潟沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約 11、800 年前頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約 5,400 年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2,000～3,000 年前に水蒸気噴火が発生している。(日本活火山総覧(第 4 版)による)</p>
----	---

【出典：防災推進課「地域防災計画（風水害等災害対策編）」より抜粋、一部修正】

